官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（原子力規制委八）　一
〔その他告示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務四〇〇）　三
〔人事異動〕
最高裁判所　三〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　三一
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人農林水産消費安全技術センター公示、東日本高速道路株式会社工事一部完了関係　八七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等の除去命令、農業協同組合法第六十四条の二の届出、押収物還付関係　八七
会社その他
会社決算公告　八八
九三

規則

○原子力規制委員会規則第八号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年十一月五日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（廃止措置計画の認可の申請）	（廃止措置計画の認可の申請）
第十六条の六　法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	**第十六条の六**　法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　使用済燃料の試験研究用等原子炉の炉心からの取出しの状況	（新設）
五・六　（略）	四・五　（略）
七　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理	（新設）
八～十四　（略）	六～十二　（略）
2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。	2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。
（削る）	一　既に使用済燃料を試験研究用等原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料
一～七　（略）	二～八　（略）
（削る）	九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
八　（略）	十　（略）
3　使用済燃料が炉心から取り出されていない試験研究用等原子炉について法第四十三条の三の二第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項第四号に掲げる事項に代えて、使用済燃料を炉心から取り出す方法及び時期について定めなければならない。	3　使用済燃料が炉心から取り出されていない試験研究用等原子炉について法第四十三条の三の二第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、使用済燃料を炉心から取り出す方法及び時期について定めなければならない。
4　前項の場合には、第一項の申請書には、使用済燃料を炉心から取り出す工程に関する説明書を添付しなければならない。	4　前項の場合には、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる資料に代えて、使用済燃料を炉心から取り出す工程に関する説明書を添付しなければならない。
5　（略）	5　（略）
（廃止措置計画の変更の認可の申請）	（廃止措置計画の変更の認可の申請）
第十六条の七　法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	**第十六条の七**　法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　変更に係る前条第一項第四号から第十四号までに掲げる事項	四　変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項
五　（略）	五　（略）
2　前項の申請書には、前条第一項第四号から第十四号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。	2　前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。
3・4　（略）	3・4　（略）

（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正）

第二条　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（廃止措置計画の認可の申請） **第六条の三**　法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる事項については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用していた場合に限り、第四号に掲げる事項については当該核燃料物質の使用をしていた場合を除き、定めるものとする。 一・二　（略） 三　核燃料物質（使用施設を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質及び使用施設を構成する核燃料物質を除く。第六条の五第一号において同じ。）の使用施設からの取出しの状況 四　使用施設における核燃料物質の使用の終了 五・六　（略） 七　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 八～十四　（略） 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第二号、第三号及び第六号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。 （削る） （削る） 一～七　（略） （削る） 八　（略） 3　（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） **第六条の三の二**　法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　変更に係る前条第一項第三号から第十四号までに掲げる事項 四　（略）	（廃止措置計画の認可の申請） **第六条の三**　法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） （新設） （新設） 三・四　（略） （新設） 五～十一　（略） 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第一号、第四号、第五号、第八号及び第十号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、第二号に掲げる書類については当該核燃料物質の使用をしていた場合を除き、添付するものとする。 一　既に核燃料物質（使用施設を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質及び使用施設を構成する核燃料物質を除く。第六条の五第一号において同じ。）を使用施設から取り出していることを明らかにする資料 二　既に使用施設における核燃料物質の使用が終了していることを明らかにする資料 三～九　（略） 十　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十一　（略） 3　（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） **第六条の三の二**　法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項 四　（略）

２　前項の申請書には、前条第一項第三号から第十四号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。ただし、同条第二項第二号、第三号及び第六号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。

３　（略）

（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正）

第三条　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（廃止措置計画の認可の申請） **第七条の五の六**　法第十二条の六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　核燃料物質（製錬施設を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質を除く。）の製錬施設からの搬出の状況 四・五　（略） 六　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 七～十三　（略） ２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 （削る） 一～七　（略） （削る） 八　（略） ３　（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） **第七条の五の七**　法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　変更に係る前条第一項第三号から第十三号までに掲げる事項 四　（略） ２　前項の申請書には、前条第一項第三号から第十三号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 ３　（略）	（廃止措置計画の認可の申請） **第七条の五の六**　法第十二条の六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） （新設） 三・四　（略） （新設） 五～十一　（略） ２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一　既に核燃料物質（製錬施設を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質を除く。）を製錬施設から搬出していることを明らかにする資料 二～八　（略） 九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十　（略） ３　（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） **第七条の五の七**　法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項 四　（略） ２　前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 ３　（略）

（核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正）

第四条　核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（廃止措置計画の認可の申請） **第九条の五**　法第二十二条の八第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　核燃料物質（加工設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質を除く。）の加工設備本体からの取出しの状況 四・五　（略） 六　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 七～十三　（略） 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 （削る） 一～七　（略） （削る） 八　（略） 3　（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） **第九条の六**　法第二十二条の八第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　変更に係る前条第一項第三号から第十三号までに掲げる事項 四　（略） 2　前項の申請書には、前条第一項第三号から第十三号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 3　（略）	（廃止措置計画の認可の申請） **第九条の五**　法第二十二条の八第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） （新設） 三・四　（略） （新設） 五～十一　（略） 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一　既に核燃料物質（加工設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質を除く。）を加工設備本体から取り出していることを明らかにする資料 二～八　（略） 九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十　（略） 3　（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） **第九条の六**　法第二十二条の八第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項 四　（略） 2　前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3　（略）

（使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正）

第五条　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（廃止措置計画の認可の申請）

第十九条の五　法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　回収可能核燃料物質の再処理設備本体からの取出しの状況

四・五　（略）

六　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

七～十三　（略）

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

（削る）

一～七　（略）

（削る）

八　（略）

３　特定再処理施設（回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄している再処理施設をいう。第十九条の八第二項において同じ。）について法第五十条の五第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号（第一号に掲げる場合にあつては、同項第三号を除く。）に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を定めなければならない。

一・二　（略）

４　前項の場合において、第一項の申請書には、第二項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類又は図面を添付しなければならない。

一　（略）

二　特定廃液を廃液槽に保管廃棄している場合　特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書

５　（略）

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十九条の六　法第五十条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　変更に係る前条第一項第三号から第十三号までに掲げる事項

四　（略）

２　前項の申請書には、前条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。

３・４　（略）

改正前

（廃止措置計画の認可の申請）

第十九条の五　法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　（略）

（新設）

三・四　（略）

（新設）

五～十一　（略）

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一　既に回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料

二～八　（略）

九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十　（略）

３　特定再処理施設（回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄している再処理施設をいう。第十九条の八第二項において同じ。）について法第五十条の五第二項の認可の申請をする場合には、当該申請に係る廃止措置計画に、第一項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を定めなければならない。

一・二　（略）

４　前項の場合において、第一項の申請書には、第二項第二号から第十号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類又は図面を添付しなければならない。

一　（略）

二　特定廃液を廃液槽に保管廃棄している場合　特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書及び回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出している場合にあつては第二項第一号の資料

５　（略）

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十九条の六　法第五十条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項

四　（略）

２　前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。

３・４　（略）

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第六条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（廃止措置計画の認可の申請） **第百十六条**　法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三　（略） 四　使用済燃料の発電用原子炉の炉心からの取出しの状況 五・六　（略） 七　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 八～十四　（略） ２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一～七　（略） 八　（削る） ３　（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） **第百十七条**　法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三　（略） 四　変更に係る前条第一項第四号から第十四号までに掲げる事項 五　（略） ２　前項の申請書には、前条第一項第四号から第十四号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 ３　（略）	（廃止措置計画の認可の申請） **第百十六条**　法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三　（略） （新設） 四・五　（略） （新設） 六～十二　（略） ２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一　既に使用済燃料を発電用原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料 二～八　（略） 九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十　（略） ３　（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） **第百十七条**　法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三　（略） 四　変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項 五　（略） ２　前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 ３　（略）

（船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第七条　船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（廃止措置計画の認可の申請）

第三十二条の六　法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～五　（略）

六　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

七～十三　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一～七　（略）

（削る）

八　（略）

３　（略）

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第三十二条の七　法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　変更に係る前条第一項第四号から第十三号までに掲げる事項

五　（略）

２　前項の申請書には、前条第一項第四号から第十三号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。

３　（略）

改正前

（廃止措置計画の認可の申請）

第三十二条の六　法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～五　（略）

（新設）

六～十二　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一～七　（略）

八　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

九　（略）

３　（略）

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第三十二条の七　法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項

五　（略）

２　前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。

３　（略）

（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第八条　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（廃止措置計画の認可の申請）

第二十二条の七　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　全ての坑道の閉鎖の状況

四・五　（略）

六　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

七～十一　（略）

改正前

（廃止措置計画の認可の申請）

第二十二条の七　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　（略）

（新設）

三・四　（略）

（新設）

五～九　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。
（削る）
一～八　（略）
（削る）
九・十　（略）
3　（略）
（廃止措置計画の変更の認可の申請）
第二十二条の八　法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一・二　（略）
三　変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項
四　（略）
2　前項の申請書には、前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。
3　（略）

（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正）
第九条　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（廃止措置計画の認可の申請） **第三十五条の六**　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等の廃棄物管理施設からの搬出の状況 四・五　（略） 六　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 七～十二　（略） 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 （削る） 一～七　（略） （削る） 八　（略） 3　（略）	（廃止措置計画の認可の申請） **第三十五条の六**　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） （新設） 三・四　（略） （新設） 五～十　（略） 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一　既にその管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から搬出していることを明らかにする資料 二～八　（略） 九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十　（略） 3　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。
一　全ての坑道の閉鎖が終了していることを明らかにする資料
二～九　（略）
十　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
十一・十二　（略）
3　（略）
（廃止措置計画の変更の認可の申請）
第二十二条の八　法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一・二　（略）
三　変更に係る前条第一項第三号から第九号までに掲げる事項
四　（略）
2　前項の申請書には前条第一項第三号から第九号までに掲げる事項の変更に伴う前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。
3　（略）

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第三十五条の七　法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　変更に係る前条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項

四　（略）

２　前項の申請書には、前条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。

３　（略）

（使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正）

第十条　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（廃止措置計画の認可の申請） **第四十三条の三の五**　法第四十三条の二十七第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　使用済燃料の使用済燃料貯蔵施設からの搬出の状況 四・五　（略） 六　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 七～十二　（略） ２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一～七　（削る） 八　（削る） ３　（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） **第四十三条の四**　法第四十三条の二十七第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　変更に係る前条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項 四　（略） ２　前項の申請書には、前条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 ３　（略）	（廃止措置計画の認可の申請） **第四十三条の三の五**　法第四十三条の二十七第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） （新設） 三・四　（略） （新設） 五～十　（略） ２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一　既に使用済燃料を使用済燃料貯蔵施設から搬出していることを明らかにする資料 二～八　（略） 九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十　（略） ３　（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） **第四十三条の四**　法第四十三条の二十七第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項 四　（略） ２　前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 ３　（略）

（研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第十一条　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（廃止措置計画の認可の申請） **第百十一条**　法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三　（略） 四　燃料体の炉心等からの取出しの状況 五・六　（略） 七　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 八～十四　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一　（削る） 二～七　（略） 八　（削る） 3　特定研究開発段階発電用原子炉（燃料体が炉心等から取り出されていない令第一条第一号に掲げる発電用原子炉をいう。第百十四条第二項において同じ。）について法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項第四号に掲げる事項に代えて、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期について定めなければならない。 4　前項の場合には、第一項の申請書には、燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書を添付しなければならない。 5　（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） **第百十二条**　法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三　（略） 四　変更に係る前条第一項第四号から第十四号までに掲げる事項 五　（略） 2　前項の申請書には、前条第一項第四号から第十四号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 3・4　（略）	（廃止措置計画の認可の申請） **第百十一条**　法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三　（略） （新設） 四・五　（略） （新設） 六～十二　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一　既に燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにする資料 二～八　（略） 九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十　（略） 3　特定研究開発段階発電用原子炉（燃料体が炉心等から取り出されていない令第一条第一号に掲げる発電用原子炉をいう。第百十四条第二項において同じ。）について法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期について定めなければならない。 4　前項の場合には、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる書類又は図面に代えて、燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書を添付しなければならない。 5　（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） **第百十二条**　法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三　（略） 四　変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項 五　（略） 2　前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3・4　（略）

（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第十二条　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（廃止措置計画の認可の申請） **第七十九条**　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　全ての坑道の閉鎖の状況 四・五　（略） 六　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 七～十二　（略） 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 （削る） 一～七　（略） （削る） 八　（略） 3　（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） **第八十条**　法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　変更に係る前条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項 四　（略） 2　前項の申請書には、前条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 3　（略）	（廃止措置計画の認可の申請） **第七十九条**　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） （新設） 三・四　（略） （新設） 五～十　（略） 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一　全ての坑道の閉鎖が終了していることを明らかにする資料 二～八　（略） 九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十　（略） 3　（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） **第八十条**　法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項 四　（略） 2　前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和八年十二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行前にされた核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第五十一条の二十五第三項若しくは第五十七条の五第三項において読み替えて準用する第十二条の六第三項、第二十二条の八第二項、第四十三条の三の二第二項、第五十一条の二十五第二項又は第五十七条の五第二項の認可の申請であって、この規則の施行の際、認可をするかどうかの処分がされていないものについての認可の処分については、なお従前の例による。

その他告示

○総務省告示第四百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）第八条第一項の規定により読み替えて適用される同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年十一月五日

総務大臣　藤井比早之

政党

政治団体の名称　公明党

異動事項	届出年月日	異動の届出事項	異動のあった支部の名称	（異動事項）	（新）	（旧）
各支部の届出事項	（令和）六、三、二九	公明党北多摩総支部	主たる事務所の所在地	東京都小平市美園町二―九―二	東京都西東京市田無町六―三―八	
各支部の届出事項	（令和）六、三、二九	公明党衆議院比例区北関東第5総支部	主たる事務所の所在地	埼玉県さいたま市浦和区前地一―九―一	埼玉県さいたま市北区大成町四―八一五	
各支部の届出事項	（令和）六、三、二九	公明党参議院埼玉選挙区第1総支部	主たる事務所の所在地	埼玉県さいたま市浦和区前地一―九―一	埼玉県さいたま市北区大成町四―八一	
各支部の届出事項	（令和）六、三、二九	公明党参議院比例区第4総支部	主たる事務所の所在地	静岡県浜松市中央区常盤町一三九―一八	静岡県浜松市中区常盤町一三九―一八	
各支部の届出事項	（令和）六、三、二九	公明党葵総支部	主たる事務所の所在地	静岡県静岡市葵区平和二―二四―一四	静岡県静岡市葵区城北二―九―五	
各支部の届出事項	（令和）六、三、二九	公明党伊豆東総支部	主たる事務所の所在地	静岡県伊東市富戸一〇〇三	静岡県伊東市湯川二―二―三	
各支部の届出事項	（令和）六、三、二九	公明党浜松総支部	主たる事務所の所在地	静岡県浜松市中央区米津町一六一五―一	静岡県浜松市南区米津町一六一五―一	
各支部の届出事項	（令和）六、三、二九	公明党遠州総支部	主たる事務所の所在地	静岡県磐田市鎌田二〇一七	静岡県磐田市中泉三〇一二―一〇	

異動事項	届出年月日	異動の届出事項	異動のあった支部の名称	（異動事項）	（新）	（旧）
各支部の届出事項	（令和）六、三、二三	公明党茨城第五総支部	主たる事務所の所在地	茨城県取手市新町四―一〇―二四	茨城県取手市新町六―一〇―一四	
各支部の届出事項	（令和）六、三、二三	公明党習志野総支部	主たる事務所の所在地	千葉県八千代市勝田台二―二六―一一	千葉県習志野市津田沼五―一三―四	
各支部の届出事項	（令和）六、三、二三	公明党衆議院小選挙区北海道第10総支部	主たる事務所の所在地	北海道岩見沢市大和三条四―一四―七	北海道岩見沢市四条西二―四―二	
各支部の届出事項	（令和）六、三、二三	公明党神奈川県本部	主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市中区山下町二五二	神奈川県横浜市中区山下町七四―一	
各支部の届出事項	（令和）六、三、二三	公明党東高知総支部	主たる事務所の所在地	高知県南国市日吉町二―二―三	高知県香美市土佐山田町西本町一―五―一	

政党

政治団体の名称　国民民主党

異動事項	届出年月日	異動の届出事項	異動のあった支部の名称	（異動事項）	（新）	（旧）
各支部の届出事項	（令和）六、一〇、二	公明党奈良第2総支部	主たる事務所の所在地	新	奈良県香芝市真美ケ丘三―一九―二七	奈良県香芝市真美ケ丘七―一〇―一一

異動事項	届出年月日	異動の届出事項	支部の数	一一〇	一〇九	
各支部の届出事項	（令和）六、四、八	国民民主党福岡県第4区総支部	（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	
				福岡県古賀市新久保一―一八―一	福岡県第四区	一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部 ○
各支部の届出事項	（令和）六、四、八	国民民主党東京都板橋区支部	（解散した支部の名称）	東京都板橋区宮本町二四―一三―一〇二	東京都板橋区	○

異動事項	届出年月日	異動の届出事項	異動のあった支部の名称	（異動事項）	（新）	（旧）
各支部の届出事項	（令和）六、四、八	国民民主党東京都第15区総支部	主たる事務所の所在地	新	東京都港区海岸一―四―二六	東京都港区芝公園二―四―一

異動事項	届出年月日	異動の届出事項	支部の数	一一三	一一〇	
各支部の届出事項	（令和）六、五、二四	国民民主党富山県第3区総支部	（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	
				富山県射水市南太閤山一一―六一	富山県第三区	一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部 ○
各支部の届出事項	（令和）六、五、二四	国民民主党山口県第1区総支部	主たる事務所の所在地	山口県山口市平井一三一一―一五	山口県第一区	○
各支部の届出事項	（令和）六、五、二四	国民民主党大阪府第8区総支部	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市北区南扇町一―一四	大阪府第八区	○
各支部の届出事項	（令和）六、五、二四	国民民主党石川県第1区総支部	主たる事務所の所在地	石川県金沢市古府一―七七	石川県第一区	○

（解散した支部の名称）
国民民主党東京都第24区総支部

各支部の届出事項

（異動のあった支部の名称）	（異動事項）		
	（旧）	（新）	
国民民主党東京都第3区総支部	主たる事務所の所在地	東京都品川区西五反田八―二―一二	東京都品川区大井三―四―一
国民民主党埼玉県第4区総支部	主たる事務所の所在地	埼玉県新座市東北二―一―一二	埼玉県和光市新倉一―四―九四
国民民主党兵庫県第3区総支部	主たる事務所の所在地	兵庫県神戸市垂水区川原二―一―一六	兵庫県神戸市中央区中山手通四―一七―二
国民民主党長野県総支部連合会	主たる事務所の所在地	長野県安曇野市豊科田沢四五七四―一	長野県長野市栗田二〇〇九

異動事項	新	旧	届出年月日
支部の数	一一六	一一三	六、五、二四

（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	届出年月日
国民民主党東京都第4区総支部	東京都新宿区早稲田鶴巻町五七一―一	東京都第四区	（令和）六、二一
国民民主党東京都第20区総支部	東京都東村山市栄町二―二〇―一〇	東京都第二十区	○
国民民主党東京都第14区総支部	東京都千代田区隼町三―一九	東京都第十四区	○
国民民主党東京都第13区総支部	東京都足立区梅島一―一三―六	東京都第十三区	○

（解散した支部の名称）
国民民主党愛知県参議院選挙区第3総支部

異動事項

（異動のあった支部の名称）	（異動事項）		
	（旧）	（新）	
国民民主党山口県第1区総支部	主たる事務所の所在地	山口県山口市朝田一六八一	山口県山口市平井一三一一―一五
国民民主党東京都第4区総支部	主たる事務所の所在地	東京都大田区蒲田五―四六―一〇	東京都新宿区早稲田鶴巻町五七一―一
国民民主党千葉県第7区総支部	主たる事務所の所在地	千葉県流山市西初石三―九六	千葉県流山市おおたかの森北一―八―一

各支部の届出事項	届出年月日
支部の数	（令和）六、二一

（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	届出年月日
国民民主党東京都第18区総支部	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町二〇〇―四	神奈川県第十八区	（令和）六、七、三〇
国民民主党東京都第24区総支部	東京都八王子市散田町三―一五―二二	東京都第二十四区	○
国民民主党長崎県参議院選挙区第1総支部	長崎県長崎市平和町四―二〇	長崎県	（令和）六、九、二六

異動事項	新	旧	届出年月日
支部の数	一一七	一一六	（令和）六、九、二一

（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	届出年月日
国民民主党神奈川県第18区総支部	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町二〇〇―四	神奈川県第十八区	（令和）六、七、三〇
国民民主党東京都第24区総支部	東京都八王子市散田町三―一五―二二	東京都第二十四区	○
国民民主党長崎県参議院選挙区第1総支部	長崎県長崎市平和町四―二〇	長崎県	（令和）六、九、二六

異動事項	新	旧	届出年月日
支部の数	一一九	一一七	（令和）六、九、二六

（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	届出年月日
国民民主党神奈川県参議院選挙区第1総支部	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町二〇〇―四	神奈川県	（令和）六、九、二六
国民民主党東京都第14区総支部	東京都江戸川区西小岩二―二〇―五	東京都第二十四区	○
国民民主党神奈川県第18区総支部	神奈川県川崎市中原区宮内一―八―五	神奈川県第十八区	（令和）六、一一、八

異動事項	新	旧	届出年月日
支部の数	一二〇	一一九	（令和）六、一一、八

（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	届出年月日
国民民主党神奈川県参議院選挙区第1総支部	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町二〇〇―四	神奈川県	（令和）六、九、二六
国民民主党東京都第14区総支部	東京都江戸川区西小岩二―二〇―五	東京都第二十四区	○
国民民主党神奈川県第18区総支部	神奈川県川崎市中原区宮内一―八―五	神奈川県第十八区	（令和）六、一一、八

異動事項	新	旧	届出年月日
支部の数	一二一	一二〇	（令和）六、一二、五

（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	届出年月日
国民民主党北海道衆議院比例区第1総支部	北海道札幌市中央区北五条西六	北海道	（令和）六、一二、五

（異動のあった支部の名称）	（異動事項）		
	（旧）	（新）	
国民民主党埼玉県第4区総支部	主たる事務所の所在地	埼玉県久喜市久喜中央一―八―一五	埼玉県幸手市上高野三〇三七
国民民主党東京都第14区総支部	主たる事務所の所在地	東京都江戸川区西小岩二―二〇―五	東京都千代田区隼町三―一九
国民民主党神奈川県第18区総支部	主たる事務所の所在地	神奈川県川崎市中原区宮内一―八―五	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町二〇〇―四

| | | |

自由民主党岐阜県山県市支部	岐阜県山県市東深瀬八四六―一	岐阜県山県市	○
自由民主党静岡県牧之原市・吉田町第一支部	静岡県牧之原市静波二三六一	静岡県牧之原市・榛原郡吉田町	○
自由民主党静岡県菊川市第二支部	静岡県菊川市赤土一三四六―一	静岡県菊川市	○
自由民主党静岡県長泉町第一支部	静岡県駿東郡長泉町下土狩四五二―四	静岡県駿東郡長泉町	○
自由民主党愛知県犬山市第一支部	愛知県犬山市大字五郎丸字万願寺六	愛知県犬山市	○
自由民主党愛知県みよし市第一支部	愛知県みよし市三好町湯ノ前一〇三	愛知県みよし市	○
自由民主党三重県津市第五支部	三重県津市久居野村町八七四―二八	三重県津市	○
自由民主党愛知県荘中央支部	滋賀県愛知郡愛荘町愛知川四〇―三	滋賀県愛知郡愛荘町	○
自由民主党大阪府枚方市第五支部	大阪府枚方市香里ヶ丘九―七―六七	大阪府枚方市	○
自由民主党大阪府大阪市東住吉区第一支部	大阪府大阪市東住吉区田辺五―四―三	大阪府大阪市東住吉区	○
自由民主党大阪府介護・障害福祉事業者支部	大阪府大阪市生野区巽東二―一八―一	大阪府	○
自由民主党岡山県西部第一支部	岡山県笠岡市笠岡一八六三―一	岡山県笠岡市	○
自由民主党岡山県備前市・和気郡第二支部	岡山県備前市新庄一五〇二	岡山県備前市・和気郡	○
自由民主党岡山県日鳶連支部	岡山県倉敷市帯高一七一	岡山県	○
自由民主党山口県下関市第九支部	山口県下関市菊川町大字日新二三五	山口県下関市	○
自由民主党山口県宇部市第三支部	山口県宇部市床波五―一〇―一	山口県宇部市	○
自由民主党山口県山口市第五支部	山口県山口市小郡大江町四―二九	山口県山口市	○

自由民主党山口県岩国市第一支部	山口県岩国市由宇町南沖三―三―一三	山口県岩国市・玖珂郡和木町	○
自由民主党山口県山陽小野田市第一支部	山口県山陽小野田市くし山一―一―一二	山口県山陽小野田市	○
自由民主党愛媛県四国中央市第五支部	愛媛県四国中央市川滝町下山九七〇	愛媛県四国中央市	○
自由民主党福岡県第十選挙区支部	福岡県北九州市小倉南区城野四―一―三〇	福岡県第十選挙区	○
自由民主党長崎県西彼杵郡第一支部	長崎県西彼杵郡時津町浦郷三〇一―一九	長崎県西彼杵郡	○
自由民主党熊本県熊本市第五十一支部	熊本県熊本市東区小山五―二―一五	熊本県熊本市東区	○
自由民主党熊本県菊池郡第八支部	熊本県菊池郡大津町大津一〇九五	熊本県菊池郡（菊陽町・大津町）	○
自由民主党大分県竹田市第三支部	大分県竹田市大字会々一八六一―三〇	大分県竹田市	○
自由民主党宮崎県小林市・西諸県郡支部	宮崎県小林市南西方五七〇六―一〇	宮崎県小林市・西諸県郡	○
自由民主党宮崎市第一支部	宮崎県宮崎市月見ヶ丘一―二〇―四	宮崎県宮崎市	○
（解散した支部の名称）			
自由民主党北海道釧路市第三支部			
自由民主党北海道胆振総合振興局第一支部			
自由民主党山形県東根市第一支部			
自由民主党東京都大田区第二十九支部			
自由民主党東京都大田区第五支部			
自由民主党東京都大田区第三十九支部			
自由民主党東京都江戸川区第四十三支部			
自由民主党神奈川県川崎市中原区第一支部			
自由民主党新潟県見附市第一支部			
自由民主党石川県羽咋郡北部第二支部			
自由民主党福井県福井市第五支部			
自由民主党岐阜県不破郡第一支部			
自由民主党愛知県犬山市第一支部			
自由民主党大阪府大阪市東住吉区第一支部			
自由民主党大阪府大阪市天王寺区第二支部			
自由民主党大阪府第十一選挙区支部			
自由民主党鳥取県八頭郡第二支部			
自由民主党鳥取県米子市第五支部			
自由民主党鳥取県鳥取市第七支部			
自由民主党鳥取県鳥取市第八支部			

異動事項	支部の数	（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	届出年月日
旧	七八二六			七八四五	
新		自由民主党北海道苫小牧市第一支部	北海道苫小牧市新富町二―三―二〇	北海道苫小牧市	（令和六、三、一九）
		自由民主党興部支部	北海道紋別郡興部町字沙留一四三―一	北海道紋別郡興部町	
		自由民主党茨城県小美玉市第三支部	茨城県小美玉市中台一六四―二	茨城県小美玉市	
		自由民主党石川県能美市能美郡第三支部	石川県能美市大長野町イ一六七	石川県能美市・能美郡	
		自由民主党山梨県南都留郡第二支部	山梨県南都留郡富士河口湖町船津三四四八	山梨県南都留郡	
		自由民主党山梨県甲州市第一支部	山梨県甲州市塩山上於曽一九四一	山梨県甲州市	
		自由民主党山梨県山梨市市川第一支部	山梨県山梨市市川八二五―一	山梨県山梨市	
		自由民主党山梨県甲府市第五支部	山梨県甲府市和戸町一二一八	山梨県甲府市	
		自由民主党山梨県美容政治連盟支部	山梨県甲府市緑が丘二―一三―三六	山梨県	
		自由民主党兵庫県遊技産業支部	兵庫県神戸市中央区北長狭通五―三―一	兵庫県	
		自由民主党鳥取県鳥取市第三支部	鳥取県鳥取市河原町長瀬四五―一六	鳥取県鳥取市	
		自由民主党長崎県長崎市第七支部	長崎県長崎市江戸町一―一五	長崎県長崎市	
		自由民主党熊本県熊本市第五十三支部	熊本県熊本市東区京塚本町三―一	熊本県熊本市（北区、東区、中央区）	

異動事項	支部の数	（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	届出年月日
旧	七八一二			七八二六	
新		自由民主党北海道上川総合振興局第二支部	北海道富良野市若松町八―一〇	上川総合振興局管内	（令和六、四、一〇）

		自由民主党鳥取光和支部			
		自由民主党岡山県西部第一支部			
		自由民主党岡山県備前市・和気郡第一支部			
		自由民主党岡山県津山市・苫田郡・勝田郡第四支部			
		自由民主党香川県高松市選挙区第一支部			
		自由民主党香川県高松市選挙区第八支部			
		自由民主党愛媛県自動車整備支部			
		自由民主党福岡県北九州市小倉南区第一支部			
		自由民主党長崎県大村市第六支部			
		自由民主党大分県豊後高田市第一支部			
		自由民主党沖縄県うるま市喜仲一―三―二二	沖縄県うるま市	沖縄県うるま市	○
		自由民主党沖縄県うるま市第二支部（解散した支部の名称）			
		自由民主党興部支部			
		自由民主党青森県遺族会支部			
		自由民主党山形県新庄市第二支部			
		自由民主党栃木県下野市第一支部			
		自由民主党群馬県吾妻郡第三支部			
		自由民主党東京都足立区第３支部			
		自由民主党東京都三鷹市第２支部			
		自由民主党東京都東久留米市第二支部			
		自由民主党東京都新宿区第二十支部			
		自由民主党東京都世田谷区第四十一支部			
		自由民主党東京都八王子市第十三支部			
		自由民主党東京都練馬区第五支部			
		自由民主党東京都渋谷区第三十三支部			
		自由民主党東京都品川区第三十一支部			
		自由民主党東京都港区第三十二支部			
		自由民主党東京都千代田区第十二支部			
		自由民主党東京都台東区第八支部			
		自由民主党東京都北区第十支部			
		自由民主党東京都渋谷区第二十七支部			
		自由民主党東京都江東区第十七支部			
		自由民主党東京都中野区第二十五支部			
		自由民主党東京都中央区第十四支部			
		自由民主党東京都中野区第十五支部			
		自由民主党東京都中央区第三十支部			
		自由民主党東京都渋谷区第十五支部			
		自由民主党東京都渋谷区第二十九支部			
		自由民主党東京都江戸川区第四十一支部			
		自由民主党東京都台東区第二十三支部			
		自由民主党東京都台東区第三十支部			
		自由民主党東京都葛飾区第三十五支部			
		自由民主党清水支部			
		自由民主党長野県松本市・東筑摩郡第二支部			

自由民主党北海道遊技産業支部	北海道札幌市中央区北五条西六―二―二	北海道								○
自由民主党牧支部	新潟県上越市牧区棚広一七八八	新潟県上越市								○
自由民主党山梨県笛吹市第一支部	山梨県笛吹市石和町市部一一〇九―一〇	山梨県笛吹市								○
自由民主党山梨県甲府市第六支部	山梨県甲府市朝気三―一九―五	山梨県甲府市								○
自由民主党東御市支部	長野県東御市和八六五五	長野県東御市								○
自由民主党大阪府遊技産業支部	大阪府大阪市中央区谷町五―四―一一	大阪府								○
自由民主党奈良県遊技産業支部	奈良県大和郡山市筒井町七二八―一	奈良県								○
自由民主党鳥取県東伯郡第一支部	鳥取県東伯郡湯梨浜町田後八五八	鳥取県東伯郡								○
自由民主党島根県第一区支部	島根県松江市堂形町八八一	島根県第一選挙区								○
自由民主党福岡県福岡市東区第四支部	福岡県福岡市東区箱崎三―一三―一五	福岡県福岡市東区								○
自由民主党大分県遊技産業支部	大分県大分市碩田町二―二―三〇	大分県								○
自由民主党鹿児島県第一支部	鹿児島県奄美市名瀬井根町四―二七	鹿児島県奄美市区								○

（解散した支部の名称）

自由民主党北海道苫小牧市第三支部										
自由民主党栃木県河内郡南部第一支部										
自由民主党栃木県佐野市第四支部										
自由民主党栃木県栄養士連盟支部										
自由民主党秋田県大館市第三支部										
自由民主党鉾田東支部										
自由民主党東京都墨田区第二十一支部										
自由民主党東京都練馬区第三支部										
自由民主党東京都練馬区第十四支部										
自由民主党東京都港区第九支部										
自由民主党東京都江戸川区第二十四支部										
自由民主党東京都港区第四十支部										
自由民主党東京都江東区第二十四支部										
自由民主党東京都千代田区第十九支部										
自由民主党神奈川県相模原市中央区第十支部										
自由民主党神奈川県茅ヶ崎市第二支部										
自由民主党東御支部										

自由民主党三重県いなべ市・員弁郡第一支部										
自由民主党三重県伊勢市第二支部										
自由民主党大阪府大阪市淀川区第二支部										
自由民主党大阪府東大阪市第十三支部										
自由民主党21世紀創生会										
自由民主党島根県第一選挙区支部										
自由民主党鳥取県鳥取市第九支部										
自由民主党大分県日田市第二支部										
自由民主党宮崎県宮崎市第一支部										
自由民主党鹿児島県奄美市区第一支部										

異動事項	旧									届出年月日
支部の数	七七九四	七八一二								（令和）六、三〇
（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）								
自由民主党北海道第一支部	北海道北広島市き野二―三―三	北海道北広島市								○
自由民主党東京都荒川区第十九支部	東京都荒川区町屋三―一四―一	東京都荒川区								○
自由民主党香川県日鳶連支部	香川県丸亀市飯野町西分甲五〇五―一	香川県								○
自由民主党沖縄県中頭郡第二支部	沖縄県中頭郡西原町字与那城三三二―四	沖縄県中頭郡								○
自由民主党沖縄県うるま市区第四支部	沖縄県うるま市与那城西原九九四	沖縄県うるま市								○
自由民主党沖縄県島尻郡与那原町字板良敷四七九―一	沖縄県島尻・南城市区									○
自由民主党沖縄県名護市第二支部	沖縄県名護市大西一―二〇―一	沖縄県名護市								○

（解散した支部の名称）

自由民主党北海道札幌市中央区第四支部										
自由民主党宮城県クリーンセンター支部										
自由民主党秋田県介護家政事業支部										
自由民主党群馬県議院比例区第一支部										
自由民主党東京都足立区第十支部										
自由民主党東京都千代田区第十四支部										
自由民主党東京都江東区第十八支部										
自由民主党東京都目黒区第二十六支部										
自由民主党東京都足立区第十二支部										
自由民主党東京都江東区第三十二支部										

異動事項	新	旧	届出年月日
支部の数	七七八五	七七九四	六、一三
（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	（令和六、一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
自由民主党東京都江東区第三十七支部			
自由民主党神奈川県川崎市麻生区第四支部			
自由民主党神奈川県相模原市中央区第六支部			
自由民主党富山県富山市第十九支部			
自由民主党富山県富山市第十四支部			
自由民主党長野県ビルメンテナンス支部			
自由民主党京都府京都市右京区第五支部			
自由民主党京都府京都市伏見区第二支部			
自由民主党宍粟市支部			
自由民主党愛媛県衆議院支部			
自由民主党福岡県北九州市八幡東区第一支部			
自由民主党福岡県北九州市小倉北区第二支部			
自由民主党福岡県福岡市南区第四支部			
自由民主党長崎県衆議院比例区第一支部			
自由民主党小値賀支部			
自由民主党秋田県由利本荘市第一支部	秋田県由利本荘市上大野八五―一	秋田県由利本荘市	○
自由民主党東京都府中市第四支部	東京都府中市宮町二―一―一五	東京都府中市	○
自由民主党東京都足立区第二十二支部	東京都足立区梅島二―一一―一一	東京都足立区	○
自由民主党東京都目黒区第十四支部	東京都目黒区目黒本町四―四―一九	東京都目黒区	○
自由民主党神奈川県相模原市中央区第二支部	神奈川県相模原市中央区淵野辺四―三―一一〇	神奈川県相模原市中央区	○
自由民主党知多市支部	愛知県知多市新知字門田六〇	愛知県知多市	○
自由民主党和歌山県和歌山市第二十一支部	和歌山県和歌山市野崎五三―一五	和歌山県和歌山市	○
自由民主党長崎県佐世保市第十四支部	長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦九四六―二二	長崎県佐世保市	○
（解散した支部の名称）			
自由民主党宮城県仙台市泉区第四支部			
自由民主党千代川支部			
自由民主党河内北部支部			
自由民主党群馬県山田郡第一支部			

異動事項	新	旧	届出年月日
支部の数	七七七八	七七八五	七、二六
（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	（令和六、一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
自由民主党東京都国立市第２支部			
自由民主党東京都大田区第四十三支部			
自由民主党東京都足立区第十七支部			
自由民主党神奈川県川崎市高津区第一支部			
自由民主党神奈川県横須賀市第一支部			
自由民主党知多市支部			
自由民主党三重県海運支部			
自由民主党京都府京都市山科区第二支部			
自由民主党和歌山県岩出市第一支部			
自由民主党愛媛県小売酒販支部			
自由民主党福岡県北九州市八幡西区第一支部			
自由民主党長崎県長崎市第三十五支部			
自由民主党宮崎県日向市第三支部			
自由民主党埼玉県玉県南第十三区第一支部	埼玉県上尾市仲町一―五―七	埼玉県上尾市・伊奈町	○
自由民主党東京都目黒区第十支部	東京都目黒区平町二―一六―四	東京都目黒区	○
自由民主党三重県衆議院比例区第一支部	三重県四日市市九の城町五―一二	東海ブロック	○
自由民主党京都府京都市山科区上野御所ノ内町七―三七	京都府京都市山科区	京都府京都市山科区	○
自由民主党鳥取県倉吉市第二支部	鳥取県倉吉市大正町一〇七八―三	鳥取県倉吉市	○
自由民主党山口県岩国市御庄四―一一六―三	山口県岩国市御庄	山口県	○
自由民主党熊本県林業支部	熊本県熊本市東区戸島二―三―三五	熊本県	○
自由民主党大分県大分市第二十二支部	大分県大分市大字佐賀関二〇二八	大分県大分市	○
（解散した支部の名称）			
自由民主党岩手県理容支部			
自由民主党福島県いわき市第五支部			
自由民主党水戸総支部			
自由民主党東京都第十一選挙区支部			
自由民主党東京都第十五選挙区支部			
自由民主党東京都昭島市第二支部			

自由民主党新潟県水産団体支部					
自由民主党福井県第二選挙区支部					
自由民主党兵庫県第九選挙区支部					
自由民主党奈良県たばこ販売支部					
自由民主党和歌山県日高郡第三支部					
自由民主党和歌山県遊技産業支部					
自由民主党淀江町支部					
自由民主党岡山県塩政支部					
自由民主党長崎県第四選挙区支部					
異動事項	新				旧
支部の数	七七六九				七七七八
（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）			
自由民主党富山県富山市第二―八―二	富山県富山市千石町	富山県富山市			
自由民主党愛知県歯科医師連盟支部	愛知県名古屋市中区丸の内三―五―一八	愛知県			
自由民主党宍粟支部	兵庫県宍粟市一宮町福知二八三	兵庫県宍粟市			
自由民主党和歌山県遊技産業支部	和歌山県和歌山市美園町五―七―四	和歌山県			
（解散した支部の名称）					
自由民主党北海道札幌市白石区第二支部					
自由民主党群馬県桐生市第二支部					
自由民主党千葉県茂原市第一支部					
自由民主党東京都足立区第二十九支部					
自由民主党川崎市支部連合会青年局					
自由民主党川崎市支部連合会女性局					
自由民主党福井県今立郡第一支部					
自由民主党長野県衆議院支部					
自由民主党京都府生命尊重支部					
自由民主党大阪府大阪市西成区第一支部					
自由民主党和歌山県海南市・海草郡第三支部					
自由民主党高知県高知市第五支部					
自由民主党福岡県筑紫野市第二支部					
異動事項	新				旧
支部の数	七七六一				七七六九
（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）			
自由民主党千葉県茂原市第三八―一支部	千葉県茂原市山崎八	千葉県茂原市			

					届出年月日
					（令和六、七、三一一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
					○
					○
					○
					○
					届出年月日
					（令和六、九、二一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
					○

自由民主党神奈川県相模原市南区相武台二―二四―六支部	神奈川県相模原市南区	○			
自由民主党京都府遊技産業支部	京都府京都市中京区御池之町三二三	○			
自由民主党大分県第二十三支部	大分県大分市中央町三―六―一三	○			
（解散した支部の名称）					
自由民主党北海道ふるさと振興支部					
自由民主党群馬県前橋市第十二支部					
自由民主党東京都千代田区第二十六支部					
自由民主党東京都ふるさと創生第一支部					
自由民主党山梨県都留市第一支部					
自由民主党静岡県第三選挙区支部					
自由民主党静岡県第八選挙区支部					
自由民主党香川県丸亀市選挙区第二支部					
自由民主党香川県高松市第三支部					
自由民主党香川県坂出市第一支部					
自由民主党香川県ふるさと振興支部					
自由民主党福岡県北九州市小倉北区第十支部					
異動事項	新				旧
支部の数	七七六三				七七六一
（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）			
自由民主党宮城県参議院選挙区第二支部	宮城県仙台市青葉区上杉一―一〇―一〇	宮城県			
自由民主党東京都参議院比例区第五十八支部	東京都千代田区鍛冶町一―六―一七	全国			
自由民主党東京都参議院比例区第七十二支部	東京都港区新橋六―四―三	全国			
自由民主党静岡県第三選挙区支部	静岡県掛川市掛川六二八	静岡県第三選挙区			
自由民主党広島県参議院選挙区第一支部	広島県広島市中区鉄砲町八―二四	広島県			
自由民主党愛媛県遊技産業支部	愛媛県松山市二番町二―八―七	愛媛県			
自由民主党鹿児島県奄美市第二支部	鹿児島県奄美市名瀬港町一七―二	鹿児島県奄美市区			
自由民主党鹿児島県鹿屋市・垂水市区第二支部	鹿児島県鹿屋市松原町二一	鹿児島県鹿屋市・垂水市区			

					届出年月日
					（令和六、一一、一三一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
					○

（解散した支部の名称）

自由民主党宮城県仙台市宮城野区第一支部	
自由民主党宮城県レンタカー支部	
自由民主党神奈川県相模原市中央区第九支部	
自由民主党福井県遊技連支部	
自由民主党大阪府遺族政治連盟支部	
自由民主党和歌山県参議院選挙区第一支部	

異動事項

各支部の届出事項			届出年月日	
（異動のあった支部の名称）	（異動事項）	（新）	（旧）	（令和六、一一、一三）
自由民主党北海道衆議院第六十支部	支部の名称	自由民主党北海道衆議院第六十支部	自由民主党北海道第九選挙区支部	
	主たる活動区域	北海道	北海道第九選挙区	
	異動事項	新	旧	届出年月日
支部の数		七七六六	七七六三	（令和六、一一、一三）

（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
自由民主党山形県参議院選挙区第一支部	山形県山形市漆山三四二三―一	山形県	○
自由民主党群馬県参議院比例区第三十五支部	群馬県前橋市千代田町一―七―四	全国	○
自由民主党埼玉県東第十一区第一支部	埼玉県幸手市惣新田一四六五	埼玉県幸手市・杉戸町	○
自由民主党東京都参議院比例区第十一支部	東京都港区六本木一―七―二七	全国	○
自由民主党東京都参議院比例区第二十八支部	東京都千代田区九段北一―六―七	全国	○
自由民主党神奈川県川崎市麻生区第五支部	神奈川県川崎市麻生区上麻生五―六―一四	神奈川県川崎市麻生区	○
自由民主党神奈川県参議院選挙区第六支部	神奈川県横浜市中区桜木町一―一―一〇〇	神奈川県	○
自由民主党大阪府第十八選挙区支部	大阪府岸和田市箕土路町二―一〇―六	大阪府第十八選挙区	○

自由民主党和歌山県第一選挙区支部	和歌山県和歌山市卜半町三五	和歌山県第一選挙区	○
自由民主党和歌山県衆議院支部	和歌山県御坊市島四〇―一	和歌山県	○
自由民主党広島県広島市安佐南区第七支部	広島県広島市安佐南区上安二―四―二	広島県広島市安佐南区	○
自由民主党山口県遊技産業支部	山口県山口市小郡黄金町六―一七	山口県	○
自由民主党宮崎県日南市第一支部	宮崎県日南市大字風田三六〇九―五	宮崎県日南市	○
自由民主党沖縄県宮古島市第二支部	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根四八三―一	沖縄県宮古島市・多良間村	○

（解散した支部の名称）

自由民主党山形県ふるさと振興支部	
自由民主党潮来支部	
自由民主党茨城県砕石支部	
自由民主党東京都品川区第二十二支部	
自由民主党東京都品川区第十六支部	
自由民主党愛知県第三選挙区支部	
自由民主党和歌山県和歌山市第二十支部	
自由民主党島根県第一選挙区支部	
自由民主党広島県ふるさと振興支部	
自由民主党ヒューマン・ライツおおいた支部	
自由民主党宮崎県鍼灸マッサージ支部	

異動事項

			届出年月日	
支部の数		七七七四	七七六六	（令和六、一一、二九）

（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
自由民主党北海道第九選挙区支部	北海道苫小牧市若草町三―一―四	北海道第九選挙区	○
自由民主党福島県第二選挙区支部	福島県須賀川市大黒町一一五―一	福島県第二選挙区	○
自由民主党福島県第四選挙区支部	福島県いわき市植田町南町一―二―一六	福島県第四選挙区	○
自由民主党福島県遊技産業支部	福島県郡山市方八町二―一―二四	福島県	○

自由民主党千葉県第十選挙区支部	千葉県成田市東町一五五―三	千葉県第十選挙区	○		
自由民主党千葉県第八支部	千葉県柏市中央一―二―二七	千葉県第八選挙区	○		
自由民主党東京都第十五選挙区支部	東京都江東区東陽三―六―一二	東京都第十五選挙区	○		
自由民主党東京都江戸川区第十五支部	東京都江戸川区上篠崎三―九―一三	東京都江戸川区	○		
自由民主党東京都衆議院選挙区第六支部	東京都世田谷区桜新町一―一四―一七	東京都第六選挙区	○		
自由民主党東京都衆議院選挙区第二十三支部	東京都町田市中町一―五―一〇	東京都第二十三選挙区	○		
自由民主党福井県第二選挙区支部	福井県敦賀市鋳物師町四―八	福井県第二選挙区	○		
自由民主党静岡県第八選挙区支部	静岡県浜松市中央区板屋町六〇五	静岡県第八選挙区	○		
自由民主党愛知県衆議院選挙区第三支部	愛知県名古屋市天白区植田南三―八〇四	愛知県第三選挙区	○		
自由民主党大阪府参議院比例区第九十七支部	大阪府八尾市北本町二―三―八	全国	○		
各支部の届出事項	支部の名称	自由民主党島根県第一選挙区支部	自由民主党島根県衆議院比例区第一支部	届出年月日	（令和）六、一一、二九
	主たる活動区域	島根県第一選挙区	中国ブロック		
（異動のあった支部の名称）	（異動事項）	（新）	（旧）		
自由民主党東京都衆議院選挙区第七支部	支部の名称	自由民主党東京都衆議院選挙区第七支部	自由民主党東京都参議院選挙区第四支部		
	主たる活動区域	東京都第七選挙区	東京都		

自由民主党福島県第五十支部	支部の名称	自由民主党福島県衆議院第五十支部	自由民主党福島県衆議院第二選挙区支部	届出年月日	（令和）六、五、二九
自由民主党福島県第六十支部	主たる活動区域	福島県	福島県第二選挙区		
自由民主党千葉県衆議院支部	支部の名称	自由民主党福島県第六十支部	自由民主党福島県衆議院第四選挙区支部		
	主たる活動区域	福島県	福島県第四選挙区		
	異動事項	新	旧		
	支部の数	二八七	二八六		
日本維新の会衆議院群馬県第五区支部	（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）		
日本維新の会衆議院長崎県第3選挙区支部	（解散した支部の名称）	日本維新の会参議院比例区第53支部			
	異動事項				
日本維新の会衆議院宮城県第1選挙区支部	（異動のあった支部の名称）	（新）	（旧）		
日本維新の会衆議院千葉県第13選挙区支部	各支部の届出事項	支部の名称	自由民主党福島県衆議院第五十支部	届出年月日	（令和）六、五、二九
日本維新の会衆議院神奈川県第13選挙区支部		主たる活動区域	福島県		
富山維新の会		主たる事務所の所在地	自由民主党福島県衆議院第六十支部		
日本維新の会衆議院愛知県第2選挙区支部		主たる事務所の所在地	自由民主党千葉県衆議院支部		
日本維新の会衆議院愛知県第16選挙区支部		主たる事務所の所在地	千葉県	届出年月日	（令和）六、五、二九
				（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）	○
			○		
		宮城県仙台市青葉区木町通一―一―三二	千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷一―五―一一		
		宮城県仙台市太白区西中田五―七―七	千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町二―六―三		
		富山県富山市堤町通り二―七―一三	神奈川県大和市桜森二―一四―一		
		愛知県名古屋市千種区桜が丘九〇	富山県富山市内幸町七―九		
		愛知県小牧市中央一―二三八	神奈川県横浜市中区港町二―九		
		愛知県名古屋市港区星ヶ丘二―五五	愛知県名古屋市千種区入船一―七―一八		

日本維新の会
衆議院京都府
第１選挙区支
部

主たる事務所の所在
地

京都府京都市南区東
九条柳下町六―四

京都府京都市南区久
世大築町二一―五

日本維新の会
堺市堺区支部

主たる事務所の所在
地

大阪府堺市堺区柳之
町東二―三―二九

大阪府堺市堺区南三
国ヶ丘町三―五―二
四

日本維新の会
堺市中区支部

主たる事務所の所在
地

大阪府堺市中区深井
沢町三二六八―一

大阪府堺市中区小阪
六三五―三

日本維新の会
衆議院兵庫県
第８選挙区支
部

主たる事務所の所在
地

兵庫県尼崎市東難波
町五―七―一七

兵庫県尼崎市東難波
町五―七―一八

日本維新の会
衆議院奈良県
第１選挙区支
部

主たる事務所の所在
地

奈良県奈良市西大寺
赤田町一―二―一六

奈良県奈良市大宮町
七―二―五

異動事項

新

旧

届出年月日

支部の数

二九三

二八七

（令和）六、二五

（主たる事務所の所在地）

（主たる活動区域）

（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）

日本維新の会
衆議院茨城県
第４選挙区支
部

茨城県那珂市額田北
郷一―一

衆議院小選挙区茨城
県第四区

○

千葉維新の会
柏市支部

千葉県柏市柏五―
六―一〇

千葉県柏市

○

日本維新の会
衆議院東京都
第11選挙区支
部

東京都板橋区熊野町
四一―一

衆議院小選挙区東京
都第十一区

○

日本維新の会
衆議院神奈川
県第４選挙区
支部

神奈川県鎌倉市稲村
ガ崎二―一〇―二一

衆議院小選挙区神奈
川県第四区

○

日本維新の会
衆議院神奈川
県第６選挙区
支部

神奈川県横浜市保
土ヶ谷区和田一―一
三―一九

衆議院小選挙区神奈
川県第六区

○

日本維新の会
大阪府豊能郡
支部

大阪府豊能郡豊能町
川尻二七九

大阪府豊能郡

○

異動事項

各支部の届出
事項

（異動事項）

（新）

（旧）

届出年月日

（令和）六、二五

日本維新の会
衆議院宮城県
第２選挙区支
部

主たる事務所の所在
地

宮城県仙台市若林区
石名坂七

宮城県富谷市ひより
台二―三一―一

異動のあった
支部の名称

日本維新の会
衆議院秋田県
第１選挙区支
部

主たる事務所の所在
地

秋田県秋田市山王
一―四―一四

秋田県秋田市手形字
大沢四四―一三

日本維新の会
福島県総支部

主たる事務所の所在
地

福島県郡山市富久山
町八山田字前林一
〇―四

福島県いわき市平谷
川瀬明治町五二

富山維新の会
富山市支部

主たる事務所の所在
地

富山県富山市堤町通
り二―七―一三

富山県富山市内幸町
七―九

日本維新の会
参議院比例区
第44支部

主たる事務所の所在
地

富山県富山市上赤江
町二―九―六

富山県富山市堤町通
り二―七―一三

日本維新の会
衆議院岐阜県
第５選挙区支
部

主たる事務所の所在
地

岐阜県多治見市音羽
町二―六六―一

岐阜県中津川市蛭川
五三五九―二

日本維新の会
衆議院愛知県
第12選挙区支
部

主たる事務所の所在
地

愛知県岡崎市福岡町
字西後田四五―二

愛知県岡崎市井田町
山王一六―九

日本維新の会
大阪府大阪市
此花区支部

主たる事務所の所在
地

大阪府大阪市此花区
春日出北一―八―五

大阪府大阪市此花区
春日出北一―三―七

日本維新の会
大阪府箕面市
支部

支部の名称

日本維新の会大阪府
箕面市支部

日本維新の会大阪府
箕面市豊能郡支部

主たる活動区域

大阪府箕面市

大阪府箕面市及び豊
能郡

日本維新の会
衆議院熊本県
第４選挙区支
部

主たる事務所の所在
地

熊本県人吉市瓦屋町
八八―一

熊本県人吉市五日町
一七

日本維新の会
おおいた維新
の会

主たる事務所の所在
地

大分県大分市高松
一―九―一六

大分県大分市田室町
九―三〇

宮城維新の会

主たる事務所の所在
地

宮城県仙台市青葉区
国分町三―一一―六

宮城県富谷市富ヶ丘
二―一六―一六

異動事項

新

旧

届出年月日

支部の数

二九四

二九三

（令和）六、七、二九

（設立された支部の名称）

（主たる事務所の所在地）

（主たる活動区域）

（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）

日本維新の会
衆議院福岡県
第10選挙区支
部

福岡県福岡市中央区
天神四―七―六

衆議院小選挙区福岡
県第十区

○

異動事項

各支部の届出
事項

（異動事項）

（新）

（旧）

届出年月日

（令和）六、七、二九

日本維新の会
衆議院東京都
第13選挙区支
部

主たる事務所の所在
地

東京都足立区千住中
居町一七―一四

東京都足立区中央本
町一―一三―一三

異動のあった
支部の名称

京都維新の会京丹後市支部
日本維新の会衆議院大阪府第６選挙区支部
異動事項
支部の数　二九六
（設立された支部の名称）
日本維新の会衆議院第３選挙区支部
日本維新の会和歌山県有田市支部
異動事項
各支部の届出事項
（異動のあった支部の名称）
日本維新の会衆議院東京都第８選挙区支部
日本維新の会大阪府泉南市及び泉南郡田尻町支部
日本維新の会大阪府茨木市支部
日本維新の会大阪府泉南市及び泉南郡岬町支部
異動事項
支部の数　二九八
（設立された支部の名称）
日本維新の会衆議院奈良県第３選挙区支部
日本維新の会参議院比例区第１支部
日本維新の会衆議院大阪府第６選挙区支部
異動事項
支部の数　二九六
（設立された支部の名称）
日本維新の会衆議院第３選挙区支部
日本維新の会和歌山県有田市支部
異動事項
各支部の届出事項
（異動のあった支部の名称）
日本維新の会衆議院東京都第８選挙区支部
日本維新の会大阪府泉南市及び泉南郡岬町支部
日本維新の会大阪府茨木市支部
日本維新の会大阪府泉南市及び泉南郡田尻町支部
異動事項
支部の数　二九八
（設立された支部の名称）
日本維新の会衆議院奈良県第３選挙区支部
日本維新の会参議院比例区第１支部

主たる事務所の所在地　京都府京丹後市峰山町森本一三九〇
主たる事務所の所在地　大阪府守口市東光町三―二―八
新
旧
二九四
（主たる活動区域）
（主たる事務所の所在地）
茨城県牛久市牛久町二四八
和歌山県有田市宮崎町二五三―八
主たる事務所の所在地　京都府京丹後市大宮町矢田三八九
主たる事務所の所在地　大阪府守口市桜町六―六
衆議院小選挙区茨城県第３区
和歌山県有田市
届出年月日　令和六、八、二九
（令和六、八、二九）
一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部
○
主たる事務所の所在地　東京都杉並区西荻北四―五―三〇
主たる事務所の所在地　大阪府茨木市庄二―一〇―一〇
主たる事務所の所在地　大阪府泉南市信達牧野九二八―五
主たる事務所の所在地　大阪府阪南市光陽台四―二五―五
（異動事項）
（新）
（旧）
東京都杉並区西荻北四―五―三〇
大阪府茨木市大手町九―二六
大阪府泉南市新家三五七七
大阪府泉南郡岬町淡輪七一八―一
届出年月日　令和六、九、一九
（令和六、九、一九）
一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部
○
東京都港区西新橋一―五―九
奈良県橿原市四分町一―三
全国
衆議院小選挙区奈良県第三区
○

日本維新の会衆議院茨城県第３選挙区支部
異動事項
各支部の届出事項
（異動のあった支部の名称）
日本維新の会衆議院東京都第11選挙区支部
京都維新の会
日本維新の会衆議院大阪府第６選挙区支部
異動事項
支部の数　三〇一
（設立された支部の名称）
日本維新の会参議院比例区第７支部
日本維新の会衆議院広島県第１選挙区支部
日本維新の会衆議院香川県第３選挙区支部
日本維新の会衆議院長崎県第２選挙区支部
（解散した支部の名称）
日本維新の会衆議院愛知県第７選挙区支部
異動事項
各支部の届出事項
（異動のあった支部の名称）
日本維新の会大阪府河内長野市支部

主たる事務所の所在地　茨城県牛久市中央五―一三―一九
主たる事務所の所在地　東京都板橋区大山町一四―七
主たる事務所の所在地　京都府京都市伏見区新町五―四九五
主たる事務所の所在地　大阪府大阪市北区豊崎六―九―六
主たる事務所の所在地　大阪府守口市東光町三―二―八
新
旧
二九八
（主たる活動区域）
（主たる事務所の所在地）
東京都中央区八丁堀三―二〇―五
広島県広島市東区光が丘一一―三九
香川県観音寺市栄町三―五―六
長崎県諫早市平山町三五七―二五
主たる事務所の所在地　茨城県牛久市牛久町二四八
主たる事務所の所在地　東京都板橋区熊野町四一―一
主たる事務所の所在地　京都府京都市伏見区桃山町丹後一〇―六
主たる事務所の所在地　大阪府大阪市北区菅栄町五―二〇
主たる事務所の所在地　大阪府守口市桜町六―六
届出年月日　令和六、一〇、一一
（令和六、一〇、一一）
一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部
○
全国
衆議院小選挙区香川県第三区
衆議院小選挙区広島県第一区
衆議院小選挙区長崎県第二区
○
（異動事項）
（新）
（旧）
大阪府河内長野市南青葉台二九―三
大阪府河内長野市南花台三―二―一三

日本維新の会
衆議院和歌山県第１選挙区支部

主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市松江七四九―一五

和歌山県和歌山市十二番丁三一

日本維新の会
衆議院愛媛県第２選挙区支部

主たる事務所の所在地

愛媛県新居浜市田所町三―五〇

愛媛県新居浜市中西町八―五五

日本維新の会
衆議院埼玉県第13選挙区支部

主たる事務所の所在地

埼玉県白岡市新白岡四―一四―七

日本維新の会
衆議院神奈川県第３選挙区支部

主たる事務所の所在地

神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢上町一―一八

日本維新の会
衆議院福井県第２選挙区支部

主たる事務所の所在地

福井県越前市片屋町五八―一一―一

日本維新の会
衆議院滋賀県第１選挙区支部

主たる事務所の所在地

滋賀県大津市京町三―二―一一

日本維新の会
参議院滋賀県選挙区第１支部

主たる事務所の所在地

滋賀県大津市京町二―四―二三

日本維新の会
衆議院京都府第２選挙区支部

主たる事務所の所在地

京都府京都市左京区山端壱町田町八―四六

日本維新の会
衆議院大阪府第９選挙区支部

主たる事務所の所在地

大阪府茨木市中穂積一―六―四六

日本維新の会
衆議院兵庫県第８選挙区支部

主たる事務所の所在地

兵庫県尼崎市昭和通五―一六一―二

日本維新の会
衆議院奈良県第１選挙区支部

主たる事務所の所在地

奈良県奈良市四条大路五―五―一

異動事項

	新	旧
支部の数	三〇八	三〇一
（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	
（設立された支部の名称）	（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）	
届出年月日	（令和）六、一〇、二八	

各支部の届出事項	（異動のあった支部の名称）	（異動事項）	（新）	（旧）
日本維新の会 衆議院京都府第２選挙区支部			京都府京都市左京区山端壱町田町八―四六	兵庫県尼崎市東難波町五―七―一七
日本維新の会 衆議院大阪府第９選挙区支部			大阪府茨木市中穂積一―六―四六	奈良県奈良市西大寺赤田町一―二―一六
異動事項	届出年月日		（令和）六、一〇、二八	

日本維新の会
和歌山県有田市支部

主たる事務所の所在地

和歌山県有田市初島町浜一一八一―六

和歌山県有田市宮崎町二五三―八

日本維新の会
衆議院福岡県第10選挙区支部

主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区弁天町三―二

福岡県福岡市中央区天神四―七―六

異動事項

	新	旧
支部の数	三〇七	三〇八
（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	
（設立された支部の名称）	（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）	
届出年月日	（令和）六、一二、一三	（令和）六、一一、一二

日本維新の会
参議院京都府選挙区第１支部

主たる事務所の所在地

京都府京都市下京区七条通油小路東入大黒町二二七

京都府京都市左京区松ヶ崎海尻町一一―七

日本維新の会
衆議院滋賀県第２選挙区支部

主たる事務所の所在地

滋賀県近江八幡市出町四一四―六

滋賀県近江八幡市出町四一四―六

日本維新の会
衆議院東京都第24選挙区支部

主たる事務所の所在地

東京都八王子市明神町二―二五―三

東京都八王子市明神町二―二五―三

異動事項

	新	旧
支部の数	三〇七	三〇七
（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）	
（設立された支部の名称）	（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）	
届出年月日	（令和）六、一二、一三	（令和）六、一一、一二

（解散した支部の名称）

日本維新の会
衆議院千葉県第13選挙区支部

日本維新の会
衆議院京都府第４選挙区支部

日本維新の会
衆議院広島県第３選挙区支部

日本維新の会
衆議院佐賀県第１選挙区支部

（解散した支部の名称）

日本維新の会
参議院比例区第９支部

大阪府吹田市広芝町一〇―八　全国

日本維新の会
衆議院兵庫県第９選挙区支部

各支部の届出事項	（異動のあった支部の名称）	（異動事項）	（新）	（旧）
日本維新の会 京都市左京区支部			京都府京都市左京区松ヶ崎河原田町六―一	京都府京都市左京区松ヶ崎海尻町一一―七
異動事項	届出年月日		（令和）六、一二、一三	

日本維新の会大阪市都島区支部
主たる事務所の所在地
大阪府大阪市中央区平野町一―三―六
大阪府大阪市都島区御幸町二―一一―一
日本維新の会大阪府茨木市支部
主たる事務所の所在地
大阪府茨木市春日二―二―一七
大阪府茨木市庄二―一〇―一〇
日本維新の会衆議院大阪府第６選挙区支部
主たる事務所の所在地
大阪府守口市大枝西町八―五
大阪府守口市東光町三―二―八
徳島維新の会
主たる事務所の所在地
徳島県徳島市万代町五―七一―五
徳島県徳島市幸町三―四八
日本維新の会衆議院愛媛県第２選挙区支部
主たる事務所の所在地
愛媛県新居浜市中西町八―五五
愛媛県新居浜市田所町三―五〇
日本維新の会衆議院宮崎県第１選挙区支部
主たる事務所の所在地
宮崎県宮崎市大字赤江三三
宮崎県宮崎市中村西二―五―一二
日本共産党中央委員会
異動事項
届出年月日
（令和六、四、二）
（旧）
栃木県宇都宮市宮本町二〇―七
栃木県宇都宮市弥生一―七―一一
各支部の届出事項
（異動のあった支部の名称）
日本共産党栃木県中部地区委員会
主たる事務所の所在地
栃木県宇都宮市、鹿沼市、日光市、上三川町
栃木県宇都宮市、鹿沼市、日光市、上三川町、西方町
（異動事項）
（新）
主たる活動区域
栃木県足利市、栃木市、佐野市、小山市、壬生町、野木町、下野市
栃木県足利市、栃木市、佐野市、小山市、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、下野市
日本共産党栃木県南部地区委員会
主たる事務所の所在地
大阪府高槻市芥川町二―一一―六
大阪府高槻市芥川町二―二五―四
日本共産党高槻・島本地区委員会
主たる事務所の所在地
岡山県総社市中央六―一〇―一一七
岡山県総社市中央六―一〇―一〇五
日本共産党西部地区委員会
主たる活動区域
岡山県岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町
岡山県岡山市、玉野市、瀬戸内市
日本共産党岡山地区委員会
異動事項
届出年月日
（令和六、五、七）
（旧）
千葉県市川市真間二―一―四
千葉県市川市八幡二―八―二
各支部の届出事項
（異動のあった支部の名称）
日本共産党千葉県市川浦安地区委員会
主たる事務所の所在地
（異動事項）
（新）

立憲民主党

異動事項
各支部の届出事項
（異動のあった支部の名称）
日本共産党三重県委員会
主たる事務所の所在地
（異動事項）
（新）
三重県津市船頭町津興三三九一
三重県津市桜橋一―六〇九
各支部の届出事項
（異動のあった支部の名称）
日本共産党宮城県東部地区委員会
主たる活動区域
（異動事項）
（新）
宮城県石巻市、気仙沼市、登米市、東松島市、女川町、南三陸町
宮城県石巻市、気仙沼市、登米市、東松島市、女川町、本吉町、南三陸町
日本共産党中部地区委員会
主たる事務所の所在地
新
三重県津市船頭町津興三三九一
旧
三四六
（主たる活動区域）
衆議院滋賀県第二区
衆議院兵庫県第三区
異動事項
支部の数
三四七
三四八
（設立された支部の名称）
（主たる事務所の所在地）
立憲民主党滋賀県第２区総支部
滋賀県米原市朝戸一〇五八―一
立憲民主党兵庫県第３区総支部
兵庫県神戸市中央区下山手通四―六―一〇
（解散した支部の名称）
立憲民主党神奈川県第18区総支部
新
三四七
（主たる事務所の所在地）
立憲民主党埼玉県第２区総支部
埼玉県川口市並木三―三―一一
（主たる活動区域）
衆議院埼玉県第二区
各支部の届出事項
（異動のあった支部の名称）
立憲民主党東京都第10区総支部
主たる事務所の所在地
（異動事項）
（新）
東京都豊島区北大塚二―二七―三
東京都豊島区北大塚二―一四―一
届出年月日
（令和六、五、二七）
（旧）
三重県津市桜橋一―六〇九
届出年月日
（令和六、九、三〇）
（旧）
宮城県石巻市、気仙沼市、登米市、東松島市、女川町、南三陸町
宮城県石巻市、気仙沼市、登米市、東松島市、女川町、本吉町、南三陸町
○
届出年月日
（令和六、三、二六）
（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
○
届出年月日
（令和六、四、二六）
（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
○
届出年月日
（令和六、四、二六）
（旧）
東京都豊島区北大塚二―一四―一

立憲民主党福岡県第11区総支部
主たる事務所の所在地
福岡県田川郡福智町大字上野五八四―一
福岡県田川市猪国二五五九

立憲民主党東京都第３区総支部
主たる事務所の所在地
東京都品川区東五反田二―二〇―二
東京都品川区北品川五―五―二七

異動事項
新
旧
届出年月日

支部の数
三五一
三四八
（令和六、五、一〇）

（設立された支部の名称）
（主たる事務所の所在地）
（主たる活動区域）
（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）

立憲民主党岐阜県第１区総支部
岐阜県岐阜市薮田南四―七―二二
衆議院岐阜県第一区
○

立憲民主党奈良県第２区総支部
奈良県奈良市大宮町五―三―一四
衆議院奈良県第二区
○

立憲民主党奈良県第３区総支部
奈良県奈良市大宮町五―三―一四
衆議院奈良県第三区
○

異動事項
新
旧
届出年月日

支部の数
三五一
三五一
（令和六、五、二四）

（設立された支部の名称）
（主たる事務所の所在地）
（主たる活動区域）
（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）

立憲民主党徳島県第１区総支部
徳島県徳島市昭和町三―一―二
衆議院徳島県第一区
○

立憲民主党神奈川県第10区総支部
（解散した支部の名称）

異動事項
届出年月日

各支部の届出事項
（異動のあった支部の名称）
（異動事項）
（新）
（旧）
（令和六、五、二四）

立憲民主党高知県第２区総支部
主たる事務所の所在地
高知県高知市本町四―二―三九
高知県土佐清水市栄町一―五

異動事項
新
旧
届出年月日

支部の数
三五一
三五一
（令和六、六、六）

（設立された支部の名称）
（主たる事務所の所在地）
（主たる活動区域）
（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）

立憲民主党参議院比例第23総支部
東京都小金井市前原町四―九―一六
全国
○

異動事項
各支部の届出事項
（異動のあった支部の名称）
（異動事項）
（新）
（旧）
（令和六、六、六）

立憲民主党秋田県第３区総支部
主たる事務所の所在地
秋田県由利本荘市桜小路四三―七
秋田県秋田市御野場一―一―九

立憲民主党兵庫県第５区総支部
主たる事務所の所在地
兵庫県丹波篠山市西岡屋甲五七〇―二
兵庫県神戸市中央区下山手通四―六―一〇

異動事項
新
旧
届出年月日

支部の数
三五七
三五二
（令和六、八、二三）

（設立された支部の名称）
（主たる事務所の所在地）
（主たる活動区域）
（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）

立憲民主党神奈川県第３総支部
神奈川県横浜市神奈川区大口通八―八
衆議院神奈川県第三区
○

立憲民主党愛媛県第１区総支部
愛媛県松山市大手町一―一―六
衆議院愛媛県第一区
○

立憲民主党愛媛県第３区総支部
愛媛県松山市大手町一―一―六
衆議院愛媛県第三区
○

立憲民主党参議院比例第22総支部
東京都港区芝二―二〇―一二
全国
○

立憲民主党和歌山県第１区総支部
和歌山県和歌山市九番丁一〇
衆議院和歌山県第一区
○

異動事項
各支部の届出事項
（異動のあった支部の名称）
（異動事項）
（新）
（旧）
（令和六、八、二三）

立憲民主党大分県第２区総支部
主たる事務所の所在地
大分県佐伯市中村東町五―一四
大分県臼杵市大字臼杵一九五

立憲民主党奈良県第２区総支部
主たる事務所の所在地
奈良県香芝市下田西二―三―九
奈良県奈良市大宮町五―三―一四

立憲民主党埼玉県第８区総支部
主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市緑町四―四―八
埼玉県所沢市緑町四―二八

立憲民主党兵庫県第２区総支部
主たる事務所の所在地
兵庫県神戸市兵庫区中道通一―二―一〇
兵庫県神戸市中央区下山手通四―六―一〇

立憲民主党北海道第５区総支部
主たる事務所の所在地
北海道江別市文京台四一―九
北海道札幌市厚別区上野幌一条三―一―一六

異動事項
支部の数　新　三六二
（設立された支部の名称）
（主たる事務所の所在地）　旧　三五七
（主たる活動区域）
立憲民主党福島県参議院選挙区第１総支部　福島県福島市大町七―二五　福島県　届出年月日（令和六、九、一三）
立憲民主党大阪府第５区総支部　大阪府大阪市此花区高見一―三―三一　衆議院大阪府第五区　○　○　○　一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部
立憲民主党神奈川県第17区総支部　神奈川県小田原市南鴨宮三―六―一三　衆議院神奈川県第十七区　○
立憲民主党茨城県水戸市支部　茨城県水戸市本町一―一〇―一一　茨城県水戸市　○
立憲民主党愛知県第15区総支部　愛知県豊橋市花田町字小松六四―一　衆議院愛知県第十五区　○
異動事項
各支部の届出事項　新　（異動事項）
（異動のあった支部の名称）
主たる事務所の所在地　旧　（新）
立憲民主党愛媛県第３区総支部　愛媛県伊予市米湊六〇〇―一　愛媛県松山市大手町一―一―六　○　届出年月日（令和六、九、一三）
立憲民主党阪府第５区総支部　大阪府大阪市淀川区十三本町一―一九―八　大阪府大阪市此花区高見一―三―三一　○　○　○　一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部
異動事項
支部の数　新　三六五
（設立された支部の名称）
（主たる事務所の所在地）　旧　三六二
（主たる活動区域）
立憲民主党鳥取県第１区総支部　鳥取県鳥取市賀露町一二八―二　衆議院鳥取県第一区　○　○　○　一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部　届出年月日（令和六、一〇、四）
立憲民主党岩手県参議院選挙区第１総支部　岩手県盛岡市大通三―一―二四　岩手県　○
立憲民主党兵庫県第９区総支部　兵庫県神戸市中央区下山手通四―六―一〇　衆議院兵庫県第九区　○
異動事項
各支部の届出事項　新　（異動事項）
（異動のあった支部の名称）
立憲民主党愛媛県第１区総支部　主たる事務所の所在地　旧　（新）
愛媛県松山市勝山町一―八―一　愛媛県松山市大手町一―一―六　届出年月日（令和六、一〇、四）

立憲民主党愛知県名古屋市南区支部　主たる事務所の所在地　愛知県名古屋市南区駅上一―一一―一九
立憲民主党福島県第４区総支部　主たる事務所の所在地　福島県いわき市小島町三―四―三　福島県いわき市平馬目字作ノ内一四八―一
立憲民主党福岡県第４区総支部　主たる事務所の所在地　福岡県宗像市日の里三―二三―一一　福岡県糟屋郡篠栗町乙犬六七八―一
立憲民主党奈良県第３区総支部　主たる事務所の所在地　奈良県橿原市石原田町三三九―八　奈良県奈良市大宮町五―三―一四
異動事項
支部の数　新　三七〇
（設立された支部の名称）
（主たる事務所の所在地）　旧　三六五
（主たる活動区域）
立憲民主党山形県第３区総支部　山形県酒田市飛鳥二三四―二　衆議院山形県第三区　○　○　○　一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部　届出年月日（令和六、一〇、一一）
立憲民主党東京都第30総支部　東京都府中市宮西町三―五―四　衆議院東京都第三十区　○
立憲民主党神奈川県第２総支部　神奈川県横浜市南区通町二―二五―三　衆議院神奈川県第二区　○
立憲民主党愛知県第14区総支部　愛知県豊川市国府町流霞五九―二　衆議院愛知県第十四区　○
立憲民主党和歌山県第２区総支部　和歌山県和歌山市九番丁一〇　衆議院和歌山県第二区　○
異動事項
支部の数　新　三七四
（設立された支部の名称）
（主たる事務所の所在地）　旧　三七〇
（主たる活動区域）
立憲民主党大阪府第６区総支部　大阪府門真市新橋町三―三　衆議院大阪府第六区　○　○　○　一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部　届出年月日（令和六、一一、二二）
立憲民主党広島県第６区総支部　広島県福山市三吉町南一―七―一七　衆議院広島県第六区　○
立憲民主党広島県第１区総支部　広島県広島市中区幟町三―一　衆議院広島県第一区　○
立憲民主党福井県第１総支部　福井県福井市大手二―一五―六　衆議院福井県第一区　○

異動事項
各支部の届出事項
（異動のあった支部の名称）
（異動事項）
（新）
（旧）
立憲民主党愛知県第10区総支部
主たる事務所の所在地
愛知県一宮市大宮三―八―二
愛知県一宮市浅野字青石六二
立憲民主党群馬県第４区総支部
主たる事務所の所在地
群馬県高崎市倉賀野町二〇二五―一
群馬県前橋市総社町総社二九〇五―五
立憲民主党東京都第24区総支部
主たる事務所の所在地
東京都八王子市台町四―四四―一〇
東京都八王子市明神町三―一〇―六
立憲民主党愛媛県第１区総支部
主たる事務所の所在地
愛媛県松山市大手町一―一―六
愛媛県松山市勝山町一―八―一
立憲民主党愛媛県第３区総支部
主たる事務所の所在地
愛媛県松山市大手町一―一―六
愛媛県伊予市米湊六〇〇―一
異動事項
新
旧
支部の数
三七三
三七四
（解散した支部の名称）
立憲民主党三重県第２区総支部
異動事項
届出年月日
（令和）六、一一、一二
（令和）六、一二、一二
（令和）六、一二、一二

各支部の届出事項
（異動のあった支部の名称）
（異動事項）
（新）
（旧）
立憲民主党大分県大分市支部
主たる事務所の所在地
大分県大分市城崎町二―二―一九
大分県大分市高砂町四―二〇
立憲民主党大分県参議院選挙区第１総支部
主たる事務所の所在地
大分県大分市城崎町二―二―一九
大分県大分市高砂町四―二〇
立憲民主党大分県総支部連合会
主たる事務所の所在地
大分県大分市城崎町二―二―一九
大分県大分市高砂町四―二〇
立憲民主党大分県第１区総支部
主たる事務所の所在地
大分県大分市城崎町二―二―一九
大分県大分市高砂町四―二〇
立憲民主党大分県第２区総支部
主たる事務所の所在地
大分県大分市城崎町二―二―一九
大分県大分市高砂町四―二〇
立憲民主党滋賀県第２区総支部
主たる事務所の所在地
滋賀県近江八幡市出町四二三―八
滋賀県米原市顔戸一〇五八―一
立憲民主党兵庫県第９区総支部
主たる事務所の所在地
兵庫県明石市小久保五―一六―二
兵庫県神戸市中央区下山手通四―六―一〇
立憲民主党青森県第３区総支部
主たる事務所の所在地
青森県弘前市宮川二―三―四
青森県弘前市萱町三九―一
立憲民主党富山県第１区総支部
主たる事務所の所在地
富山県富山市久方町七―一七
富山県富山市永楽町一七―一四
届出年月日

異動事項
各支部の届出事項
（異動のあった支部の名称）
（異動事項）
（新）
（旧）
立憲民主党神奈川県第２区総支部
主たる事務所の所在地
神奈川県横浜市南区榎木町二―五一
神奈川県横浜市南区通町二―二五―三
立憲民主党千葉県第６区総支部
主たる事務所の所在地
千葉県松戸市上本郷三九三四
千葉県松戸市上本郷二七三五
異動事項
新
旧
支部の数
一五
一六
（主たる活動区域）
一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部
○
○
届出年月日
（令和）六、五、一三
（令和）六、一二、一七

各支部の届出事項
（異動のあった支部の名称）
（異動事項）
（新）
（旧）
れいわ新選組衆議院東京都第25区総支部
主たる事務所の所在地
東京都新宿区高田馬場四―二七―一五
東京都
異動事項
新
旧
支部の数
一六
一五
（主たる活動区域）
（設立された支部の名称）
（主たる事務所の所在地）
届出年月日
（令和）六、七、一六
（令和）六、九、九

各支部の届出事項
（異動のあった支部の名称）
（異動事項）
（新）
（旧）
れいわ新選組衆議院東京都第14区総支部
主たる事務所の所在地
東京都江戸川区平井四―一四―八
東京都調布市国領町一―二五―三八
れいわ新選組衆議院東京都第22区総支部
主たる事務所の所在地
東京都青梅市東青梅三―六―一九
東京都新宿区高田馬場四―二七―一五
異動事項
新
旧
支部の数
一七
一六
（主たる活動区域）
（設立された支部の名称）
（主たる事務所の所在地）
届出年月日
（令和）六、一一、二六
（令和）六、九、九

各支部の届出事項
（異動のあった支部の名称）
（異動事項）
（新）
（旧）
れいわ新選組衆議院岐阜県第３区総支部
主たる事務所の所在地
岐阜県各務原市蘇原東島町四―二七
岐阜県各務原市鵜沼川崎町二―九二
異動事項
新
旧
支部の数
一七
一六
（主たる活動区域）
（設立された支部の名称）
（主たる事務所の所在地）
届出年月日
（令和）六、一一、二六
（令和）六、九、九

各支部の届出事項
（異動のあった支部の名称）
（異動事項）
（新）
（旧）
れいわ新選組衆議院埼玉県第13区総支部
主たる事務所の所在地
埼玉県久喜市本町八―二―九
埼玉県
異動事項
新
旧
支部の数
一七
一六
（主たる活動区域）
（設立された支部の名称）
（主たる事務所の所在地）
届出年月日
（令和）六、一一、二六
（令和）六、九、九

人事異動

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事　山岸　秀彬
東京地方裁判所判事に補する
最高裁判所事務総局サイバーセキュリティ管理官を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局デジタル基盤管理官を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局デジタル審議官付参事官を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する
同　佐藤　彩香
東京地方裁判所判事に補する
最高裁判所事務総局行政局第一課長を命ずる
兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する
同　伊澤　大介
同　佐久間　隆
同　岩崎　雄亮
同　棚井　啓
同　松井　俊洋
同　森里　紀之
同　依田　吉人
東京地方裁判所判事に補する
最高裁判所判事調査官に充てる
東京簡易裁判所判事に補する（各通）
同　内山　裕史
同　徳光　絢子
同　馬場　崇
東京地方裁判所判事に補する
司法研修所教官に充てる
東京簡易裁判所判事に補する（各通）
同　橋口　佳典
東京地方裁判所判事に補する
裁判所職員総合研修所教官に充てる
東京簡易裁判所判事に補する
同　平野　佑子
東京高等裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する
同　天野　研司
東京高等裁判所判事に補する
知的財産高等裁判所勤務を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する
同　猪坂　剛
同　坂本　智
同　島崎　卓二
同　瀧川和歌子
同　佐藤　政達
同　大谷　恵子
同　中村　英晴
同　横倉雄一郎
同　吉岡　透
東京地方裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する（各通）

同　信夫絵里子
東京家庭裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する
同　甲元　依子
横浜地方裁判所判事に補する
横浜簡易裁判所判事に補する
同　舘野　俊彦
さいたま家庭裁判所判事に補する
兼ねてさいたま地方裁判所判事に補する
さいたま簡易裁判所判事に補する
同　宇野　遥子
千葉地方裁判所判事に補する
兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する
千葉簡易裁判所判事に補する
同　長尾　崇
千葉地方裁判所判事に補する
千葉地方裁判所八日市場支部勤務を命ずる
兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する
千葉家庭裁判所八日市場支部勤務を命ずる
八日市場簡易裁判所判事に補する
同　家入　美香
水戸地方裁判所判事に補する
兼ねて水戸家庭裁判所判事に補する
水戸簡易裁判所判事に補する
同　小嶋　順平
水戸地方裁判所判事に補する
水戸地方裁判所龍ケ崎支部勤務を命ずる
兼ねて水戸家庭裁判所判事に補する
水戸家庭裁判所龍ケ崎支部勤務を命ずる
水戸家庭裁判所龍ケ崎支部長を命ずる
龍ケ崎簡易裁判所判事に補する
龍ケ崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
同　渡辺　健一
宇都宮家庭裁判所判事に補する
宇都宮家庭裁判所足利支部勤務を命ずる
兼ねて宇都宮地方裁判所判事に補する
宇都宮地方裁判所足利支部勤務を命ずる
足利簡易裁判所判事に補する
同　日野　進司
前橋家庭裁判所判事に補する
兼ねて前橋地方裁判所判事に補する
前橋簡易裁判所判事に補する
同　鈴木　綱平
静岡地方裁判所判事に補する
兼ねて静岡家庭裁判所判事に補する
静岡簡易裁判所判事に補する（各通）
同　野々山優子

同　奥山　雅哉
静岡地方裁判所判事に補する
静岡地方裁判所沼津支部勤務を命ずる
兼ねて静岡家庭裁判所判事に補する
静岡家庭裁判所沼津支部勤務を命ずる
沼津簡易裁判所判事に補する
同　小川　清明
同　村瀬　洋朗
大阪地方裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所判事に補する（各通）
同　大寄　悦加
大阪地方裁判所判事に補する
大阪地方裁判所堺支部勤務を命ずる
兼ねて大阪家庭裁判所判事に補する
大阪家庭裁判所堺支部勤務を命ずる
堺簡易裁判所判事に補する
同　國井　香里
京都地方裁判所判事に補する
京都簡易裁判所判事に補する
同　重高　啓
神戸地方裁判所判事に補する
兼ねて神戸家庭裁判所判事に補する
神戸簡易裁判所判事に補する
同　永田　雄一
神戸地方裁判所判事に補する
神戸地方裁判所龍野支部勤務を命ずる
兼ねて神戸家庭裁判所判事に補する
神戸家庭裁判所龍野支部勤務を命ずる
龍野簡易裁判所判事に補する
龍野簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
同　宮本　浩治
奈良家庭裁判所判事に補する
奈良家庭裁判所葛城支部勤務を命ずる
兼ねて奈良地方裁判所判事に補する
奈良地方裁判所葛城支部勤務を命ずる
葛城簡易裁判所判事に補する
同　向　健志
大津地方裁判所判事に補する
大津地方裁判所彦根支部勤務を命ずる
兼ねて大津家庭裁判所判事に補する
大津家庭裁判所彦根支部勤務を命ずる
彦根簡易裁判所判事に補する
彦根簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

同　船戸　容子
大津地方裁判所判事に補する
大津地方裁判所長浜支部勤務を命ずる
兼ねて大津家庭裁判所判事に補する
大津家庭裁判所長浜支部勤務を命ずる
長浜簡易裁判所判事に補する
長浜簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
同　西谷　大吾
和歌山地方裁判所判事に補する
兼ねて和歌山家庭裁判所判事に補する
和歌山簡易裁判所判事に補する
同　石上　興一
同　小川　貴紀
名古屋地方裁判所判事に補する
同　平手健太郎
名古屋簡易裁判所判事に補する（各通）
同　小林　健留
名古屋地方裁判所判事に補する
名古屋地方裁判所豊橋支部勤務を命ずる
兼ねて名古屋家庭裁判所判事に補する
名古屋家庭裁判所豊橋支部勤務を命ずる
豊橋簡易裁判所判事に補する
同　堀　一策
名古屋家庭裁判所判事に補する
名古屋簡易裁判所判事に補する
同　高木寿美子
名古屋家庭裁判所判事に補する
名古屋家庭裁判所一宮支部勤務を命ずる
兼ねて名古屋地方裁判所判事に補する
名古屋地方裁判所一宮支部勤務を命ずる
一宮簡易裁判所判事に補する
同　小川　貴寛
同　島田　尚人
同　棚村　治邦
津地方裁判所判事に補する
兼ねて津家庭裁判所判事に補する
津簡易裁判所判事に補する（各通）
同　松井　雅典
金沢家庭裁判所判事に補する
兼ねて金沢地方裁判所判事に補する
金沢簡易裁判所判事に補する

同　中畑　啓輔
広島高等裁判所判事に補する
広島高等裁判所岡山支部勤務を命ずる
岡山簡易裁判所判事に補する
同　石川　慧子
広島高等裁判所判事に補する
広島高等裁判所松江支部勤務を命ずる
松江簡易裁判所判事に補する
同　大久保優子
広島地方裁判所判事に補する
兼ねて広島家庭裁判所判事に補する
広島簡易裁判所判事に補する
同　澤田　博之
広島家庭裁判所判事に補する
兼ねて広島地方裁判所判事に補する
広島簡易裁判所判事に補する
同　沖本　尚紀
岡山地方裁判所判事に補する
兼ねて岡山家庭裁判所判事に補する
岡山簡易裁判所判事に補する
同　高山　慎
福岡高等裁判所判事に補する
福岡簡易裁判所判事に補する
同　北川　幸代
大分家庭裁判所判事に補する
兼ねて大分地方裁判所判事に補する
大分簡易裁判所判事に補する
同　宮川　広臣
熊本家庭裁判所判事に補する
兼ねて熊本地方裁判所判事に補する
熊本簡易裁判所判事に補する
同　村木　洋二
仙台高等裁判所判事に補する
仙台高等裁判所秋田支部勤務を命ずる
秋田簡易裁判所判事に補する
同　小林　礼子
仙台地方裁判所判事に補する
兼ねて仙台家庭裁判所判事に補する
仙台簡易裁判所判事に補する
同　佐野　倫久
仙台地方裁判所判事に補する
仙台地方裁判所大河原支部勤務を命ずる
兼ねて仙台家庭裁判所判事に補する
仙台家庭裁判所大河原支部勤務を命ずる
大河原簡易裁判所判事に補する

同　南雲　大輔
仙台地方裁判所判事に補する
仙台地方裁判所石巻支部勤務を命ずる
仙台地方裁判所石巻支部長を命ずる
兼ねて仙台家庭裁判所判事に補する
仙台家庭裁判所石巻支部勤務を命ずる
仙台家庭裁判所石巻支部長を命ずる
石巻簡易裁判所判事に補する
石巻簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
同　大倉　靖広
札幌高等裁判所判事に補する
札幌簡易裁判所判事に補する
同　渡邉　充昭
札幌家庭裁判所判事に補する
兼ねて札幌地方裁判所判事に補する
札幌簡易裁判所判事に補する
同　三重野真人　同　石原　和孝
高松高等裁判所判事に補する
高松簡易裁判所判事に補する（各通）
同　宮崎純一郎
徳島地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて徳島家庭裁判所判事に補する
徳島簡易裁判所判事に補する
同　能宗　美和
松山地方裁判所判事に補する
松山地方裁判所宇和島支部勤務を命ずる
松山地方裁判所宇和島支部長を命ずる
兼ねて松山家庭裁判所判事に補する
松山家庭裁判所宇和島支部勤務を命ずる
松山家庭裁判所宇和島支部長を命ずる
宇和島簡易裁判所判事に補する
宇和島簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　山田　智子
神戸地方裁判所判事に補する
神戸地方裁判所明石支部勤務を命ずる
神戸地方裁判所明石支部長を命ずる
兼ねて神戸家庭裁判所判事に補する
神戸家庭裁判所明石支部勤務を命ずる
神戸家庭裁判所明石支部長を命ずる
明石簡易裁判所判事に補する
明石簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上十月十六日）

公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

福岡地方検察庁検察官

令和８年11月５日

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　福岡地方検察庁　令和８年第６号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　令和８年11月５日
3　支給対象犯罪行為の範囲
(1)　支給対象犯罪行為が行われた期間
令和７年２月26日から同月27日までの間
(2)　支給対象犯罪行為の内容
宮崎愛美が、金融庁職員になりすまして被害者方を訪れ、同人から受け取ったキャッシュカードをすり替えて窃取した上、窃取したキャッシュカードを使用して、現金自動預払機から現金を引き出した行為
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
(1)　氏名不詳者らが警察官等になりすまし、被害者方に電話をかけ、被害者名義のキャッシュカードが不正に利用されており、キャッシュカードを封印して再発行する必要があるので、金融庁職員が被害者方を訪問する旨申し向ける。
(2)　宮崎愛美が、金融庁職員になりすまし、被害者方を訪れる。
(3)　被害者から受け取ったキャッシュカードを封筒に入れ、被害者の隙を見て、あらかじめ準備していた封筒とすり替えて、キャッシュカードを盗む。
(4)　盗んだキャッシュカードを使用して、現金自動預払機から出金する。
5　開始決定の時における給付資金の額　金26万5,026円
6　支給申請期間　令和８年11月５日から同９年１月４日までの間
7　犯罪被害財産の没収の裁判に関する事項
(1)　裁　判　所　名　福岡地方裁判所小倉支部
(2)　裁　判　年　月　日　令和８年２月27日
(3)　確　定　年　月　日　令和８年７月２日
(4)　被告人の氏名　宮崎　愛美
(5)　没収の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、氏名不詳者らと共謀の上
ア　警察官等になりすましてキャッシュカードを窃取しようと考え、令和７年２月26日、警察官等になりすました氏名不詳者らが、北九州市小倉北区内ほか１か所の被害者方に電話をかけ、同被害者らに対し、同人名義のキャッシュカードが不正に利用されており、キャッシュカードを封印して再発行するため、金融庁職員が前記被害者方を訪問する旨うそを言い、同日、金融庁職員になりすました被告人が、前記被害者方を訪れ、同各所において、同人らから同人ら名義のキャッシュカード合計９枚ほか４点を受け取って封筒に入れた上、同人らが目を離した隙に、同封筒をあらかじめ用意していたトランプ等入りの封筒とすり替え、同人ら管理のキャッシュカード合計９枚ほか４点を窃取した

イ　前記犯行により窃取したキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、同日から同月27日までの間に、11回にわたり、同区内の銀行出張所ほか10か所において、各所に設置された現金自動預払機に、被害者名義の普通預金口座にかかるキャッシュカードを挿入するなどして各機を作動させ、金融機関の管理者管理の現金合計562万6,000円を引き出して窃取した

（罪名）
窃盗

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒810―8651　福岡県福岡市中央区六本松四丁目２番３号
福岡地方検察庁　刑事政策推進室　電話番号　092―734―9092（直通）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第７４２０号
埼玉県桶川市寿２丁目１－３－302
債務者　遠藤　優介
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　雅俊
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４３５号
東京都世田谷区粕谷３丁目27―13―207
債務者　安藤　正悟
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松下真由美
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４６５号
東京都台東区日本堤１丁目20―８　ホテル大野屋
債務者　内澤　秋博
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩間　倫子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４６６号
東京都品川区東大井２丁目８－４－306
債務者　佐渡山幸子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市瀬　智己
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４７５号
東京都大田区南六郷１丁目26―13―602
債務者　大塚　文子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　正裕
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４７６号
東京都世田谷区宮坂３丁目36―22　ラフェスタ下北沢２経堂202
債務者　中江　和喜
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國井　友和
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４８９号
東京都練馬区北町８丁目10―１―102
債務者　鍋谷　邦雄
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　宏樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４９１号
東京都町田市鶴川５丁目１―10―201
債務者　中島　孝一
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　孝志
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４９６号
東京都葛飾区東新小岩１丁目17―２―202
債務者　藤迫　和子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸一　浩貴
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５０６号
東京都板橋区南常盤台１丁目26―５―203
債務者　出羽　一輝（旧姓内田）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅沼　大貴
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５２６号
東京都豊島区池袋本町４丁目１―15―403
債務者　矢作　麗子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩波　耕平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５２９号
東京都板橋区前野町３丁目25―５―205
債務者　横田　武夫
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯塚予始子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５３５号
東京都足立区東保木間２丁目20―11―301
債務者　山崎　祐生
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原　千穂
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５３８号
東京都文京区湯島４丁目12―３　ＡＬＥＲＯ　Ｙｕｓｈｉｍａ　Ｎｏｒｔｈ103
債務者　高橋　和久
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　崔　　宗樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５５０号
東京都足立区梅田３丁目26―２
債務者　松本　光幸
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　佳男
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５５１号
東京都足立区梅田３丁目26―２
債務者　松本あゆむ
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　佳男
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５６７号
東京都板橋区相生町15―19―603
債務者　松永　信孝
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　尋哉
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５６９号
東京都小金井市中町３丁目15―28―304　第１小金井グリーンハイム
債務者　織田　祐輔
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　錦野　匡一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５７３号
東京都葛飾区細田５丁目６―８―102
債務者　飛塚　明代（旧姓江口）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下いずみ
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５７４号
東京都港区三田３丁目７―30―405
債務者　坂本　　寧
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水上　　卓
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５８８号
東京都足立区中央本町５丁目15―１―111
債務者　城間　竜治
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥野伸二郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５９２号
東京都足立区加平３丁目８―１―305
債務者　小林　幸一
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼坂富士彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５９３号
東京都足立区加平３丁目８―１―305
債務者　小林　法子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼坂富士彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２４４１号
神奈川県藤沢市円行１丁目13番地の７　湘南敬愛病院
債務者　山口　高次
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　隆宏
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午後２時20分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６６２７号
東京都大田区西糀谷２丁目23―２―309
債務者　高橋麻希子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木嶋　　望
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３９０号
東京都足立区足立２丁目50―８―101
債務者　藤澤　友理
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴山　佳久
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４３７号
東京都葛飾区東新小岩５丁目20―18
債務者　矢上　芳之
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石島　正道
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４６１号
東京都大田区新蒲田３丁目14―１―201
債務者　伊東　沙織
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　翔吾
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４９３号
東京都足立区東綾瀬１丁目13―９　第二松江荘102
債務者　目黒由多加
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　　啓
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４９４号
東京都大田区蒲田本町１丁目11―22
債務者　田中　貴真
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒河　元次
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４９５号
東京都杉並区堀ノ内３丁目41―６―103
債務者　長谷川大介
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久間　颯彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５０３号
東京都練馬区関町北４丁目25―３―405
債務者　荻原　英成
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　仁亮
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５０９号
東京都武蔵村山市学園１丁目20―４　福元方
債務者　阿久津翔汰
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　穂波
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５１４号
東京都練馬区小竹町２丁目35―15　フラット・35―Ａ　108
債務者　須崎　奈緒
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　伸治
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５２３号
東京都西東京市北原町２丁目16―１―203
債務者　山岡　智子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　周平
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５２８号
東京都世田谷区成城９丁目31―12―103、住民票上の住所青森県下北郡佐井村大字佐井字大佐井３―２
債務者　根戸内裕之
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　大輔
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５３０号
埼玉県川口市元郷２丁目２―35―106
債務者　岩本　涼馬
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神山　卓也
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５３２号
東京都荒川区西尾久１丁目13―３―205
債務者　静谷　綾子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　弘一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５３４号
東京都杉並区松ノ木３丁目20―２　リバーストンコーポＢ103
債務者　松下　　守
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　喜多晋太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５３６号
東京都江東区豊洲１丁目２―39―901
債務者　細川　静香
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　匂坂　拡樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５３７号
東京都葛飾区立石４丁目６―５―302
債務者　松柳　美鈴
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵田　　努
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５６６号
東京都江東区北砂２丁目15―30
債務者　小山　　潔
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　尚通
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５７０号
東京都小平市学園東町３丁目１－９　ＳｉｅｓｔａＤｕｏ一橋学園　Ｅａｓｔ棟302号
債務者　大越　匠悟
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新城早智子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１５８号
福島市荒井字庚申下11番地の１
債務者　佐藤　和則
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川端　茂樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月20日午前11時15分
6　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１６４号
福島市森合字台３番地の26アルテ・モリアイ202号
債務者　齋藤　葉子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉持　　惠
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１８５号
福島市南矢野目字小泉９番地の20
債務者　佐久間聡美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安彦　元気
4　破産債権の届出期間　令和８年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月20日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１７号
岩手県北上市上江釣子19地割30番地１　コーポＪＵＮ　Ｉ－２号、旧住所岩手県北上市大通り四丁目６番22号
債務者　藤原　直樹
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊澤麻衣子
4　破産債権の届出期間　令和８年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午前10時15分
6　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第８６号
岩手県花巻市四日町三丁目１番22号
債務者　髙橋　弘喜
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神木　　篤
4　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第７５２７号
東京都中央区晴海５丁目６－６－409
債務者　尤　　淦鵬
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　権田　修一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５３３号
東京都港区六本木７－17―37―101、住民票上の住所石川県金沢市米丸町105
債務者　藤田早百合
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井田大洋
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６０４号
東京都世田谷区弦巻２丁目29―４―101
債務者　西村奈津子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水原　洋吾
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５２５号
神奈川県横浜市磯子区洋光台６丁目９－３－102
債務者　石﨑　文菜
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　　諒
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５４０号
東京都練馬区豊玉北１丁目27―10―101
債務者　岩切　　楓（旧姓奥田）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　政貴
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２０６号
千葉県白井市七次台３丁目７番11号
債務者　須藤　基之
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井野　明梨
4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２３５１号
横浜市港北区日吉本町４丁目17番46号　Ａｖｅｎｉｒ日吉本町201
債務者　小路　勇人
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　康代
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８８号
相模原市南区南台６丁目18番６号　高峰コーポⅢ　401
債務者　久嶋　さき
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粟谷布由実
4　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２４７４号
横浜市南区永楽町２丁目17番地10　アソルティ関内大通公園805号
債務者　佐々木一哉
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　靖裕
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月18日午後１時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６５９号
栃木県宇都宮市宝木町１丁目274番地１　セジュール井上Ｂ102
債務者　佐伯　克彦
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　誉
4　破産債権の届出期間　令和８年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７４６３号
東京都北区志茂３丁目44―４―403
債務者　阿部　泰賀
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　造一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８号
静岡県周智郡森町森308番地の２、前住所三重県伊勢市船江１丁目５番69号　メゾン　エトワールＡ101号室
債務者　岸　　実穂
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川隆史
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前11時50分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第１８６７号
東京都八王子市千人町２丁目12番12号杉山マンション206号
債務者　平尾　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　布川　佳正
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３５８号
静岡県浜松市中央区大平台四丁目16番10号　アトゥーレＳ　Ａ－３
債務者　那須　久惠
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　恵祐
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月19日午後４時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第６８６号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町24番地14　アレストスズキＣ108号室、前住所栃木県宇都宮市下田原町3432番地18
債務者　小沼　光一
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田島　聡紀
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前11時40分
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７３５７号
東京都目黒区五本木１丁目23―15―205
債務者　高野　昌宏
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　裕之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４９７号
広島県広島市西区大芝３―15―９―204、住民票上の住所広島県広島市安佐南区中須２丁目14―10―907
債務者　佐々木健二
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小畑　英一
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５４２号
神奈川県横浜市港北区篠原北１丁目21―15　グループホームチェリー
債務者　亀本　章弘
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　俊輔
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月21日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３１８号
埼玉県川口市大字西立野557―３―702
債務者　塚田　　肇
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　靖博
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３１９号
埼玉県川口市大字西立野557―３―702
債務者　塚田真奈美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　靖博
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４７２号
福岡県福岡市早良区曙１丁目１―22―205　シャーメゾン西新グランデⅡ
債務者　黄木　桐吾
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　氏家　宏海
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５４４号
東京都江東区大島８丁目23―５　第２佐藤ビル701
債務者　北村　克利
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　和彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１８１５号
東京都八王子市滝山町１丁目489番地グリーンプラザ滝山213号
債務者　中平　　大
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三井　浩之
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８３７号
川崎市川崎区観音２丁目23番７－204号
シュライン川崎
債務者　蛭田　　博
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　克己
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月26日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７４４６号
埼玉県ふじみ野市うれし野２丁目10－２－1206
債務者　源嶋　清綱
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田登志雄
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５００号
東京都新宿区納戸町13番地
債務者　小笠原克久
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷真由子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１９４９号
東京都府中市日新町５丁目52番地の５タウンコートＡ206
債務者　髙安二三雄
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　芳彦
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午前11時15分
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第７４７０号
神奈川県横浜市栄区上郷町262―22
債務者　上田　晃生
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　拓志
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月29日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７９号
静岡県浜松市中央区花川町323番地の２
債務者　北村　佑樹
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　涼子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月10日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第７３２１号
東京都台東区下谷３丁目17―８―401
債務者　深野　　崇
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　崇
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月12日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４３８号
東京都世田谷区駒沢３丁目28―19―101
債務者　宮﨑　　守
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口奈津子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月12日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４９２号
東京都葛飾区東新小岩２丁目９－２－502
債務者　山田　達也
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　照井　国興
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５６８号
東京都板橋区南常盤台２丁目２－４－303
債務者　細野　利勝
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　正木　君治
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７６０６号
千葉県松戸市南花島中町250－７－303
債務者　李　　哲秀
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　慎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月12日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７５４９号
東京都江東区越中島２丁目６－８－201
債務者　初見　笑里
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　和聖
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４４４号
東京都杉並区天沼２丁目30－３－309　天沼二丁目アパート　３号棟
債務者　大内田　禎
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　献
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和９年２月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２２８号
東京都足立区扇３丁目９－２－207
債務者　萩原　一郎
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒田　曜子
4　破産債権の届出期間　令和８年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１０２７号
神戸市東灘区住吉宮町２丁目12番20号、従前の住所神戸市東灘区住吉南町２丁目12番２－104号
債務者　小川　満久
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　勇輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３０２号
岡山県倉敷市広江１丁目14番58号
債務者　岸田　愼太郎
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渋谷　康華
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３５６号
岡山県倉敷市茶屋町1409番地５
債務者　佐藤　鏡文
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大林　建太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１５３号
福島県いわき市植田町南町二丁目６番地の７北浜ハイツ107
債務者　佐藤　美英
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉太健史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１１２号
福島県いわき市小名浜林城字水穴19番地の２
債務者　長瀬　圭子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新妻　弘道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２４７２号
横浜市青葉区荏田西３丁目18番地７　ルミエール202
債務者　嶺岸　純一
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　康広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４４４号
新潟市北区川西４丁目44番地
債務者　芳野　茂晴
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　塁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４６０号
新潟市西区上新栄町３丁目１―29　コーポ上新栄202
債務者　松木　裕一
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　氏家　信彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４７３号
新潟市東区山木戸４丁目７番33号
債務者　大岩　達雄
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江畑　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７０号
新潟県村上市緑町四丁目２番62号
債務者　佐藤　健太
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬飼　善和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第２９２号
香川県高松市上林町774番地１　フェリーチェ上林103号
債務者　池田万記子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富家佐也加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第９９８号
仙台市太白区八木山東２丁目24番６号　レオパレス八木山東第２―202、従前の住所宮城県加美郡加美町宮崎字横谷地一番18番地２
債務者　鎌田　　豊
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北林　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０２５号
仙台市青葉区高野原４丁目７番地の13
債務者　西川　幸子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　　洸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０８２号
仙台市太白区長町南４丁目12番５号　コーポ小池201
債務者　高橋　久美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　真光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時35分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１００号
仙台市泉区泉ケ丘１丁目11番19号　シャーメゾン泉ケ丘205
債務者　高橋　　将
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸崎　潤也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１７２号
仙台市太白区富沢１丁目14番６号　ブリリアント102
債務者　大槻　光男
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相崎　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２４６号
三重県亀山市和田町1692番地　第13アーバンハイツ106号
債務者　泊　　妙子（旧姓　白川）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　明奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第７７５号
広島県安芸郡府中町山田１丁目５番20号
債務者　松尾　展明
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　賴　　堅信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７９４号
広島県山県郡安芸太田町大字加計2500番地
債務者　佐々木　夕日
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上西ともみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９４１号
広島市西区井口４丁目２番44―801号
債務者　大部　祥吾
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大村　真司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４６号
広島県安芸高田市甲田町上甲立1694番地１、前住所広島県安芸高田市甲田町下小原1875番地
債務者　西本　祐子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　益隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第５５号
福岡県八女市室岡325番地１　Ｓｔａｒｓ福岡八女、前住所福岡県八女市本村701番地３
債務者　原野　祥樹
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第４９８号
大分市勢家町４丁目１番13号
債務者　後藤　則義
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４９９号
大分市西大道１丁目１番54―305号　ベルメゾン荒巻
債務者　後藤　房生
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５１１号
大分市府内町３丁目５番30号　府内ビル302
債務者　火箱　知弘
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５３１号
大分市大字太田350番地　ひまわりの郷
債務者　吉田　徳幸
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　哲平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１９３号
山形県上山市葉山４番７号
債務者　伊藤　新一
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６号
山形県最上郡最上町大字志茂1360番地
債務者　中鉢　礼子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　由秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第９０７号
兵庫県三木市別所町高木949番地の412
債務者　プライベートサロン　ボアソルチこと　澤田　綾子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　　貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０３号
岩手県北上市村崎野16地割185番地６
債務者　古水久美子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　順平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第３７４号
栃木県真岡市台町2717番地５
債務者　エウゼビオ　モレイラ　ムリロ
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　益田　萌里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月25日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６９２号
栃木県鹿沼市万町5002番地８　アニメートヴィラＤ―101
債務者　岩田　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳田　剛之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月25日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２０６号
茨城県ひたちなか市栄町１丁目９番34号　シャルマンハイツ201号
債務者　金子慎一郎
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　道夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１６２４号
名古屋市中区新栄１丁目17番23号　アイサンメゾン204号
債務者　加藤　優奈
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川副　俊高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４５号
茨城県取手市井野二丁目５番34号
債務者　鈴木　孝子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　義章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和７年（フ）第４７８号
兵庫県尼崎市食満２丁目22番24号メゾンⅣ205号
債務者　上田　　正
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第４７９号
兵庫県尼崎市食満２丁目22番24号メゾン４205
債務者　上田　園生
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１３６８号
沖縄県宮古島市平良下里1359番地２号　スカイマンション303　、住民票上の住所大阪市福島区鷺洲５丁目８番７－1003号
債務者　寺岡　昌平
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　和成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３０５号
大阪市生野区生野西１丁目18番27号　寺田町ハイツⅠ番館　206号室
債務者　小林　土満
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　雅夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８９号
青森県八戸市大字中居林字中居林32番地７
債務者　中村　駿佑
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　　慧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第９３号
青森県八戸市大字新井田字木戸場９番地７
債務者　太田　寿之
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須永　道夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第２５２号
茨城県鉾田市柏熊981番地４
債務者　横田　悦男
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　道夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２５３号
茨城県水戸市藤井町257番地の20
債務者　野上　　毅
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田部　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１７４号
長野市大字高田34番地14　メゾンココロ１
債務者　衣川うめ子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　直挙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５９３号
愛知県清須市阿原宮東57番地　宮東57ＫＯＤＡＴＥＸⅢＢ棟、従前の住所名古屋市西区こも原町122番地
債務者　漆畑由利子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７９４号
埼玉県所沢市御幸町７番13―207号　マック所沢コート
債務者　吉野　宏明（旧姓勝亦）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳永翔太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後３時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１１４７号
京都府向日市向日町北山９番地
債務者　木村　康彦
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　柚希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６３５号
栃木県宇都宮市平出町3736―16　レジェンドワコーＢ207、住民票上の住所栃木県宇都宮市若草４丁目22番４号
債務者　瀧澤　千秋
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅木　一希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月８日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２５４９号
名古屋市熱田区切戸町１丁目73番地
債務者　恒川　清人
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田　幸生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５１０８号
大阪市平野区長吉長原２－６－41、住民票上の住所大阪市平野区長吉長原西３丁目11番49号
債務者　池田　龍治
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　駿一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２８０号
大阪府豊中市庄内幸町３丁目18番17―407号
債務者　平木　　稔
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上塩入大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６１４号
さいたま市岩槻区仲町１丁目16番２－１号
債務者　髙橋　涼子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５４０号
埼玉県越谷市レイクタウン７丁目４番地１　ＣＲＥＡ　ＬＡＫＥ102
債務者　栗原彩由実（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中塚　力雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１５７６号
千葉県船橋市三咲２丁目13番15号　エステートピア廣田101号
債務者　郡司　直樹
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第４４５号
鹿児島市樋之口町６番６号　ハイツ渕上301号、前住所鹿児島市住吉町６番21号　時・ＫＡＭＯＳＵ　Ａ棟101号
債務者　原口　牧子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川畑　貴胤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２４６９号
愛知県日進市栄２丁目806番地　セントラルリバーⅢ104、従前の住所愛知県瀬戸市幡山町12番地　フィルコート瀬戸口Ⅱ　３Ｂ
債務者　明石エクステリアこと明石　幸憲
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３５号
茨城県鹿嶋市大字宮中2069番地８、前住所千葉県木更津市清川１丁目28番３号
債務者　山下　　勉
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　作井　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第８２号
茨城県鹿嶋市平井南42番地４
債務者　片山　　悠
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　作井　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第６６４号
埼玉県所沢市若松町842番地の２　所沢ハイコーポ809、前住所埼玉県所沢市中富南１丁目２番地の１
債務者　ホリ精工こと　堀　　佳和
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７４３号
埼玉県富士見市諏訪２丁目９番19号　プレミアムリコス弐号館205
債務者　韓国料理すんちゃんこと　李　　昇炫
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河内　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５７号
長野県伊那市上牧6187番地２　シャトーリオン上牧Ａ202号室
債務者　市川　真樹
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　　信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第１８９９号
札幌市厚別区厚別中央２条１丁目２番22―107号
債務者　若林　雅子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧川由希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６７３号
栃木県宇都宮市越戸２丁目14番２号
債務者　入山　幸治
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６８８号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町39番地18　ハイム・サンシャイン201、前住所栃木県宇都宮市今泉３丁目９―12
債務者　石丸　有里（旧姓坂本）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４４２２号
大阪府摂津市新在家２丁目４番５―106号
債務者　水澤　匠汰
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保田　友久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５６９号
横浜市西区浜松町３番23号　ＴＲ西横浜301号
債務者　前本　健人
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝野　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５４６６号
大阪市西淀川区姫里３丁目７番10―504号
債務者　緒方　浩市
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鐵谷　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５７号
静岡県浜松市中央区大平台四丁目16番10号　アトゥーレＳ　Ａ－３
債務者　那須　信亮
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　恵祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後４時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第７０２号
埼玉県所沢市西新井町19番７―205号　メゾン・ボヤージ２
債務者　原　　優也
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本間　由也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後３時
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１２８１号
京都市北区小松原北町54番地35、前住所京都市北区平野鳥居前町55番地京都平野アーバンライフ202号
債務者　塩田　義惠
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　政典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午前11時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１７号
広島県東広島市高屋高美が丘六丁目11番４号
債務者　重井　省三
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田小百合
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後３時
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第６７０号
栃木県鹿沼市茂呂1976番地５
債務者　稲川　博一
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日向野　濯
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５６３号
埼玉県草加市氷川町2134番地８　草加氷川ローヤルコーポ801号、住民票上の住所及び主たる営業所鹿児島県姶良市西餅田49番地３
債務者　すみだ歯科医院こと　角田　隆規
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古谷　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６１３号
埼玉県草加市新栄１丁目11番地３　カーサクオーレ201号
債務者　富司　伸幸
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　伸司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２４８３号
横浜市保土ケ谷区権太坂１丁目４番１―402号
債務者　木村　雄輔
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井原　綾子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３８３号
埼玉県東松山市和泉町７番16号　レオネクストビイグラット２　104
債務者　山口　　丈
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　博久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第４６５号
相模原市中央区千代田４丁目４番５号　ポーロウニア千代田602
債務者　松浦　裕二
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１６２号
新潟県南魚沼市美佐島85番地83
債務者　戸田　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉真一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午前11時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第５７４号
埼玉県越谷市大字大杉574番地３
債務者　小林　　豊
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須賀　　翼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月12日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１３９８号
東京都板橋区舟渡２丁目16番２―501号
債務者　勝田正義こと　鄭　淳一（ＪＵＮＧ　ＳＯＯＮＩＬ）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角田　勝政
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月17日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年２月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第３８２号
函館市亀田本町40番23号
債務者　小島　宏之
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４１３号
函館市白鳥町21番21号
債務者　和野　裕希
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４３２号
函館市石川町２番地61
債務者　佐藤　　浩
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４３４号
函館市深堀町32番２―304号　深堀団地２号棟
債務者　佐々木郁恵
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第４３８号
函館市昭和１丁目26番26号　エイダイフラット昭和２　105号室
債務者　小野　裕平
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第２０００号
愛知県海部郡飛島村政成２丁目126番地
債務者　荒川　夕芽
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２００３号
名古屋市北区安井２丁目５番２号　市営成願寺荘西３棟305号
債務者　茶園　芽衣
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０２６号
名古屋市天白区植田西３丁目1006番地　豊栄ハイツ302号
債務者　與那嶺　隆
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１４４号
名古屋市守山区御膳洞1110番地　グリーン御膳洞Ｂ棟102号、従前の住所愛知県額田郡幸田町大字芦谷字福田15番地10
債務者　永塚　教予
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２３７号
名古屋市緑区大高町字坊主山２番地の16　サンガーデン102号
債務者　久嶋竜太郎
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３１０号
名古屋市守山区太田井４番19号　リバーサイド喜多山204号
債務者　折戸　智也
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３８０号
名古屋市天白区中平５丁目805番地　ユニーブルマンション平針台１棟102号、従前の住所愛知県豊田市京ケ峰１丁目２番地９　メゾン加納201号
債務者　武廣　春輝
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４１０号
名古屋市西区市場木町201番地　第３ＧＳビル２Ａ号
債務者　船越　伸次
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４１６号
名古屋市南区豊４丁目18番69号　南豊東住宅１棟410号、従前の住所愛知県知多市西巽が丘２丁目６番地の７　グランシャリオD202
債務者　今野　莉惠こと　ＧＥＮＧ　ＱＩＮＧ　ＬＩ　耿　慶莉
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４１９号
名古屋市中川区一色新町２丁目1704番地　コミュニティハウスつくしんぼ
債務者　吉田　三好
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４４０号
名古屋市天白区野並４丁目36番地
債務者　飯田　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４４６号
名古屋市千種区南ケ丘１丁目８番１－105号　市営南ケ丘荘
債務者　川瀬　年廣
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４６５号
名古屋市中村区岩塚町字林高寺東29番地の１　ＮＥＸＵＳ岩塚
債務者　髙坂　勇次
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４８９号
名古屋市名東区亀の井１丁目18番地　西一社第２団地102棟311号
債務者　上田　育江
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７０２号
愛知県名古屋市天白区焼山１丁目417番地　山富第３マンション303号
債務者　北口　正則
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２７４５号
名古屋市昭和区鶴舞４丁目16番４号　エクセルハイツ鶴舞105号、従前の住所名古屋市中川区八神町３丁目48番地の２　シティービー104号
債務者　大石　　堅
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０３号
三重県伊勢市小俣町本町429番地１　ル・パルテールＢ　101号室、前住所三重県松阪市大黒田町1603番地４
債務者　奥田　愛純
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第１６５５号
さいたま市浦和区東岸町10番23―401号
債務者　羽鳥　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７２８号
さいたま市桜区町谷３丁目13番19号　小倉方
債務者　齋藤　舞子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６１号
新潟県長岡市島崎539番地７、前住所新潟県長岡市島崎769番地
債務者　山井　佑介
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第３６０号
大阪府泉大津市菅原町15番10号　サラセニア110号
債務者　金子　正和
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４９８号
大阪府泉南郡熊取町朝代東１丁目６番24号
債務者　岡崎　真典
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５９８号
大阪府泉佐野市泉ケ丘１丁目９番２―110号
債務者　岡田　大地
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６００号
大阪府和泉市葛の葉町一丁目２番33号
債務者　冨田　一真
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６０６号
大阪府泉佐野市新町１丁目１番23―201号
債務者　榎堀　遥香
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６０７号
大阪府岸和田市下池田町１丁目７番32号　スカイコーポ102号
債務者　江口　一人
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６０８号
大阪府和泉市富秋町二丁目13番32号、前住所堺市北区新金岡町５丁９番506号　パークサイドエルディム201号
債務者　横平　将志
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第６１４号
大阪府泉佐野市日根野4212番地の９（702）
債務者　荒木　翔
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２３７号
岡山県倉敷市連島町西之浦284番地５　古谷ハイツ205
債務者　岸本　斉士
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２４０号
岡山県倉敷市西阿知町923番地　Ｂ―205、転居前の住所岡山県倉敷市児島塩生2085番地　プレトリア105
債務者　池田　胤斗
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３４０号
岡山県倉敷市二子1707番地26、転居前の住所岡山県倉敷市西阿知町1305番地５　ヴィーナスＢ　201
債務者　本多　湧
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１８２０号
さいたま市南区南浦和１丁目28番８号　301
債務者　トロフィモワ　イリナ
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８２９号
埼玉県蕨市中央２丁目41番12号　コーポ三貴202号
債務者　鷺谷　義彦
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６８２号
埼玉県越谷市赤山町２丁目220番地11　サニーハウス102
債務者　千ケ﨑亜矢
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６４２号
埼玉県所沢市大字松郷68番地の２　４－202
債務者　笹目　夏希
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７４５号
埼玉県所沢市大字下安松1504番地の21　レオパレステジマ102
債務者　河田万寿美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７８６号
埼玉県川越市大字古谷本郷1492番地５（Ｋ－１棟408号室）
債務者　岡庭　昇司
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８１２号
埼玉県飯能市大字双柳1493番地37　浅間団地（北）211号
債務者　長谷川由美子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第８２８号
埼玉県所沢市西所沢１丁目22番２－1102号　アルシオーネ西所沢
債務者　坂詰　　隆
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３０５号
埼玉県行田市大字若小玉2652番地１　コーポスタンダード101号、旧住所群馬県太田市東別所町162番地６
債務者　ポルセウ　ジュスティニアノ　ヘンリー（ＰＯＲＣＥＬ　ＪＵＳＴＩＮＩＡＮＯ　ＨＥＮＲＹ）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日までさいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３６８号
埼玉県東松山市大字上唐子1461番地82
債務者　勝田　眞弓
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日までさいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３８７号
埼玉県深谷市上柴町西１丁目21番地12　キャビン25・206号
債務者　橋本　恭司
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日までさいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３８８号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町935番地１　アーバンハイツ205号
債務者　坂本　優菜
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日までさいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２２号
埼玉県秩父市熊木町24番20号
債務者　島田　勝典
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日までさいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和８年（フ）第４９２号
相模原市中央区相模原４丁目８番４号　ＭＳドウェル相模原４－Ｄ号
債務者　仲山　高文
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５０７号
相模原市中央区南橋本２丁目４番４号　小原コーポ201
債務者　渡辺　文代
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３１号
京都府舞鶴市字下福井481番地３
債務者　大槻　成典
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第３５号
島根県浜田市金城町下来原234番地76（４－403）
債務者　村上真祈子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで松江地方裁判所浜田支部

令和８年（フ）第１８４８号
札幌市中央区南10条西11丁目１番16－205号
債務者　引地　貴夫
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９２９号
札幌市中央区北１条東３丁目５－24　ルプルミエ405、住民票上の住所北海道北広島市西の里東４丁目６番地９
債務者　新妻　健斗
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１１３号
札幌市東区北27条東20丁目１番25―303号
債務者　及川　清子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１５４号
札幌市北区北24条西２丁目１番３―204号
債務者　眞鍋　洋子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２７８号
北海道旭川市秋月２条２丁目６番20号　あさいコーポＡ202
債務者　星川　雄介
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９７号
群馬県太田市由良町1013番地１　アストールＢ―201号
債務者　宮城　悠樹
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第４９５号
相模原市中央区相模原７丁目７番４号　荒木第５ビル602
債務者　横田　佳子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５２６号
相模原市中央区淵野辺１丁目19番２号　Ｔｈｅ　Ｖｏｙａｇｅｒ106
債務者　宮崎　　豊
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第７５号
新潟県妙高市大字大鹿404番地４
債務者　望月　初江
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第８４号
岐阜県恵那市長島町中野1205番地52
債務者　水村まゆ美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第４５号
静岡県掛川市大池225番地の２　淡山荘Ⅲ102号室
債務者　中山　里美（旧姓黒田）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第５６号
静岡県周智郡森町谷中1223番地の１
債務者　井口　義朗
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第５４２号
愛知県豊田市神明町２丁目52番地　プリンセス豊田407号、旧住所名古屋市南区弥次ヱ町５丁目12番地の10　南区ひまわり
債務者　清水　昌栄
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５９７号
愛知県刈谷市東刈谷町３丁目16番地11　パレスハートＢ棟２－１号
債務者　河村　康広
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２１３号
高知市桟橋通３丁目14番３号　ハイツ江央103号
債務者　釣井　栄基
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５７号
高知県土佐市高岡町甲1048番地
債務者　西村　雅季
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６７号
高知市横浜新町３丁目502番地２
債務者　岩本　和美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２９９号
高知市仁井田1103番地
債務者　仙頭　隆司
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８０号
北海道中川郡幕別町札内北町34番地の12　プロヴァンスⅡ
債務者　髙橋　　哲
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第５２号
秋田県横手市大雄字東中島37番地
債務者　伊藤　瑞紀
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
秋田地方裁判所横手支部
令和８年（フ）第３５５号
静岡県御殿場市川島田796番地の１　フローレンス川島田、前住所静岡県御殿場市東山880番地の５　県営住宅東山団地１　105
債務者　菅野　　旻
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和８年（フ）第３６４号
静岡県沼津市駿河台４番地の１　ヴィルドミール105
債務者　岩城　禎輝
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和８年（フ）第２９９号
香川県高松市上天神町624番地73、旧住所香川県高松市塩上町３丁目11番19号
債務者　森　　裕美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和８年（フ）第３０２号
香川県小豆郡土庄町甲3661番地２
債務者　濱田　弓子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和８年（フ）第６４９号
栃木県宇都宮市元今泉２丁目１番３号　プラージュ元今泉201
債務者　新澤　彩花
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
令和８年（フ）第１３５３号
千葉県習志野市東習志野８丁目31番８号
債務者　桑島　孝彦
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（フ）第１４７２号
千葉市稲毛区長沼原町101番地　サンヒルズ302号
債務者　菊池みき子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（フ）第１５０８号
千葉県市川市市川南１丁目６番15―203号（いづみハイツ）
債務者　ＲＡＨＭＡＮ　ＭＤ　ＭＥＨＢＵＢＵＲ（ロハマン　モハメド　マハブブ）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（フ）第１５５０号
千葉県船橋市海神２丁目23番40号　ジュネパレス船橋第54―103号
債務者　笹田　太郎
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（フ）第１５６５号
千葉県船橋市七林町113番地５　コイノニアハウス105号
債務者　吉越　悦子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（フ）第１５６６号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地５街区12棟104号
債務者　簗　　昌宏
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（フ）第１５７１号
千葉市中央区南生実町226―１　ブローテＡ101号、住民票上の住所千葉市緑区誉田町２丁目10番地106　オリュザ101号
債務者　齋藤　裕之
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（フ）第１５８１号
千葉県鴨川市南小町944番地
債務者　高橋　　恵（旧姓藤代）
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（フ）第１５９２号
千葉県市原市馬立1951番地の１
債務者　武類　範和
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（フ）第１５９３号
千葉市若葉区千城台東２丁目36番10―１号
債務者　豊間　聡美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（フ）第１５９４号
千葉県八千代市村上1942番地２　上高野ヴィレッジ301号室
債務者　久保　眞美
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５９５号
千葉県八千代市村上1942番地２　上高野ヴィレッジ301号室
債務者　久保　雄大
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５９８号
千葉市中央区星久喜町991番地16
債務者　後藤　美咲
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５９９号
千葉市稲毛区園生町41番地　クレセントハイツＢ102号
債務者　鈴川　明美
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６０７号
千葉市緑区誉田町１丁目138番地39　カームダウンハイツＣ－203号
債務者　齋藤　美子
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６１１号
千葉市緑区平山町1915番地14
債務者　中戸　崇人
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６２６号
千葉県市川市南八幡１丁目15番８号　（コールモア202号）
債務者　武藤　光政
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６２７号
千葉県八千代市上高野2065番地10
債務者　倉元優妃乃
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６２８号
千葉市稲毛区黒砂１丁目９番11号　サンコートみどり台107号
債務者　柴田遼太郎
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６２９号
千葉市緑区誉田町３丁目71番地30　ツインシー101号
債務者　新城洋一郎
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６３４号
千葉県船橋市湊町２丁目15番21―302号
債務者　矢藤美由紀
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６３８号
千葉県市川市原木２丁目２番22号
債務者　東條　　輝
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６３９号
千葉市中央区東本町13番２号　森谷ハイツ101号
債務者　小出　信夫
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６４８号
千葉市緑区大膳野町３－30　ヒルトップビューＢ101、住民票上の住所千葉県市原市ちはら台西４丁目４番地15
債務者　槌西　志麻
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６７８号
千葉県市川市北方３丁目25番19号
債務者　松本　祐奈
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７０５号
千葉県市川市新井３丁目７番16―106号（ジェノヴィア南行徳スカイガーデン）
債務者　池永　　直
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７１７号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区９棟304号
債務者　佐久間陽子
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７２５号
千葉市稲毛区天台５丁目21番27号　天台ヴューレジデンス306号
債務者　上條のぞみ
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７４２号
千葉市稲毛区長沼町７番地４　レオネクストセブン長沼103号
債務者　山本　孔一
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第２８３号
静岡県磐田市一言282番地　エクレール豊田307号室
債務者　長谷部　成人こと　ハセベ　ブライアン　ナルヒト（ＨＡＳＥＢＥ　ＢＲＡＹＡＮ　ＮＡＲＵＨＩＴＯ）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３９５号
静岡県浜松市浜名区中瀬2611番地の１　ＮＥＸＴＡＧＥ　１―101
債務者　横浜　篤子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１５４号
青森県八戸市小中野八丁目11番13号
債務者　草野みゆき
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第５２号
岩手県奥州市水沢大手町三丁目45番地、旧住所岩手県盛岡市東山二丁目３番９―202号
債務者　小野寺広樹
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第９９１号
仙台市青葉区上愛子字車15番地　ボヌールメゾンⅡ―203、従前の住所長野県東御市県434番地１　ローレルコート１号棟101号
債務者　林　　有希
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０００号
仙台市青葉区栗生５丁目６番地の12　コーポあおば202
債務者　中村富士子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０５３号
仙台市青葉区小松島新堤７番１号　社会福祉法人仙台キリスト教育児院　丘の家子どもホーム、住民票上の住所千葉県市川市行徳駅前３丁目11番１―408号（秀和第二行徳レジデンス）
債務者　佐藤　観月
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０７７号
仙台市宮城野区五輪２丁目１番８―404号
債務者　黒坂　　毅
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０８３号
仙台市太白区萩ケ丘25番４号　なっつ萩ヶ丘102
債務者　高橋　　勉
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０８７号
仙台市太白区西の平１丁目14番７号　サトウアパートＢ102、従前の住所仙台市若林区沖野６丁目６番７―304号
債務者　砂口　和澄
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１２３号
仙台市太白区中田５丁目１番２号
債務者　柿沼　友則
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１４７号
仙台市若林区六丁の目南町１番７―903号
債務者　田野崎元気
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１５４号
仙台市泉区加茂１丁目18番地の11
債務者　佐藤　晴義
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１９８号
仙台市泉区八乙女中央３丁目11番８号　ストーンリバー八乙女201、従前の住所仙台市泉区南光台３丁目23番33号　アーバンヴィラＫ201
債務者　岡本麻衣子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１５２号
宮城県石巻市大橋１丁目６番地21、前住所宮城県仙台市青葉区高松１丁目19番10―103号
債務者　村山　史哲
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１６２号
福島市曽根田町７番30号グランコモド曽根田604、従前の住所福島市大明神４番地の３カメリヤコーポラス606
債務者　渡邊　早苗
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１７６号
福島市北中央三丁目13番地の１県住３－205号室
債務者　佐藤あかり
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１９１号
福島市渡利字川岸町８番地２号
債務者　大槻　洋子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１４５号
福島県いわき市平豊間字兎渡路370番地の６ＭＪとよま101
債務者　佐藤　秀樹
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２０２号
福島県いわき市平中山字宮下68番地の４　ハイツハピネ201、従前の住所福島県いわき市平鎌田字石名坂115番地　クランベルⅡＢ201
債務者　鈴木　仁美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第２１０号
福島県いわき市好間町上好間字中道４番地の３
債務者　長澤　加奈
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第３６２号
茨城県水戸市見川２丁目201番地の１　グランドメゾン高貫４号
債務者　中嶋　憲一
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１４７号
茨城県龍ケ崎市6052番地８
債務者　坂井　　光
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第５９７号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2321番地80
債務者　米岡　幸枝（旧姓水田・荒木）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６２０号
栃木県那須郡那珂川町小川732番地
債務者　薄井美恵子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６４７号
栃木県宇都宮市南大通り１丁目10番７号　三博マンションＡ棟504
債務者　布施　光代
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６５１号
栃木県下野市石橋165番地９、前住所栃木県宇都宮市西原町600番地20　サニーコート203
債務者　塚島奈穂実
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６９３号
栃木県鹿沼市万町5002番地８　アニメートヴィラＤ－101
債務者　岩田　実津子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６９９号
栃木県小山市大字東野田1292番地
債務者　上野　綾子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１６７号
千葉県佐倉市生谷1566番地308
債務者　中村　　明
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２８５号
千葉県白井市堀込１丁目７番18棟301号
債務者　光永由記子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２９９号
千葉県印旛郡栄町竜角寺台５丁目10番11号
債務者　野口　茂樹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第６１７号
川崎市多摩区西生田３丁目10番８号　ヴェルヴェーヌ　201
債務者　石川　秀之
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７９９号
川崎市麻生区東百合丘３丁目１番14―102号
債務者　内田　規恵
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８３６号
川崎市川崎区浅田２丁目12番８号　カーサアリエッタ浅田　102
債務者　木村　英徳
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８４８号
川崎市麻生区千代ケ丘８丁目14番10号　クローバーコート川崎　Ｄ―２
債務者　相馬千鶴子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１４２号
富山県高岡市下牧野377番地　ディアス下牧野Ｂ棟205号
債務者　磯野　めぐみ
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第４０号
長野市大字大豆島5906番地　ハイツサンリバー105
債務者　村崎　光春
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７８号
長野県飯山市大字静間2769番地５
債務者　藤川　智也
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１４号
長野県千曲市大字杭瀬下456番地３　コージーハウス101、前住所長野県長野市大字北長池350番地　朝陽団地Ｄ棟507
債務者　大島登志雄
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第１１５号
長野県千曲市大字杭瀬下456番地３　コージーハウス101、前住所長野県長野市大字北長池350番地　朝陽団地Ｄ棟507
債務者　大島　正子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第５２号
長野県上伊那郡南箕輪村1629番地199　アルプスの見える丘　104号室
債務者　山田　優花
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第３２８号
岐阜県瑞穂市美江寺960番地１
債務者　市川ベルナディータことＩＣＨＩＫＡＷＡ　ＢＥＲＮＡＤＩＴＡ　ＱＵＩＲＯＧＡ
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４２０号
岐阜県羽島市福寿町間島４丁目11番地（中沼ビル303号室）、前住所岐阜県羽島市正木町曲利985番地（メゾンドボヌールⅠ　203号室）
債務者　藤井　明子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第５９号
静岡県御前崎市池新田5127番地の６　フォーブル長野Ｃ―103号
債務者　秋葉　文夫
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第２６５号
三重県桑名市赤尾台三丁目１番地２
債務者　日置　友一
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２６７号
三重県桑名市長島町浦安14―１　浦安寮Ｃ棟162号室、住民票上の住所新潟県新潟市西区坂井東４丁目２番14号　コンドミニアムリベロ坂井102
債務者　久保万里菜（旧姓大澤）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２８１号
三重県四日市市河原田町2055番地４　Ｐ１―105、前住所三重県四日市市楠町小倉500番地１　シティハイツ小倉２―103
債務者　松谷　一安
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１７８号
滋賀県東近江市山路町320番地　プチメゾンサト　102号室
債務者　岩切　勇作
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第６３号
滋賀県長浜市朝日町24番10号
債務者　英　　康子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第５９５号
岡山市南区築港栄町26番17号、旧住所岡山市北区原369番地３
債務者　中原　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６０１号
岡山市南区大福614番地８　メゾン大福Ⅱ101号
債務者　立花　優樹
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２８号
岡山県赤磐市西中904番地２
債務者　兼口和佳子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６４０号
岡山市南区浦安本町100番地６、旧住所岡山県瀬戸内市長船町磯上3338番地１
債務者　林　　光啓
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６５６号
岡山市北区下中野307番地11　ワンステップビル205、旧住所岡山市南区西市809番地13セジュール静101号
債務者　藤原佐知子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１５号
山口県下関市形山みどり町11番33号　ＥＬＬＥ・ＤＥ形山　211号、前住所三重県桑名市多度町小山1423番地
債務者　磯貝　征賢
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１１９号
山口県下関市後田町２丁目３番18号
債務者　福田　桃花
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１２３号
山口県下関市菊川町大字上大野７番地27
債務者　野口作野香
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第３３１号
愛媛県松山市高砂町１丁目１番地７　第８グリーンハイツ103号
債務者　中野　久男
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５０号
愛媛県松山市辻町３番52号　高岡ハイツ101号
債務者　吉中　　恵
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０号
高知県高岡郡四万十町窪川1380番地58
債務者　今井（旧姓　山沖）守人
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
高知地方裁判所須崎支部

令和８年（フ）第２８号
高知県高岡郡佐川町乙1876番地４
債務者　戸田　日菜
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
高知地方裁判所須崎支部

令和８年（フ）第７０号
福岡県大川市大字道海島346番地１（道海島団地５－304号）
債務者　佐藤　三佳
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第７１号
福岡県大川市大字道海島346番地１（道海島団地５－304号）
債務者　佐藤明日佳
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第６６号
福岡県八女郡広川町大字新代1684番地１
債務者　入部　紗智
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第６７号
福岡県筑後市大字和泉43番地２
債務者　熊丸　浩一
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第７０号
福岡県八女市宅間田２番地15
債務者　平嶋　賢一
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第５１５号
大分市大手町１丁目１番23号　アーバンプレーム大手町701
債務者　武藤由紀子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５３４号
大分市大津町１丁目23番21号　大津ビル302
債務者　重信　茂孝
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１０２号
大分県宇佐市安心院町下毛2167番地の４
キュウワ　202号、前住所大分県宇佐市大字中原319番地の４
債務者　甲斐　佳奈
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第１２１号
大分県宇佐市大字上庄717番地　大分県糸口通勤寮、住民票上の住所大分県宇佐市大字高森2517番地
債務者　島田　義隆
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第４２８号
宮崎市大字恒久4310番地　ベルヴィーユ恒久Ⅱ211号
債務者　山下　美穂（旧姓渦元）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４２９号
鹿児島市田上２丁目11番16号　セジュールリバーパーク202号
債務者　前田昂太郎
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４５２号
鹿児島県日置市東市来町湯田1950番地１
債務者　永井紀美子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４５７号
鹿児島市和田３丁目20番10号
債務者　内藤　　恵
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４６６号
鹿児島市草牟田２丁目53番１号　アルファスマート草牟田601号
債務者　山下　悦子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４７１号
鹿児島市桜ケ丘５丁目15番地11　寺師ハイツ102号
債務者　丸山　明夫
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３２３号
沖縄県豊見城市字嘉数569番地　Ｓｕｎｓｅｔ　ＡｖｅｎｕｅＩ　301号
債務者　城間　亮太
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第４２８号
沖縄県島尻郡南風原町字神里545番地６
債務者　砂川　敏子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第８２号
青森県五所川原市大字広田字柳沼113番地５
ビレッジハウス五所川原２号棟　508号室
債務者　釜萢かおり
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第８８号
青森県つがる市森田町森田駒ケ渕30番地19
第２月見野丘団地20号
債務者　工藤美枝子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第４０号
宮城県白石市東町二丁目７番33号
債務者　吉田　照美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第８０号
宮城県角田市角田字中島下287番地１
債務者　高橋　　修
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第１５７４号
東京都八王子市八日町９番８－709号
債務者　矢嶋　悠梨
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５９３号
東京都多摩市鶴牧６丁目15番地３－403
債務者　中村　　恵
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６６５号
東京都三鷹市新川２丁目13番12号ハウス富士見203
債務者　窪田　昌宏
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７００号
東京都立川市羽衣町３丁目13番７号ソシアルコウ301号
債務者　仲田　智史
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７６２号
東京都東大和市清原２丁目１番地４－307号
債務者　髙津戸明佳
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２２８３号
横浜市戸塚区下倉田町1594番地１　第３カトレアハイツ２－Ｅ号
債務者　オサレノト日南子オドサ
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３２９号
横浜市鶴見区矢向３丁目３番25号　やよい荘１階２号室
債務者　菅原　淳史
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３３０号
横浜市鶴見区矢向３丁目３番25号　やよい荘１階２号室
債務者　菅原あずさ
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３３４号
横浜市戸塚区品濃町525番地１　東の街４－302号
債務者　川上真奈美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３７４号
神奈川県藤沢市藤沢１丁目３番21－101号
債務者　酒井　哲也
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３８５号
横浜市中区本牧町１丁目108番地　ＫＳアヴェニール204
債務者　五十嵐智洋
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４５８号
横浜市泉区下飯田町640番地１　ヴェルジェＣ
債務者　成瀬　啓人
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５０７号
神奈川県大和市林間１丁目16番16号　シティハイム向陽201号
債務者　池田　勇人
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５１４号
横浜市旭区若葉台１丁目10番912号
債務者　高橋　幸司
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５４７号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1623番地１－303号
つつじハイム萩園第２
債務者　石田　和子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８１号
石川県小松市下粟津町エ50番地　リュミエール粟津Ａ　201号
債務者　中西　　理
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第１０３４号
京都市伏見区羽束師志水町130番地　カーサプラシード201、前住所京都市伏見区羽束師鴨川町153番地１　フルーレ鴨川101
債務者　永原　瀬菜
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３１６号
兵庫県尼崎市西立花町４丁目１番１－403号
債務者　大迫奈諸美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５７９号
兵庫県尼崎市常吉２丁目７番３号　リバティ武庫之荘　201、前住所神戸市中央区花隈町２番17号　301
債務者　若井くみこ（旧姓平田、山田）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５９６号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目118番地の６　ロールス園田　402、前住所兵庫県尼崎市食満７丁目19番29号
債務者　中道　良太
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１０４号
愛媛県西条市小松町南川甲405番地　南川団地226号
債務者　水田　　学
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第２１４号
沖縄県沖縄市海邦２丁目19番10号
債務者　与那覇さやか
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２９２号
沖縄県沖縄市登川１丁目18番７号　メゾン高良201号室
債務者　幸地　美佳
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２５号
沖縄県石垣市字川平920番地
債務者　仲本絵美子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
那覇地方裁判所石垣支部

令和８年（フ）第２６７号
福島県田村郡三春町字深田和283　県営平沢団地84号棟、住民票上の住所福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松の前12番地
債務者　関根　直人
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１７１３号
東京都府中市新町１丁目69番地の３三和マンション103
債務者　鈴木　恵太
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９２２号
東京都八王子市中野上町１丁目20番13号
債務者　永澤　史世
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２９０号
福井県鯖江市住吉町１丁目４番５号
債務者　山本　康子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９１号
福井市田尻栃谷町第38号36番地184
債務者　加藤　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９６号
福井市みのり１丁目25番24号
債務者　モリヒロプランニングこと　森川　裕之
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９９号
福井県鯖江市茹生田町第13号６番地１
債務者　石本　明美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３００号
福井県越前市新保町第31号24番地　ハピネスⅧ－102
債務者　鹿島　雅陽
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０１号
福井市江端町第32号42番地　グループホームおーるわんメディぷらす
債務者　笠塚　美緒
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４８５８号
大阪府大東市三箇１丁目７番10号
債務者　寺岡　幸彦
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９９０号
大阪府東大阪市大蓮南１丁目13番９号　パル弥生　302号
債務者　スナック花みず木こと　松本　節子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０７２号
大阪市旭区高殿７丁目14番10号　東來マンション　301
債務者　松原　直美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０９８号
大阪市西成区出城３丁目２番２―102号
債務者　土川　智広
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１０１号
大阪府茨木市若園町30番12号　ボアソルテ301号
債務者　松葉　優美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１８８号
大阪府池田市豊島北１丁目15番25号、前住所大阪府箕面市如意谷４丁目６番13―602号
債務者　藤原　英則
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２５７号
大阪府豊中市服部本町３丁目９番10―207号
債務者　大久保信男
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４０５号
大阪市大正区千島２丁目４番１―1011号
債務者　相原　香織
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５２０号
大阪市東淀川区大桐３丁目27番９号　ＯＲＧ003　505号
債務者　竹田ほのか
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５２９号
大阪府守口市南寺方南通１丁目７番38－Ａ606号
債務者　大野　由貴
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５８８号
大阪市平野区長吉長原東１丁目11番８―307号
債務者　積　　隆一
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６４０号
大阪市港区夕凪１丁目12番15―605号
債務者　高宗　朝雄
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６７６号
大阪市城東区鴫野西２丁目２番５―207号、前住所大阪市北区天満４丁目５番18号　伊勢ハイム　402号室
債務者　山本満里子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６９６号
兵庫県西宮市枝川町10番27―208号
債務者　林　　奈々
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６１７号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目97番地の２　セントラルファイブ　305
債務者　白柳　瑶子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６２３号
兵庫県尼崎市元浜町４丁目17番地の１　101号、前住所兵庫県西宮市今津曙町９番20号
債務者　西﨑　良彦
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６４０号
兵庫県尼崎市神崎町12番39号　シルバーリビング尼崎　３Ｆ
債務者　宮木　敏子（法定代理人成年後見人　和田　智子）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６７０号
兵庫県尼崎市大物町２丁目６番21―502号
債務者　友田　　潤
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６６号
兵庫県たつの市誉田町上沖208番地、住民票上の住所兵庫県たつの市誉田町上沖186番地１
債務者　君浪りき子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第２８４号
徳島県徳島市佐古二番町６番９号　虹の橋ガーデン　612号室
債務者　宮本　智美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１２号
徳島県板野郡藍住町東中富字権現傍示10番地１　藍住さくら団地２号棟　207号
債務者　石本　啓二
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１５号
徳島県板野郡藍住町東中富字権現傍示10番地１　藍住さくら団地２号棟　207号、旧住所徳島県徳島市北田宮三丁目４番30―202号ルミエール北田宮
債務者　石本　勇太
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６号
長崎県壱岐市勝本町坂本触３番地
債務者　吉田　徳明
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

令和８年（フ）第８号
長崎県壱岐市芦辺町瀬戸浦617番地
債務者　山口　正彦
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

令和８年（フ）第１２８号
栃木県足利市堀込町2956番地
債務者　石川亜矢子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１３０号
栃木県佐野市堀米町3931番地２　セレーノＢ102
債務者　川田　清美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１６０４号
東京都八王子市台町１丁目10番13号第１秀美コーポ201号
債務者　天野　浩樹
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６４８号
東京都青梅市長淵８丁目165番地の１アムールフォルティネ201
債務者　齋藤　　秀
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７１８号
東京都昭島市松原町１丁目13番３―402号
債務者　原島　弘樹
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７２０号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1125―315
債務者　大木　幹春
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２７号
高知県宿毛市平田町戸内2228番地２　ヴィブレ栗本Ⅱ　101号、前住所高知県四万十市具同5305番地６　グレードハイツⅡ202号
債務者　小松　美笑（旧姓畑中）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
高知地方裁判所中村支部

令和８年（フ）第１０２５号
千葉県八千代市村上1537―１　エルパラシオＡ―106、住民票上の住所千葉県船橋市高根台４丁目16番13号
債務者　多田　有冶
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４９５号
千葉県市原市姉崎2294番地　エスパースボヌール201
債務者　小澤　千春
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５５２号
千葉県市川市東大和田１丁目２番４―102号
債務者　山下　久枝
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５５５号
千葉県市川市東大和田１丁目２番４―102号
債務者　山下　　薫
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５６０号
千葉県市原市迎田56番地　ビレッジハウス迎田２―402
債務者　山本　　忠
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５８７号
千葉県船橋市宮本２丁目４番11号　第４ポプリタウン102号
債務者　岸江　晶子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６０８号
千葉県船橋市馬込西２丁目12番２棟103号
債務者　伊藤　俊彦
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６１４号
千葉市若葉区大宮町2496番地１　ドルミ林Ｂ棟103号
債務者　袴田　幸雄
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６１６号
千葉市中央区末広４丁目６番２－４号　アパート息吹101号
債務者　鎌田　祐子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６４９号
千葉県市原市喜多869番地23
債務者　坂本　怜南
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６５７号
千葉県船橋市咲が丘１丁目21番19号
債務者　早山久美子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６５８号
千葉県船橋市咲が丘１丁目21番19号
債務者　早山一十三
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６６４号
千葉市美浜区真砂２丁目２番４棟402号
債務者　大島　永希
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６７３号
千葉市稲毛区あやめ台２番２棟302号
債務者　村田ロペスこと　ＡＬＥＸ　ＬＯＰＥＳ　ＰＡＮＤＥＩＲＡＤＡ（アレックス　ロペス　パンデイラダ）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６８２号
千葉県市川市湊15番９－303号　（ＫＲＤビル）
債務者　岡崎　翔太
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７１３号
千葉県市川市日之出14番14号　（ウィンディコート102号）
債務者　矢内　宏昌
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７３６号
千葉市花見川区幕張本郷４丁目17番27－101号
債務者　米澤　紀宏
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３０６号
千葉県佐倉市生谷1532番地19　ラ・レコルトＣ棟102
債務者　山本　　司
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第７５２号
神戸市灘区新在家南町２丁目１番１－206号
債務者　福丸　茂樹
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７６２号
神戸市長田区片山町５丁目３番９号
債務者　葵栄こと　田北　康太
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８２３号
神戸市垂水区多聞台５丁目１番39－304号、従前の住所岡山県倉敷市西阿知町西原814番地２　レオパレスＦｌｕｏｒｉｔｅ107
債務者　正司　朋子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９２６号
神戸市灘区大石東町２丁目２番13号　大石東町文化西棟101号室
債務者　岩本好美こと　李　　好美
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９３３号
神戸市長田区五位ノ池町２丁目１番１―308号
債務者　綿貫　一未
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３０４号
長崎県長崎市葉山１丁目25番22号　Ｂ棟202
債務者　浦﨑　俊一
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９１号
千葉県四街道市鹿渡788番地22　ハウスヒルトップ102号
債務者　林　　省市
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２９５号
千葉県印西市高花二丁目３番地４棟501号
債務者　石橋　　潔
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１２１９号
京都市伏見区日野奥出21　リヤンド絆　京都伏見109、住民票上の住所京都市西京区大原野東竹の里町二丁目１番地　４棟403号
債務者　渡邉　陽子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２５３号
京都府城陽市平川茶屋裏36番地の１　グリーンサム壱番館1111号
債務者　池村　道也
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２５４号
京都府城陽市平川茶屋裏36番地の１　グリーンサム壱番館1111号
債務者　池村　保子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６８８号
広島市西区庚午中３丁目12番13―704号
債務者　中本　竜司
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８８４号
広島市安芸区上瀬野南１丁目1909番地３
債務者　大高下海琴
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１００４号
広島市南区東雲２丁目８番24号
債務者　下木須美恵
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０６０号
広島市西区楠木町１丁目13番６―504号
債務者　細野　龍秀
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８６０号
広島県安芸郡海田町国信１丁目12番20―303号
債務者　和田　美気（旧姓河本）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０７０号
広島県東広島市西条町下見3668番地３　フォートレスＣ101号
債務者　竹内　　剛
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０７８号
広島県東広島市高屋町郷1123番地38　シティーハイム郷102
債務者　片岡　竜也
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３９号
山口県防府市高倉１丁目29番10号
債務者　松本　　実
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４６号
山口県防府市緑町１丁目７番63号　丸博ビル緑町306、前住所福岡市東区名島２丁目23番22―202号　秋桜名島
債務者　岡田　未来
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第１０７号
福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚322番地８
破産者　西崎　一大
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１４８号
大阪市北区西天満５丁目５－10　西天満レジデンス505、住民票上の住所大阪府岸和田市岡山町1812番地
破産者　中澤　　慧
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１５９号
大阪府泉大津市東助松町１丁目２番22号
破産者　尾鼻　　憲
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３３７号
大阪府岸和田市別所町３丁目25番12号
破産者　佐藤商店こと　佐藤　有彦
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３７８号
大阪府和泉市池上町二丁目11番20－104号、前住所大阪府阪南市自然田273番地の１（B203号）
破産者　小倉奈津実
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第２４３号
茨城県水戸市中原町737番地の２
破産者　久保田隼斗
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第５２９号
茨城県水戸市千波町1799番地の208
破産者　趙　　明鮮
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第２２９９号
札幌市西区山の手１条12丁目13番１号　山本アパート201号
破産者　鈴木　康太
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２０６号
札幌市北区新琴似３条11丁目５番２号
破産者　奥山　裕樹
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２１１号
札幌市南区石山２条３丁目15番14号
破産者　生水　博昭（旧姓老田）
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０８号
北海道旭川市西神楽南１条３丁目248番地の61
破産者　山岸　一彦
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４号
岩手県奥州市水沢大手町四丁目17番地
破産者　高橋　朝之
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第１２号
岩手県胆沢郡金ケ崎町三ケ尻荒巻横道上60番地　ディアス荒巻Ａ棟101号室、旧住所愛媛県大洲市東大洲361番地　ムーンライトⅡ102
破産者　須藤　知昭
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和７年（フ）第１４２４号
仙台市太白区四郎丸字前91番地　スエルテ・ライフ203
破産者　田口亜早美
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８７号
宮城県石巻市桃生町寺崎字寺崎41番地６　ブルーベルベットⅡ103号、前住所岩手県一関市真柴字新山８番地127
破産者　齋藤　　歩
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１３３号
福島市豊田町４番６号
破産者　佐藤　浩二
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１３４号
福島市豊田町４番６号
破産者　佐藤　　恵
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１８５号
茨城県那珂市古徳753番地２
破産者　篠原　琴乃
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３２号
茨城県行方市玉造甲6373番地５　クァトレセゾンアーブル101号
破産者　根本　夢海
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第４２号
茨城県神栖市波崎9450番地
破産者　伊藤　晃大
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第９０５号
埼玉県川口市弥平３丁目２番４号　フレンドハイツ202号
破産者　石井　勇二
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９２１号
埼玉県川口市本前川３丁目２番21号
破産者　市川　智也
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１３８号
埼玉県川口市東領家１丁目11番５号　坂井マンション303号
破産者　小倉　麻衣
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３０５号
埼玉県坂戸市泉町６番17号
破産者　井形　茂雄
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５０９号
埼玉県狭山市大字水野639番地の11
破産者　山田　実香
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第２７７３号
横浜市西区中央２丁目５番14―101号
破産者　吉池香奈子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４４７号
川崎市麻生区東百合丘１丁目１番16号
破産者　赤塚　正男
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４８３号
川崎市多摩区中野島２丁目５番16号　メゾンアイ　302
破産者　中濱　　蓮
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５００号
川崎市川崎区伊勢町17番３―110号　ジェノヴィア川崎鈴木町スカイガーデン
破産者　柏　了太郎
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５１４号
川崎市中原区井田２丁目26番13号
破産者　鈴木　紫音
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５７１号
川崎市宮前区白幡台２丁目３番地１　白幡台住宅　４―410
破産者　七里　　滋
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第９２号
岐阜市岩崎1154番地３　（ドゥナーレ長良Ⅱ501）、前住所岐阜市大洞桐が丘２丁目21番地
破産者　木村　将之
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２１０号
岐阜県各務原市那加柄山町70番地（クレア柄山Ｂ　101）、前住所岐阜県各務原市那加巾下町71番地１
破産者　小島　慎吾
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１０６号
名古屋市西区貴生町３番地　ＹＧＭマンション上小田井４Ｂ号、開始決定時の住所名古屋市中区新栄１丁目14番22号　エスリード栄エステージ1205号
破産者　山添　建彦
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３８１号
名古屋市中区錦２丁目５番14号　ＴＱレジデンス名古屋錦704号
破産者　大塩　　優
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４１６号
愛知県半田市板山町13丁目106番地　マリン半田板山305号室、従前の住所愛知県半田市板山町13丁目106番地　エスポワールＫ・Ｚ305号室
破産者　二村　桂代
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５０１号
愛知県春日井市八田町７丁目10番地49
破産者　鬼頭　和江（旧姓堀口）
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５３２号
名古屋市港区須成町３丁目19番地　須成ハイツ105号、従前の住所岐阜県各務原市川島河田町1240番地３
破産者　内田　　博
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６０９号
愛知県大府市長草町山口39番地の２、従前の住所愛知県日進市栄４丁目1307番地　グランドハイツ日進401
破産者　小島　睦美
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８２号
三重県伊勢市御薗町長屋957番地４
破産者　中西　金司
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第１６８７号
大阪府寝屋川市下神田町17番14号
破産者　小山　祐之
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１３３号
大阪府豊中市刀根山４丁目３番23―102号
破産者　山本洋一こと　金　　洋一
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６０号
神戸市垂水区多聞台３丁目18番19―203号
破産者　前本　誠吾
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３３３号
神戸市中央区下山手通２丁目12番６号　Ｊタワー神戸501号、従前の住所神戸市兵庫区浜山通１丁目１番12―110号
破産者　ＢＡＲ　Ｒｏｏｍこと　関　　修作
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６５９号
岡山市南区東畦59番地35
破産者　岡　浩太郎
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６８０号
香川県坂出市江尻町191番地300、開始決定時の住所岡山市南区内尾72番地６
破産者　高島　修二
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５８号
福岡県直方市大字感田2856番地　ニューメゾン感田Ｂ―105号、前住所北九州市小倉北区大手町13番60号（219）
破産者　阿比留流星
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第８４号
長崎県長崎市茂木町1565番地３　Ｒｅｓｉｄｅｎｃｅ茂木201
破産者　片岡　　愛
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１１１号
鹿児島市星ヶ峯５丁目14番71―21号、開始決定時の住所鹿児島県いちき串木野市東塩田町165番地
破産者　山元　直子
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第５６号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺三丁目90番地県営グリーンビレッジ妙円寺団地19号棟101、開始決定時の住所鹿児島県いちき串木野市照島2847番地５
破産者　下畠田森雄
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１４４号
北海道帯広市西17条南４丁目34番18号　ラビータ17Ａ号室
破産者　海藤　僚太
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１５１号
北海道十勝郡浦幌町字宝生19番地２
破産者　加藤　光輝
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第９号
秋田県由利本荘市矢島町元町字金ケ沢27番地
破産者　小松　　忍
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

令和８年（フ）第５号
秋田県横手市横手町上真山171番地　柴田アパート10号室、開始決定時の住所秋田県横手市平鹿町樽見内字古館47番地
破産者　佐藤　　均
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和７年（フ）第７０３号
横浜市青葉区市ケ尾町1172番地３
破産者　星名　浩次
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３４９号
神奈川県藤沢市打戻2644番地の７
破産者　若林　諒亮
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７０５号
神奈川県藤沢市白旗４丁目11番33号
破産者　毛塚亜希子
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７８４号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2038番地１　カーサレスペデザ101号室
破産者　平岡　博之
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１５２号
神奈川県平塚市錦町11番８号　錦町アパート201
破産者　花井　沙矢
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第７３０号
神奈川県厚木市妻田東１丁目10番33―406号
破産者　佐賀　詩音
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１４９号
神奈川県厚木市林２丁目25番41号　ハイム司103
破産者　森　颯人
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２５４号
神奈川県小田原市東町５丁目１番15号　簗島アパート202
破産者　田村　誠
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２６８号
神奈川県足柄上郡中井町井ノ口1750番地13
破産者　大内　泰輔
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２８６号
神奈川県秦野市下大槻410番地２―１―501
破産者　佐野　正幸
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２９０号
神奈川県平塚市万田３丁目15番２―205号　アメニティ湘南平
破産者　美濃　寿彦
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第８４号
富山県高岡市上開発218番地３
破産者　ＡＳＣＥＮＣＩＯ　ＹＵＫＡＷＡ　ＬＵＣＩＬＥＮＥ（通称　湯川　ルシレーネ）
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第１０４号
富山県射水市越の潟町８番８号、前住所富山県高岡市小馬出町60番地１　信開トピア高岡701号
破産者　姫野　賢作
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第８３号
静岡県裾野市平松569番地の１　アンビシオン204
破産者　塩川奈緒美（旧姓松本）
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１４５号
静岡県駿東郡清水町徳倉469番地の１　アレックスＫ103、前住所静岡県駿東郡清水町湯川12番地の10
破産者　野毛　建
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１６９号
静岡県三島市芙蓉台３丁目19番地の12
破産者　髙橋　琢哉
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１９７号
静岡県三島市幸原町１丁目８番19号　グレースＫ103、前住所山口県宇部市大字東須恵1147番地37
破産者　原田　大器
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１３９号
静岡県浜松市中央区板屋町102番地の３　ＥＸＥ　ＩＴＡＹＡＭＡＣＨＩ　902
破産者　今井　亨
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２７２号
静岡県浜松市中央区楊子町1346番地　ビレッジハウス浜松タワー　311
破産者　清　浩明
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第３７４号
京都市左京区岩倉中町225番地１　ドムス岩倉405、申立時の住所京都市左京区岩倉幡枝町1239番地　交徳マンション502
破産者　にく処おおたこと　太田　忠雄
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２６０号
京都府宇治市小倉町南堀池36番地の31、前住所京都府宇治市小倉町山際30番地の73
破産者　橘商急サービスいまにしこと信和運輸こと　今西　節温
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３３９号
京都府宇治市広野町一里山22番地の17
破産者　岩間　淳悟
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３３０号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町４丁目２番13号　エンジェルコート　301
破産者　神崎　貴至
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６号
鳥取県倉吉市黒見405番地
破産者　池田　純子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和７年（フ）第９号
香川県仲多度郡多度津町家中11番19号、開始決定時の住所香川県仲多度郡多度津町幸町２番53―８号
破産者　山田　春司
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第４号
高知市朝倉甲229番地３　朝倉沖田市営住宅23号、開始決定時の住所高知市朝倉西町２丁目16番12―605号
破産者　前川　基繕
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３６号
福岡県大川市大字三丸1904番地１
破産者　吉田　憲正
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

破産手続終結

令和７年（フ）第８４５号
栃木県真岡市大谷新町15番地５　カナザワ住宅６号棟
破産者　菅原　啓太
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２０６１号
千葉県船橋市若松２丁目４番７棟407号
破産者　岩佐　周治
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５０号
静岡県掛川市西大渕1024番地
破産者　株式会社フォーユー
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和７年（フ）第６１２号
大阪府泉佐野市上瓦屋1024番地の15
破産者　有限会社　Ｍ．ｓ．Ｐ
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和７年（フ）第２５１号
北海道旭川市東七条六丁目２番15号
破産者　宝生薬品株式会社
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５５５号
埼玉県戸田市上戸田１―21―23商工会館２階212
破産者　参合同会社
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２５１号
（相続開始時の住所）川崎市多摩区南生田７丁目７番１―253号
破産者　被相続人亡篠田章相続財産
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第７１１号
相模原市中央区南橋本２丁目９番19―３号
破産者　株式会社義光陸運
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

令和６年（フ）第３２号
（最後の住所）岩手県下閉伊郡山田町船越第６地割32番地41
破産者　被相続人亡大畑勝広相続財産
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所宮古支部

令和８年（フ）第１３号
新潟県長岡市表町２丁目３番地11　アパガーデンコート長岡表町1406号室
破産者　株式会社プロント
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和７年（フ）第２８３号
静岡県浜松市中央区原島町365番地の１
破産者　株式会社アイエヌホールディングス
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第４８５号
兵庫県西宮市門戸荘７番15号フラセ上田３階
破産者　サンライズ産業株式会社
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第６８号
福岡県大川市大字一木944番地の７
破産者　有限会社千住硝子工業
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

免責許可決定

令和８年（フ）第２０４号
奈良県橿原市見瀬町586番地の１　パークナード橿原岡寺807号
破産者　日裏　裕香
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第４０号
和歌山県日高郡みなべ町芝451番地１　テラメゾン　102号
破産者　森下こと　山中ゆかり
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

令和８年（フ）第１３４号
長崎県北松浦郡佐々町口石免1335番地２　ビレッジハウス佐々末永２号棟406
破産者　浦田加奈子
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第５２号
熊本県八代市迎町二丁目６号２番地（101）コーポＫＹ、異動前住所熊本県八代市島田町988番地（101）ラピューラフォレスト
破産者　松本　昌也
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第１９１号
沖縄県沖縄市松本３丁目３番43号
破産者　岩城　仁貴
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１９５号
沖縄県うるま市字江洲2158番地３　クラシオンＳ205
破産者　高良　　隆
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２３０号
沖縄県中頭郡読谷村字瀬名波940番地　プルミエ　エトワール101
破産者　椿　恵莉佳
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２３５号
沖縄県中頭郡北中城村字熱田2070番地15　北中城団地　４棟302号室
破産者　真栄田　仁
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２４４号
沖縄県うるま市字上江洲928番地４　ヘルメスファイブ201
破産者　緑間　　誠
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第８５号
北海道美唄市西２条南７丁目２番３－２号
破産者　長谷山　隆
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第８７号
北海道岩見沢市幌向南３条２丁目221番地23
破産者　長谷山里美
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第９０号
北海道美唄市西１条北７丁目２番28―201号
破産者　表山　愛菜
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第６号
北海道網走市大曲１丁目４番２－３号
破産者　川口　愛子
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

令和８年（フ）第７号
北海道網走市潮見６丁目７番９－６号
破産者　林　　洋子
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

令和８年（フ）第８号
北海道網走市つくしケ丘３丁目４番１―405号　道営つくしケ丘団地４－１
破産者　佐々木ひとみ
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

令和８年（フ）第１５７号
青森県上北郡野辺地町字田名部道18番地38
破産者　杉山由美子
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９８号
青森市蛍沢３丁目４番７号　市営住宅戸山団地７－７
破産者　小野　暢子
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７６号
青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂向24番地の24　カントリーハウス　５号
破産者　根市　美穂
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１１２号
青森県八戸市下長三丁目18番４号　コーポラスセゾン　201号室
破産者　蛯名　　誠
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第９１号
岩手県北上市上江釣子16地割166番地１　高橋貸家103号
破産者　佐藤　健一
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第６３号
岩手県一関市真柴字中田41番地161
破産者　熊谷　結女
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第９３号
宮城県石巻市大森字新町頭５番地１　ちひろハイツ103号
破産者　日野　裕介
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１０５号
宮城県石巻市渡波字黄金浜173番地　市営黄金浜第二復興住宅１―38号
破産者　中里　憲次
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１１２号
宮城県石巻市大橋３丁目12―９　グランデールリオ107号室、住民票上の住所群馬県太田市飯塚町805番地１　セリーンハイムＡ―101号
破産者　遠坂　達士
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第５７号
秋田県能代市落合字中大野台１番地164　市営向ヶ丘住宅Ｍ２棟18号（開始決定時の住所秋田県能代市落合字綱割２番地10）
破産者　伊勢佳代子
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第２５号
福島県相馬市椎木字北原495番地の２
破産者　中島　美穂
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第１６６号
福島県郡山市小原田三丁目10番19号
破産者　石塚　　勇
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第７４号
千葉県勝浦市中谷352番地１　ドリーム勝浦102号
破産者　ＳＨＩＮ　ＹＯＮＧ　ＢＥＯＭ　愼龍範こと真田　龍範
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第３０９号
東京都稲城市百村1628番地の４グランドヒルズ稲城204
破産者　有村菜穂美
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０７４号
東京都調布市仙川町２丁目11番地４富沢マンション105
破産者　森　　一臣
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９８２号
神奈川県茅ヶ崎市西久保726番地　サンシティナルセＡ101
破産者　安慶名拓真
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１９７号
横浜市南区六ツ川２丁目27番地50　第１光ハイツ101
破産者　濱崎　武尊
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３２３号
横浜市戸塚区深谷町1302番地　アークプラザ戸塚121号
破産者　工藤　拳太
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３４２号
横浜市南区永田みなみ台２番１―816号
破産者　中西　龍之
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３６０号
横浜市神奈川区六角橋６丁目29番３―206号、申立時の住所横浜市戸塚区前田町520番地２ソーシャルレジデンス東戸塚217号
破産者　小林　史佳
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４２２号
横浜市瀬谷区二ツ橋町151番地１　ＳＵＮＬＩＧＨＴ瀬谷110
破産者　長田　愛斗
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４４３号
神奈川県大和市南林間１丁目17番16号
破産者　嶋田　　綾（旧姓小泉・田中）
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５６９号
横浜市戸塚区矢部町770番地87　リリカル戸塚105号
破産者　鈴木　秀逸
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５９９号
神奈川県藤沢市藤沢１丁目３番21―105号
破産者　村岡みゆき
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６０７号
横浜市保土ケ谷区神戸町134番地９　ＹＡＤＯＲＥＳＩ　５号室
破産者　神田　　亨
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６１９号
神奈川県藤沢市遠藤703番地の12　滝の沢コーブタウンＥ105
破産者　牧野　芽育（旧姓横田）
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６７７号
横浜市保土ケ谷区西谷３丁目５番13号　サンティーナムトウ101号
破産者　長澤　千永
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７１９号
横浜市緑区長津田みなみ台７丁目33番地15上の原グリーンハイツ10棟303号
破産者　野坂　幸一
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７２４号
横浜市西区平沼１丁目40番17―320号
破産者　青木　義則
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７２７号
横浜市南区井土ケ谷中町84番地５　ハイム井土ケ谷204号
破産者　中嶋　香織
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７４２号
神奈川県茅ヶ崎市出口町９番８号　ハピア茅ヶ崎103
破産者　中村　まり
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７７２号
横浜市青葉区鴨志田町946番地　丸政建設内
破産者　大澤　隆司
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７８７号
横浜市南区宮元町１丁目21番地１　アーバンヒルズ吉野町608
破産者　山本　淳子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８０７号
神奈川県綾瀬市蓼川１丁目５番31号　わおんアイコウ綾瀬
破産者　安齋　寛泰
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８８３号
横浜市戸塚区上倉田町858番地２　ドミール須田106号
破産者　村木　貴紀
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９５６号
横浜市南区堀ノ内町２丁目179番地　ネオステージ蒔田205、開始決定時の住所横浜市港北区錦が丘１番13号　トラスティさがみ103
破産者　杉崎　弘幸
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０２号
神奈川県厚木市松枝１丁目２番15号　みのりハイム103
破産者　碓井　太貴
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３０５号
新潟市西区小針８丁目４番17号
破産者　三九二貴仁
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４５号
新潟市中央区天神尾２丁目17番20号　シャーメゾン天神尾101号
破産者　和田　実祐（旧姓田﨑）
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４８号
新潟市東区津島屋６丁目１番地１　クレスト椿203号
破産者　横山　和美
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５２号
新潟市中央区南笹口１丁目９番11号　ホスピス対応型住宅リベル　新潟駅南、前住所新潟市東区紫竹２丁目３番25号
破産者　大泉　　瞳
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５９号
新潟市北区松浜みなと17番６号
破産者　後藤　道子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６２号
新潟市西区小針１丁目45番31号　ワールドステイ小針
破産者　神山　壽子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０７号
石川県河北郡津幡町字南中条ト182番地　Mコーポ205号、従前の住所石川県かほく市長柄町ソ51番地34
破産者　高家　利春
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０８号
石川県河北郡津幡町字南中条ト182番地　Mコーポ205号、従前の住所石川県かほく市長柄町ソ51番地34
破産者　高家　昌子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４号
福井県小浜市生守第28号９番地　アプローズ106　多久島有羽方、前住所福井県小浜市遠敷八丁目101番地の２
破産者　山口めぐみ（旧姓辻井）
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第３９号
福井県敦賀市三島114号５番地の１（野神）パセオ野神Ｃ一101
破産者　遊津　琢也
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第２２６号
山梨県韮崎市円野町上円井966番地１
破産者　安西　陽子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４８号
山梨県甲州市勝沼町菱山4300番地　介護老人保健施設勝沼ナーシングセンター、住民票上の住所山梨県甲州市塩山上井尻1377番地１
破産者　藤原　　毅（保佐人社会福祉法人甲州市社会福祉協議会）
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４１号
長野県伊那市上牧6447番地３　水神橋団地469号
破産者　高橋　光代
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第４７号
長野県上伊那郡箕輪町大字東箕輪759番地３
破産者　靏見加世子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第８６号
岐阜県大垣市綾野５丁目121番地19、前住所岐阜県大垣市静里町1473番地２　サニーヒルズＢ　202
破産者　森岡　　光
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第８７号
岐阜県大垣市旭町３丁目10番地　旭ビル　４Ｄ、前住所岐阜県大垣市波須１丁目98番地りばてぃーはうす98　206
破産者　岡田　拓也
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１７６号
愛知県蒲郡市水竹町千丸144番地　プランドール水竹Ａ一101
破産者　稲吉　弘子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１９１号
愛知県豊川市本野町東浦43番地の２　ビートルタウンパーク街Ｆ102
破産者　田畑　広代
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２１２号
愛知県豊川市御津町西方梨野36番地５
破産者　岩永　浩志
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１号
三重県津市久居元町1940番地２　ベルハイツＢ一102、前住所三重県鈴鹿市東玉垣町1225番地の３　ビバリープレジア302
破産者　中越　正人
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第６０号
三重県名張市下比奈知2257番地
破産者　谷奥　輝夫
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第１２１号
滋賀県彦根市日夏町2770番地11
破産者　松下　和代
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１２３号
滋賀県蒲生郡日野町大字松尾121番地、前住所新潟県糸魚川市大字大和川6561番地　アソシアード102
破産者　中山　一将
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１２６号
滋賀県東近江市三津屋町25番地１
破産者　松下　敦志
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１３６号
滋賀県東近江市小脇町1551番地２　グリーンヒルズ　１一Ａ号室、前住所滋賀県東近江市小脇町1678番地９
破産者　木下　　命
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第２０８８号
大阪府豊中市中桜塚２丁目21番16一405号、前住所大阪府豊中市岡町南１丁目４番２号201号
破産者　大塚　智也
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０４６号
大阪市平野区加美北６丁目８番11号　103、前住所福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2509番地１　エイルマンション福岡東Ⅱ　705号
破産者　日比生瑠衣
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３１４号
大阪市平野区長吉出戸８丁目３番３一501号
破産者　山路　容子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３１５号
大阪市平野区長吉出戸８丁目３番３一501号
破産者　山路住設こと　山路　浩裕
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３８７号
大阪府摂津市千里丘東４丁目25番10号
破産者　村上　和美
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５０６号
大阪府茨木市耳原２丁目17番12号　アルバカーサＡ　202号
破産者　瀧井　紀幸
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５４７号
大阪府吹田市青山台１丁目３番Ｃ66―109号
破産者　今西　裕子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５７７号
大阪府守口市滝井西町２丁目３番23―507号
破産者　谷口　豊和
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６３４号
大阪市中央区南船場１丁目13番15号　長堀三栄プラザ601号
破産者　梶谷　佳代
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６６３号
大阪市都島区都島北通１丁目19番26号　ｓａｌｔ都島　401号
破産者　江頭　恵美
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６９６号
大阪府枚方市招提大谷３丁目40番２―304号
破産者　馬原　朝幸
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７４７号
大阪市東淀川区大道南１丁目10番９―408号
破産者　長門　美緒
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７４８号
大阪市東淀川区大道南１丁目10番９―408号
破産者　牧瀬　真緒
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７６５号
大阪市城東区鴫野東２丁目６番７―308号
破産者　松元　　崇
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７８４号
大阪市住吉区東粉浜３丁目28番７―304号
破産者　籠　　舞子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７８８号
大阪府吹田市山手町４丁目３番３―201号
破産者　大加田恭一
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７８９号
大阪府吹田市山手町４丁目３番３―201号
破産者　大加田昭子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８０９号
大阪市大正区泉尾１丁目19番21号、前住所大阪市西区南堀江３丁目７番６―1302号
破産者　前田　友美
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８１８号
大阪市東淀川区淡路２丁目１番４―501号
破産者　永田みち子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８２４号
大阪府高槻市京口町11番７号　アンフィニィ京口306号
破産者　長富　周平
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８３１号
大阪府大東市諸福５丁目３番27号
破産者　吉野　飛龍
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８４３号
大阪市西淀川区佃３丁目19番10―1010号、前住所大阪市淀川区加島１丁目31番３―606号
破産者　池田智恵美
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８４９号
大阪市浪速区戎本町２丁目４番22―201号
破産者　北村　義徳
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８５９号
大阪市西成区天下茶屋２丁目６番36―106号
破産者　内野　雄弥
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８６５号
大阪府交野市星田北４丁目４番16号
破産者　江村塗装こと　江村　光博
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８９２号
大阪市城東区今福南３丁目２番20号　Ｗｉｔｈ　Ｙｏｕ　406
破産者　別所　樹里
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８９６号
大阪府門真市脇田町２番２―101号
破産者　柴田　一彦
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８９７号
大阪市東成区大今里西３丁目10番５―706号
破産者　ｔｒｍ繁盛経営研究所こと　齊藤　俊成
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９１３号
大阪府枚方市東牧野町11番４―207号、前住所大阪府枚方市甲斐田町26番16―102号
破産者　奥村　歩海
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９２０号
大阪府枚方市町楠葉１丁目27番11号　208号室
破産者　谷　　博史
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９３３号
大阪市浪速区桜川１丁目１番20号　アネシス河合　401号
破産者　倉津　志伸
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９３８号
大阪府枚方市出屋敷元町１丁目45番５―206号
破産者　米丸　紗代
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９６０号
大阪市福島区大開１丁目16番６号　オーシャンコート福島　303号
破産者　上野　由貴
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９６１号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番37―210号
破産者　井筒　安重
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０００号
大阪市北区錦町２番35―506号
破産者　尾崎　恵美
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４００４号
大阪市東淀川区大道南２丁目11番６号
破産者　橋本　益男
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０３６号
大阪市東淀川区小松１丁目10番18号　センチュリーハイツ21　308号
破産者　古田　博信
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０４５号
大阪市西成区岸里３丁目８番４号　Ｓ－ＯＮＥマンション　202号、前住所大阪市西成区岸里東１丁目15番12号　アクティブ岸里301号
破産者　福島　幸一
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１１４号
大阪府守口市豊秀町１丁目１番11―301号
破産者　佐藤　克朗
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２０９号
大阪市東住吉区矢田４丁目14番３号　リファインハイツナカモト　1201号
破産者　湯浅　仁一
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１８号
兵庫県姫路市四郷町明田165番地１
破産者　明田　雪奈
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４４３号
兵庫県加古川市尾上町口里518番地の２　メルベーユ浜の宮105号
破産者　大山　麻帆（旧姓桑波田）
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４４７号
兵庫県姫路市御国野町国分寺561番地　オークヴィラ103号
破産者　ナガサワこと　長澤　生也
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４５７号
兵庫県加古川市野口町水足686番地の１　コーポＴＭＹ103号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町東本荘２丁目７番１―303号
破産者　岡本　恵瑠（旧姓山田）
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４５９号
兵庫県姫路市大津区吉美249番地
破産者　山田　翔太
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４６５号
兵庫県姫路市御立東６丁目４番４号　ＭＩＴＡＣＨＩ南棟101号室、従前の住所兵庫県姫路市神子岡前４丁目４番１号　レオパレス面白荘104
破産者　武山　直樹
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３７号
兵庫県豊岡市日高町国分寺182番地の１　シティハイツＵ６号室
破産者　藤川　隆行
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第９８号
鳥取県鳥取市秋里756番地９　タウニー三島203号、破産手続開始決定時の住所鳥取県鳥取市浜坂４丁目５番２―26号　県住26号、旧住所鳥取県鳥取市浜坂３丁目17番７号、鳥取県鳥取市緑ケ丘１丁目７番12号　コーポ・ポレポーレ102号
破産者　三ツ井彩乃（旧姓兼松、横山）
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８５号
広島県呉市広大新開２丁目12番27号
破産者　金橋　美登利
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第８０号
広島県三原市須波ハイツ２丁目５番26号
破産者　豊田　美和
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第２２１号
徳島県徳島市沖浜町北畑550番地の１、旧住所福岡県那珂川市片縄２丁目62番地（スプラウト那珂川201号）
破産者　山内　量彦
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３０号
香川県さぬき市前山164番地１
破産者　蓮井　正志
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２８号
愛媛県今治市常盤町８－１―10　トキワレジデンス905号、住民票上の住所熊本県八代市本町一丁目４番７号（303）　リバーサイドマンション
破産者　田原　岳典
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第４３号
愛媛県今治市片原町３丁目１番地30　ピュアサンライズ201号、前住所兵庫県姫路市網干区坂上339番地17
破産者　安永美津子
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第５１号
愛媛県今治市喜田村２丁目１番５号
破産者　山本　弘基
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第５４号
愛媛県越智郡上島町弓削上弓削449番地13　緑ヶ丘団地Ｂ棟101号室
破産者　岩見　勇人
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第５５号
愛媛県越智郡上島町弓削上弓削449番地13　緑ヶ丘団地Ｂ棟101号室
破産者　岩見　典子
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第５３号
福岡県大牟田市大正町２丁目４番地８　砥上アパート201号
破産者　稲葉　美香
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第８９号
佐賀県伊万里市東山代町脇野4720番地３
破産者　森近　伊吹
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第９０号
佐賀県伊万里市東山代町脇野4720番地３
破産者　山口　　桂
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第５３号
佐賀県唐津市和多田大土井３番35号　からっとライフ
破産者　板原　慎吾
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第５６号
佐賀県唐津市鏡2207番地２、前住所佐賀県唐津市鏡2654番地１　タクロウ団地Ｂ－23号
破産者　米田　久幸
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第２６号
福岡県福岡市早良区飯倉６丁目35番18－403号　ジェイステージ飯倉、開始決定時の住所長崎県南島原市南有馬町甲5228番地
破産者　豊増　尚志
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第９４号
宮崎県都城市下川東二丁目3317番地２　上村住宅６号室
破産者　山田ななか
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１００号
宮崎県都城市吉尾町893番地３　山口貸家Ａ
破産者　安田　美保
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１０６号
宮崎県小林市野尻町東麓2508番地１、前住所福岡県糟屋郡須恵町大字植木746番地　レオパレスポアソルテ215号
破産者　日髙　誠哉
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和７年（フ）第８４５号
栃木県真岡市大谷新町15番地５　カナザワ住宅６号棟
破産者　菅原　啓太
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３６号
栃木県宇都宮市下栗１丁目19－８　下栗市営住宅８号棟15号室、開始決定時の住所栃木県宇都宮市白沢町1109番地３
破産者　齊藤　承一
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２２７７号
千葉県船橋市東船橋３丁目23番11－210号、開始決定時の住所千葉県船橋市芝山５丁目35番３号　コンソルテⅡ－102号
破産者　宮脇　悠徳
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３８５号
千葉市中央区弁天３丁目２番22号　Ｄ－ＲＯＯＭ弁天３丁目Ａ102号
破産者　神月　晃汰
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第６７１号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地７街区４棟304号
破産者　上野　　裕
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９０１号
千葉市若葉区都賀４丁目２番15号　グランメール103号
破産者　敦澤　浩之
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９０８号
千葉市若葉区若松町540番地61
破産者　市村　　大
１　決定年月日　令和８年10月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第７８０号
栃木県鹿沼市坂田山２丁目33番地、開始決定時の住所栃木県鹿沼市坂田山４丁目62番地
破産者　関　　静香
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５００号
栃木県鹿沼市坂田山３丁目274番地
破産者　相島　孝敬
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５１０号
栃木県塩谷郡高根沢町大字石末145番地５
破産者　滝川　治夫
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１４９０号
千葉県柏市船戸３丁目５番地５　スカイＡ－101号
破産者　横田　　繁
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１４９１号
千葉県富里市日吉台６丁目１番地６
破産者　横田　昭二
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１７６６号
千葉県市川市中国分２丁目21番23号
破産者　橋口　友彦
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３４４号
千葉市中央区生実町1642番地30
破産者　古舘　義弘
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５１７号
千葉市美浜区幸町２丁目18番７棟503号
破産者　牧元　伸介
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５１８号
千葉市美浜区幸町２丁目18番７棟503号
破産者　牧元　文乃
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８１５号
千葉市花見川区検見川町３丁目334番地30
破産者　坂井　清美
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１００６号
千葉県船橋市市場３丁目５番２－301号
破産者　多田　光輝
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２０９号
千葉県船橋市三山８丁目11番３棟407号
破産者　高橋　拓也
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第２３０号
沖縄県那覇市古波蔵１丁目６番36号　仲村荘202
破産者　金城かおり
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２５６号
沖縄県那覇市首里末吉町２丁目133番地１
シティービューテラス102
破産者　新里さとみ
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２８０号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目356番地　オリブ山病院、住民票上の前住所沖縄県那覇市おもろまち４丁目８番１―706号　新都心とみや
破産者　山口　　薫（法定代理人保佐人　鈴木穂人）
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２９６号
沖縄県糸満市字大里249番地、住民票上の前住所群馬県前橋市元総社町161番地１　カーサクレスト　101号
破産者　輿儀　準一
１　決定年月日　令和８年10月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第８６２号
仙台市太白区緑ケ丘２丁目18番12号　ティエラグリーンⅠ―103、従前の住所仙台市泉区向陽台５丁目12番13号
破産者　伊澤　良一
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２５６号
茨城県小美玉市川戸285番地２
破産者　小野寺佐和子（旧姓長峯）
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２５９号
茨城県水戸市文京２丁目２番７―312号　メゾン・ド・シノピア
破産者　諸川　貴子
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２６６号
茨城県那珂市鴻巣3450番地
破産者　秋葉小百合
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２６９号
茨城県鉾田市当間627番地３
破産者　冨田　砂織
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２７１号
茨城県水戸市加倉井町589番地の１
破産者　鈴木由利子
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２７６号
茨城県水戸市小吹町705番地の８　タウンいずみ　タウンこぶきユニット
破産者　倉金　生佳
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第４６５号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ３―５―２上三川寮Ａ棟225号室、住民票上の住所北海道松前郡松前町字札前37番地２
破産者　村岡　統太
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４８１号
栃木県塩谷郡高根沢町宝石台二丁目３番地14、前住所東京都中野区本町４丁目７番17号　ウインズ　101
破産者　阿相　元気
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５２３号
栃木県宇都宮市宮原４丁目４番17号　鶴見ハイツ101号室、前住所栃木県宇都宮市新町２丁目１番９号　ハイムフロイデⅡ―201号
破産者　大澤　唯貴
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５２６号
栃木県鹿沼市高谷1163番地
破産者　松崎　裕太
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５３８号
栃木県宇都宮市陽南３丁目１番２号　ピュアハピネス102
破産者　山川　和広
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５４１号
栃木県宇都宮市駒生町1362番地３　フロイデンハイム　Ａ棟101号室
破産者　伊藤真理子
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１９２号
埼玉県草加市谷塚町1247番地１　レオパレスアドバンテージ303号
破産者　安嶋　円香
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２８５号
埼玉県春日部市南中曽根346番地１　ヴィアーレ・ヤマザキＡ―201
破産者　鎌田　怜奈
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４３２号
埼玉県春日部市牛島27番地５
破産者　重永　幸恵
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４８５号
埼玉県越谷市南町２丁目７番５号　メゾンアンソレイユ102
破産者　上野　美央
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４９１号
埼玉県春日部市上蛭田63番地５　さかえ荘８号、旧住所埼玉県春日部市中央１丁目７番地23　ミランダルッシェロ202号
破産者　佐々木　徹
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４９３号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地330番地35　学園ハイツＡ―２
破産者　大久保佳明
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４９６号
埼玉県草加市青柳５丁目６番39号
破産者　五十嵐訓子
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５０１号
埼玉県越谷市弥栄町４丁目１番地227　ルピナス内、旧住所埼玉県春日部市備後東３丁目２番15号
破産者　尾﨑　明菜
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５１６号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3238番地４
破産者　鈴木規輔子
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５３３号
埼玉県草加市瀬崎３丁目24番23―102号
破産者　三科　悦子
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５４８号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地８街区19棟103号
破産者　小野　文子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第８０３号
千葉市緑区土気町1293番地６
破産者　高木　章雄
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０６６号
千葉市若葉区桜木６丁目21番５号　グランアルシュⅡ　101号
破産者　小林　快渡
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１０８号
千葉市稲毛区作草部１丁目20番２棟102号
破産者　豊巻佳代子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１１４号
千葉県市原市姉崎2506番地４　グリーンフォレスト天神Ⅰ―103
破産者　河本　繭子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１１８号
千葉市中央区祐光４丁目６番９号　ＡＡＬｉｉ304号
破産者　廣瀬　喜人
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１６８号
千葉県八街市榎戸688番地24　株式会社喜江建設内（同社寮）、開始決定時の住所千葉市若葉区坂月町294番地２　フラットノーブル１Ａ
破産者　城　　久夫
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１７９号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区12棟202号
破産者　押田　　萌
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１８１号
千葉県船橋市宮本２丁目14番29―101号
破産者　志農　祥希
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１９８号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1520番地６　ライオンズガーデン薬園台205号
破産者　大間明日香
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２１１号
千葉市中央区本千葉町６番９号　ウィルテラス千葉中央1206号
破産者　神田かおり
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２１４号
千葉県八千代市萱田2214番地63
破産者　井上　昌之
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２１６号
千葉県市川市富浜２丁目６番９―101号　（サングリーン妙典）
破産者　礒崎　芙美
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２２２号
千葉市花見川区武石町２丁目601番地１　フラワーハイツ３　204号
破産者　荒木　陽子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２２５号
千葉県市原市椎津624番地２　アンソレイエ101
破産者　佐藤　泰樹
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２２６号
千葉県市原市椎津624番地２　アンソレイエ101
破産者　佐藤友里江
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２２７号
千葉市若葉区みつわ台５丁目５番１号　ドエルクロコ202号
破産者　段木　忠一
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２２８号
千葉市若葉区みつわ台５丁目５番１号　ドエルクロコ202号
破産者　段木　範子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２３１号
千葉市中央区松ケ丘町518番地２　ソレイユ松ヶ丘
破産者　村山　　悟
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２３４号
千葉県船橋市高根台５丁目１番267棟107号
破産者　酒井　美加
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２４０号
千葉市美浜区高洲２丁目６番１棟106号
破産者　穴田嵯紀子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２５３号
千葉県船橋市習志野台８丁目24番20―124号
破産者　山崎　憂綺
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２５８号
千葉県八千代市大和田258番地１　コーポラス丸秀Ｃ101
破産者　石井　秀樹
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２５９号
千葉県八千代市大和田258番地１　コーポラス丸秀Ｃ101
破産者　石井のりえ
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２６４号
千葉市若葉区小倉台５丁目９番５号
破産者　橋本　瑞姫
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２７６号
千葉市緑区あすみが丘５丁目４番地６　サンハウス今井Ｄ７―１号
破産者　清宮　和夫
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２８９号
千葉県市原市姉崎2140番地15　ソフィア102
破産者　西山　茉希（旧姓岡野）
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３２１号
千葉市中央区大巌寺町454番地　コーポオオツカ205号
破産者　新川　秀成
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３２４号
千葉市美浜区幸町２丁目８番16棟510号
破産者　大岡　正男
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３４７号
千葉県船橋市前原東５丁目10番１号　ミリアビタＮｏ．11―107号
破産者　泉　　亮
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７１号
千葉県佐倉市山王１丁目11番地７
破産者　青木　健二
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１７３号
千葉県印旛郡酒々井町本佐倉575番地４
破産者　井上　　咲
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２０４号
千葉県成田市花崎町818番地４　信水ステーションハイツ506
破産者　小泉　　譲
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２０７号
千葉県成田市田町270番地３　リヴガード102
破産者　小倉　彩子（旧姓久保木、濵仲）
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２２０号
千葉県八街市文違58番地18
破産者　小川　　正
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２５２号
千葉県八街市富山1314番地64　ルミエールハイツＡ105
破産者　高橋　利紀
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２５７号
千葉県成田市土屋107番地　チェリーハイツ102
破産者　磯崎　新一
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第３５５号
大阪府貝塚市麻生中1190　セルティア東貝塚205、住民票上の住所大阪府泉南市男里６丁目15番２－Ａ417号
破産者　山下　拓斗
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３７５号
大阪府泉南市信達大苗代1241番地の１
破産者　堀越　圭吾
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４１１号
大阪府和泉市三林町231番地の15
破産者　桜井　朱実
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４１２号
代替住所Ａ（旧住所）大阪府和泉市上町436番地の36
破産者　藪田　稀世（旧姓仁木）
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４３４号
大阪府岸和田市南上町１丁目39番７―103号
破産者　畠中　悠人
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４３９号
大阪府泉大津市東豊中町３丁目６番32号フォレスト泉101号
破産者　上田英美子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４４０号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地52棟804号
破産者　山田いずみ
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４４４号
大阪府阪南市尾崎町１丁目40番11号
破産者　小野　友紀
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４４７号
大阪府泉南市馬場２―38―14　和泉南病院内、住民票上の住所大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地46棟312号
破産者　中井　幸子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４４８号
大阪府岸和田市土生町２丁目１番21号　ユウビルディング401号
破産者　夏目　勝行
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４４９号
大阪府泉南市新家1414番地の100
破産者　田中　妙子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４５０号
大阪府貝塚市津田北町17番２―907号
破産者　冨井　真緒
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４５４号
大阪府泉南市樽井６丁目３番52号
破産者　大前　美泉
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４５５号
大阪府岸和田市北町15番12―202号シャンブル北町、住民票上の住所大阪府岸和田市土生町５丁目12番７―401号
破産者　片山　峻平
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４５６号
大阪府泉南市樽井３丁目37番22号　泉南プレミアムスイート103号
破産者　品田　　幸
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４６０号
大阪府阪南市桑畑559番地の18
破産者　矢野　利絵
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４６２号
大阪府泉大津市高津町12番６―105号、前住所大阪府泉北郡忠岡町高月北１丁目11番23号ライオンズマンション104
破産者　小島　律子（旧姓梅田）
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４６３号
大阪府和泉市箕形町２丁目１―12―206、住民票上の住所大阪府和泉市箕形町四丁目６番94号
破産者　岸田　太一
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４６４号
大阪府岸和田市松風町15番40号
破産者　安原　　亮
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４６５号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地　12棟201号
破産者　松尾なを子
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４６７号
大阪府岸和田市下野町１丁目11番18号、前住所大阪府岸和田市磯上町５丁目18番３号
破産者　岡野慶次郎
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４６９号
大阪府貝塚市浦田88番地７　セントドエル205号
破産者　上野　恵美
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４７１号
大阪府岸和田市荒木町１丁目14番16―301号
破産者　松井　正幸
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４７２号
大阪府泉南郡熊取町つばさが丘北３丁目６番８号
破産者　酒井　香予（旧姓谷岡）
1　決定年月日　令和８年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１２６３号
札幌市東区東苗穂13条４丁目３番５号
破産者　櫻谷　　巧
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４８１号
北海道恵庭市福住町１丁目22番12　（サンリットＣ102号）
破産者　赤塚　彩花（旧姓川村）
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６０７号
札幌市中央区南11条西10丁目１番18―706号
破産者　髙田　綾乃
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４３号
山形県酒田市緑町13―37　介護老人保健施設シェ・モワ、住民票上の住所山形県酒田市広野字奥井250番地　高橋方
破産者　小松　利一
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

令和８年（フ）第３６８号
栃木県下都賀郡壬生町中央町１番15号、前住所栃木県真岡市程島823番地
破産者　小林　徹也
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４９６号
栃木県小山市大字横倉５番地１　グランデ・ルガールＡ102、前住所茨城県結城市大字結城9613番地10
破産者　五十嶺慶一
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５１２号
栃木県宇都宮市宝木本町1147番地68　シェール・プリネＩ　201号室
破産者　小野崎有里子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５３１号
栃木県鹿沼市日吉町713番地２
破産者　千葉　悦子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５３７号
栃木県宇都宮市鶴田町295番地19
破産者　福田　鈴夏
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５５４号
栃木県小山市大字寒川1495番地３　障がい者福祉ホームあおぞら、前住所栃木県小山市大字喜沢667番地４　アンビション喜沢１号館202号室
破産者　三浦　直人
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５５８号
栃木県宇都宮市上桑島町1475番地８
破産者　藤澤　尚人
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１０７７号
さいたま市大宮区三橋１丁目1165番地10　グランヴィル大宮レジデンス202号室
破産者　田邊　　萌
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１８３号
さいたま市南区沼影１丁目６番28号　メゾン武蔵浦和参号館207
破産者　田戸綾衣子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２４４号
さいたま市北区日進町２丁目1607番地３　大宮日進町住宅二号棟501号
破産者　三國ありな
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２８３号
さいたま市見沼区春野１丁目２番４―9052号
破産者　髙野　美香
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２９２号
さいたま市緑区大字中尾1600番地６　ハイツニシヤマＡ202
破産者　早﨑　泰史
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２９３号
さいたま市緑区大字中尾1600番地６　ハイツニシヤマＡ202
破産者　早﨑　佳子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３０９号
埼玉県戸田市喜沢１丁目９番地の１　リヴェール喜沢101号室
破産者　佐藤　優希（旧姓福士）
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３２９号
埼玉県朝霞市本町３丁目４番８―203号
破産者　池田　薫子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３４９号
埼玉県加須市南町13番41号　ハイツレインボーＡ―205
破産者　稲葉　　実
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３６５号
さいたま市北区東大成町１丁目58番地２　アールズコート　203
破産者　飯島　万葉
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３７０号
さいたま市緑区原山３丁目15番31号　尚和園
破産者　石井　勇二
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３７１号
さいたま市緑区原山３丁目15番31号　尚和園
破産者　石井　和惠
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３９４号
さいたま市岩槻区大字南平野881番地
破産者　室伏　怜央
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４３４号
埼玉県朝霞市本町１丁目38番75号　サンハイムイトウ301号
破産者　富永あい子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４３５号
埼玉県朝霞市本町１丁目38番75号　サンハイムイトウ301号
破産者　富永　優作
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６９２号
千葉市美浜区打瀬１丁目11番地１　グリーナA棟230号
破産者　渡邊　茂利
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９０６号
千葉県船橋市上山町１丁目236番地１　ザ・ガーデンプレミアム1326号
破産者　碓井　伸典
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０７９号
千葉市花見川区幕張町４丁目544番地14　幕張４丁目団地３棟207号
破産者　平田　智裕
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７８号
千葉県千葉市中央区南町３丁目13番13号　ＧＲＡＮ　ＭＡＩＳＯＮ201号、前住所千葉県成田市寺台254番地１（小野寺ハイツＡ―101）
破産者　粕谷　寛之
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２１１号
千葉県成田市大室1783番地22　特別養護老人ホーム成田苑、住民票上の住所千葉県八街市八街に138番地115
破産者　大内　宏子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２１６号
東京都杉並区堀ノ内１丁目８番34―306号
破産者　岡本　兼一
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和６年（フ）第６７８０号
東京都西東京市芝久保町１丁目14―３―103、開始決定時の住所東京都三鷹市新川３丁目17―20―101
破産者　岩渕　竜一
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２３３０号
東京都品川区二葉４丁目13―19―302、開始決定上の住所東京都千代田区三番町５―10―1005
破産者　水上　洋一
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８４８２号
東京都新宿区市谷仲之町２―40―507、申立時の住所東京都新宿区市谷加賀町２丁目４―20―101
破産者　近江　　隆
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９０４７号
山梨県笛吹市石和町川中島97―１―610　小出幸子方、開始決定時の住所神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷町5812　細谷戸ハイツ４街区３棟509
破産者　子田　　清
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９２８０号
千葉県松戸市北松戸２丁目２―１―202
破産者　石丸　　創
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９４００号
神奈川県横浜市瀬谷区相沢２丁目63―７　第10グランデュール平本203
破産者　土屋　憲二
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７４号
東京都足立区花畑４丁目19―15―203
破産者　久保田　健一
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５４号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永924―３、開始決定上の住所東京都足立区六町１丁目３―８　花園荘１
破産者　篠崎　知幸
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３７号
東京都江戸川区東瑞江１丁目25―６―301
破産者　秋葉　勝征
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１３６０号
東京都世田谷区上祖師谷４丁目２―１―126
破産者　宮田　　剛
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１９１２号
東京都目黒区上目黒３丁目28―11―3003
破産者　落合　　剛
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２１５８号
東京都練馬区中村北１丁目17―２―202
破産者　山本　　玲
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３２３号
東京都台東区竜泉３丁目５―５―401
破産者　庄司　栄和
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３３７号
東京都葛飾区亀有４丁目31―４―405　ケイハイツⅡ
破産者　仲井　義郎
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３７３号
東京都新宿区片町２―６―204
破産者　上田　亜倭（旧姓角谷）
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３９２号
東京都豊島区西巣鴨４丁目27―５―101
破産者　久保田　匡
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３９９号
福岡県福岡市博多区住吉３丁目14―１―401
破産者　高橋　俊介
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２４５３号
東京都江戸川区小松川１丁目２―４―607
破産者　佐達　恭子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２７９８号
東京都足立区江北１丁目32―13　サンメゾン江北　ｗｅｓｔ401
破産者　白濱　　朗
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２８６３号
千葉県市川市末広２丁目16―９、開始決定時の住所東京都大田区中馬込３丁目18―15―301
破産者　島谷　沙苗
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９５６号
東京都世田谷区上野毛２丁目19―15
破産者　大貫　　元
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３００１号
東京都文京区白山２丁目26―14―602
破産者　伊南　剛志
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３２４２号
東京都青梅市東青梅４丁目13―５―103
破産者　永濵　誠人
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３３５号
東京都江戸川区中央２丁目17―21―303
破産者　植田　明彦
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３３８７号
東京都江戸川区南小岩６丁目15―５―102
破産者　大塚　晃弘
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４２８号
東京都調布市西つつじケ丘２丁目１―８　エクセルハイツⅣ―802
破産者　菊池　直人（旧姓澤田）
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４２９号
東京都調布市西つつじケ丘２丁目１―８　エクセルハイツⅣ―802
破産者　菊池　香苗
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４８７号
東京都江東区北砂５丁目12―１―311
破産者　曽根　宏之
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３７４０号
東京都中野区丸山２丁目７―１―1110
破産者　梅澤　敏子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８４５号
東京都杉並区和田３丁目47―８　第２コーポ藤２Ｆ１
破産者　宇田川紋右衛門
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０１６号
東京都練馬区東大泉４丁目23―13―403
破産者　小原　里沙
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０３８号
東京都日野市日野本町４丁目８―45
破産者　西村　敏秀
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０４７号
東京都大田区東蒲田２丁目31―２―306
破産者　大友　嘉也
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４０８９号
東京都世田谷区千歳台３丁目22―10―205
破産者　小川　　泉
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１４５号
東京都江東区豊洲４丁目２―５―603
破産者　平田　恭一
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１４６号
東京都江東区豊洲４丁目２―５―603
破産者　平田　営美
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４１８５号
東京都練馬区早宮４丁目30―６―201
破産者　吉田　　潤
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４２９５号
東京都中野区白鷺２丁目７―13―403
破産者　長野　真也
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３０３号
東京都八王子市別所２丁目43―１―601
破産者　磯西みゆき
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３９０号
東京都板橋区幸町40―10―201
破産者　伊豆野眞由美
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４０５号
東京都新宿区内藤町１―55―302
破産者　篠原　秀文
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６５２号
東京都中野区松が丘１丁目31―６　第二黒田ハイツ105
破産者　梶川　　敦
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６５３号
東京都中野区松が丘１丁目31―６　第二黒田ハイツ105
破産者　梶川知惠子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６５７号
東京都新宿区西新宿４丁目15―１―303
破産者　高橋　　一
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７７４号
東京都練馬区早宮３丁目33―９　カーサフジミⅡ　101
破産者　山﨑　雅也
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９５２号
東京都葛飾区新宿１丁目14―１―305
破産者　塩田　成己
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９７１号
東京都杉並区浜田山３丁目24―４―302
破産者　田島　　大
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５００９号
埼玉県越谷市レイクタウン７丁目14―７―201
破産者　鍋島　浩太
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０６７号
東京都東久留米市幸町３丁目２―２　吉田コーポ２Ｆ
破産者　塩澤　幸一
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０９０号
代替住所Ａ（旧住所　東京都北区浮間１丁目５―６―804）
破産者　西山　彰人
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１２０号
東京都中央区築地７丁目７―２―702
破産者　松下　一功
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２０７号
東京都中野区中央４丁目20―９
破産者　長谷川　正
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２０９号
東京都品川区豊町５丁目１―15―501
破産者　桑田　大輔
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２５９号
東京都足立区加平１丁目17―12　ピアシティ北綾瀬Ｄ102
破産者　小林　美知江
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４２４号
東京都北区上十条２丁目10―12　ＲＩＮ・ＲＩＮ―１Ｃ号
破産者　石井健太郎
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４３８号
東京都葛飾区白鳥１丁目２―13―701
破産者　江見　　彰
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４４８号
東京都大田区田園調布１丁目39―２―102
破産者　横田　智英
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５０７号
東京都大田区大森北６丁目５―13　河村方201
破産者　原　　朗
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５１５号
東京都小平市仲町381―１―103
破産者　柳　美帆子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５１８号
東京都江戸川区篠崎町７丁目26―11―293　ピアＮＯ．２
破産者　吉澤　　晃
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５２１号
東京都目黒区東山１丁目25―18―202
破産者　安藤麻里子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５４６号
東京都新宿区余丁町７―２―201
破産者　有本　哲也
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５６２号
東京都世田谷区世田谷３丁目19―17―302
破産者　若山　真帆
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５７０号
東京都板橋区常盤台３丁目20―３
破産者　奥野　　剛
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５７８号
東京都杉並区上高井戸２丁目12―８　上高井戸みどりの里３―31
破産者　小菅　浩詩
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６０１号
東京都足立区六月３丁目７―12―401
破産者　伊藤　健一
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６０７号
東京都練馬区高松２丁目27―26―203
破産者　田川　　晋
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６１３号
東京都大田区中央４丁目30―10　ＲＯＵＮＤ，中央401
破産者　田野　洋一
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６１５号
東京都板橋区板橋１丁目49―４―302
破産者　渡邉　裕之
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６６９号
東京都江東区枝川２丁目14―８―401
破産者　青山　峻士
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７０１号
東京都世田谷区池尻３丁目21―33―302
破産者　牧野　裕美
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７０５号
東京都板橋区坂下３丁目12―16―103
破産者　菊地　海斗
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７０９号
東京都台東区浅草橋３丁目16―６―502　クレアシオン浅草Ⅱ
破産者　原田　靖士
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７１２号
東京都江東区大島２丁目35―12―902
破産者　鈴木　陵太
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７３９号
東京都新宿区下落合３丁目22―21―902
破産者　水谷　幸代
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７６３号
東京都練馬区土支田２丁目５―３
破産者　大竹　　颯
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７６７号
東京都台東区上野公園17―９　しのばず荘
破産者　若林　正樹
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７７９号
千葉県船橋市夏見６丁目３―21―103
破産者　兒玉　夏樹
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７９８号
東京都世田谷区桜丘２丁目７―16―202
破産者　修行　秀樹
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８０８号
東京都江戸川区小松川１丁目２―３―2205
破産者　坂寄万智子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８０９号
東京都大田区田園調布本町30―10
破産者　庄子　隼人
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８１０号
東京都世田谷区駒沢４丁目２―16
破産者　宮口　　哲
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８１１号
東京都豊島区南大塚１丁目26―20
破産者　杉山　　悟
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８１６号
東京都江東区東砂２丁目６―５―201
破産者　古川　信幸
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８１７号
東京都立川市柴崎町５丁目８―24―203
破産者　向山　　徹
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８１８号
東京都荒川区南千住４丁目９―２―1703
破産者　西村　洋樹
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８２３号
神奈川県横浜市鶴見区生麦３丁目７―13　マキシムＩＫ５　602
破産者　高村　　圭
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８２７号
東京都八王子市別所２丁目46―１―304
破産者　藤村　美和（旧姓忍）
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８２９号
東京都北区豊島５丁目５―８―1309
破産者　田川　尋也
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８３１号
東京都西東京市芝久保町１丁目14―１―504
破産者　小山内美代子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８３３号
東京都港区南青山１丁目３―６―1205
破産者　濱野よし子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８３４号
東京都文京区白山１丁目８―３
破産者　大桃　勝雄
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８４４号
東京都中央区銀座７丁目17―５―403
破産者　岩田有紀子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８４６号
東京都大田区蒲田２丁目22―14
破産者　直江　正博
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８４９号
東京都港区北青山１丁目６―３―307
破産者　津久井弘昭
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８５４号
東京都町田市常盤町3230―52
破産者　坂部　健太
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８５５号
東京都大田区中馬込１丁目５―３―502
破産者　桑原　愛実
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８５６号
東京都江東区門前仲町２丁目３―８
破産者　三嶽　俊司
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８５８号
東京都練馬区錦２丁目５―３―301
破産者　熊本奈津子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８５９号
東京都足立区関原３丁目36―７
破産者　吉田　匠汰
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８６０号
東京都墨田区立川１丁目１―７
破産者　高橋　一八
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８９９号
東京都葛飾区東堀切３丁目32―11―408
破産者　丸山由里子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９００号
東京都府中市押立町２丁目20―12―103
破産者　高橋　真矢
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９０２号
東京都練馬区南田中２丁目２―４―206
破産者　後藤理紗子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９２３号
東京都新宿区横寺町24―３―203
破産者　冨岡　加織
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９２４号
東京都葛飾区亀有４丁目14―１―205
破産者　甘竹　貴之
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９２９号
東京都板橋区若木２丁目16―20―101
破産者　宮本　博司
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９３０号
東京都足立区保木間２丁目３―１―111、開始決定時の住所東京都荒川区南千住３―５―４　ビジネスホテル七福
破産者　横山　英明
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９３２号
東京都江戸川区北小岩３丁目６―３―303
破産者　早川　麗菜（旧姓佐竹）
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９３８号
東京都中央区入船３丁目８―９―301
破産者　中井　千尋
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９５７号
東京都練馬区中村北３丁目７―12―101
破産者　風祭　徳行
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９７０号
東京都江戸川区篠崎町１丁目43―19―203
破産者　宮下　朋美
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９７４号
東京都江戸川区西小岩３丁目35―26―302
破産者　津田　孝一
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９８９号
東京都杉並区荻窪４丁目13―20―103
破産者　佐藤　那奈
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９９２号
東京都葛飾区柴又５丁目13―１―203
破産者　會田千加子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９９３号
東京都葛飾区堀切６丁目14―６
破産者　金　　貴子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９９８号
東京都板橋区高島平１丁目30―４
破産者　原　　誠
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６００２号
東京都練馬区豊玉北６丁目13―15―1011
破産者　久保田瑞輝
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６００４号
東京都足立区西伊興２丁目２―２―201
破産者　佐藤　英夫
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６００５号
東京都足立区西伊興２―２―２―201、住民票上の住所東京都足立区西保木間４丁目５―16―403
破産者　浦沢　尚美
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６００６号
東京都練馬区田柄１丁目４―38　グリーンパールＢ102
破産者　中島　博文
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６００７号
東京都台東区日本堤２丁目35―７―404　メインステージ三ノ輪Ⅲ
破産者　渡邊　紘治
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６００９号
東京都台東区台東１丁目４―４―101
破産者　佐々　清隆
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０２２号
東京都板橋区仲宿14―10　仲宿アルコーブⅠ201
破産者　寺田　梨音
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０２４号
東京都板橋区徳丸３丁目38―31　星野荘201
破産者　桐原　沙季
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０２５号
東京都板橋区大山金井町12―６―101
破産者　相澤　春輝（開始決定時の名ヒナリ）
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０２６号
東京都江東区千石３丁目５―10―503
破産者　畔上　政晴
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０２７号
東京都練馬区石神井町１丁目５―18―201
破産者　村木りりか
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０２８号
東京都世田谷区船橋６丁目10―４―201
破産者　田中　　渉
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０３４号
東京都三鷹市北野２丁目４―32―302
破産者　藤城　真琳
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０３５号
東京都台東区根岸５丁目９―８―301
破産者　門脇　正展
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０４９号
東京都港区芝浦４丁目13―３―1308
破産者　岩本明こと　李　　明淑
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０６１号
東京都足立区東和３丁目２―１―306
破産者　伊藤　修治
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０６６号
東京都品川区八潮５―８―42―207、住民票上の住所埼玉県春日部市豊町５丁目１―７―202
破産者　屋代　立馬
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０７０号
東京都練馬区西大泉３丁目29―21
破産者　岩木咲也香
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０７１号
東京都江戸川区中葛西７丁目17―８　ベイハイツ２　301
破産者　澁井　優
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０９１号
東京都大田区仲六郷４丁目２―12―303
破産者　伊東　徳基
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０９２号
東京都台東区寿１丁目６―７―604
破産者　山田　修嗣
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０９４号
東京都葛飾区東金町７丁目33―１　葛飾橋病院
破産者　竹下富士夫
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０９５号
東京都江戸川区一之江３丁目27―11―203
破産者　米沢　千春
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０９６号
東京都足立区平野１丁目４―３―102
破産者　水口さやか
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０９８号
東京都荒川区南千住２丁目33―１―901
破産者　稲桝　尚志
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０９９号
東京都足立区中川５丁目17―６―105
破産者　平　典子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１００号
東京都文京区千石４丁目26―１―304
破産者　木村　緒祥
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１０１号
東京都江戸川区東小岩１丁目14―４―103
破産者　青木　弘子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１０４号
東京都練馬区西大泉１丁目７―11―202
破産者　村川　大悟
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１１６号
東京都世田谷区用賀４丁目12―13―501
破産者　矢野　恭治
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１１８号
千葉県千葉市花見川区幕張町４丁目577―２―106
破産者　山口　亜結
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１１９号
東京都葛飾区奥戸５丁目11―14―302
破産者　柿原　睦
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１２０号
東京都品川区勝島１丁目４―19―501　１号棟
破産者　小安　美絵
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１２１号
東京都荒川区荒川５丁目42―15　コリビングハウス町屋４　211
破産者　福田　樹大
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１２２号
東京都品川区東品川２丁目６―12―811
破産者　竹内　和子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１２３号
東京都足立区西新井本町２丁目19―４―409
破産者　山下健一郎
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１２６号
東京都台東区北上野２丁目11―14―301
破産者　田島　浩一
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１２８号
東京都墨田区横川５丁目９―４―207
破産者　安田　光一
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１４０号
東京都世田谷区北烏山６丁目31―11―205
破産者　市川　紀子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１４６号
東京都世田谷区経堂１丁目５―８―102
破産者　森山　貴陽
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１４７号
東京都台東区台東３丁目13―３
破産者　山口　早苗
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１４８号
東京都三鷹市上連雀１丁目15―６―106
破産者　遠藤　俊司
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１５１号
東京都足立区西新井３丁目19―４―208
破産者　平沼　新吾
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１５３号
東京都品川区戸越５丁目17―３―201
破産者　小東　綾子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１５４号
東京都杉並区和田１丁目20―２　さざんかハイム杉並
破産者　小島　健裕
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１５５号
東京都江戸川区東瑞江１丁目23―12―306
破産者　今　聖矢
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１８０号
東京都杉並区下高井戸１丁目41―２―505
破産者　服部　桃子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１９０号
東京都墨田区江東橋３丁目７―９―606
ハーモニーレジデンス錦糸町＃002
破産者　種田　あい（旧姓月岡）
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１９１号
東京都墨田区立花３丁目20―12―502
破産者　牧野　宥哉
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１９２号
東京都練馬区高松２丁目４―12―202
破産者　後藤　晃一
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２００号
東京都中野区鷺宮１丁目27―７　第71協栄ビル　301
破産者　中村　　亨
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２０３号
東京都文京区千駄木４丁目23―４―203
破産者　藤澤　陽子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２０４号
東京都北区赤羽北２丁目27―１―303
破産者　金原えり子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２０８号
東京都板橋区赤塚新町３丁目26―９―318
破産者　寺井　有美
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２２１号
東京都大田区大森西５丁目10―18―201
破産者　松本　　竣
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２２６号
東京都町田市鶴川５丁目５―11―101
破産者　高橋　雄大
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２５８号
神奈川県相模原市中央区緑が丘２丁目30―４
破産者　直江　基延
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３０６号
東京都練馬区上石神井４丁目８―２―302
破産者　齋藤　彩佳
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４１号
相模原市中央区矢部１丁目８番22号　ハイツフジⅡ　103号室
破産者　沓掛　勇真
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第９８０号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字高前167番地　トリシア高前201
破産者　赤羽　　愛
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５２２号
名古屋市名東区名東本通５丁目40番地　マスダビル407号
破産者　山本　雪彦
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５４０号
名古屋市緑区横吹町306番地　スマイルはうす徳重第二
破産者　川端永里名
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５５９号
名古屋市北区黒川本通４丁目35番地の２　インターシティ黒川502号
破産者　伊藤　一哉
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６１５号
名古屋市天白区植田南３丁目806番地　ユニーブル第２植田203号
破産者　村田　紗希
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６６１号
愛知県愛西市勝幡町河畔1098番地５
破産者　手塚　紀仁
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６６７号
愛知県尾張旭市南栄町旭ケ丘24番地１、従前の住所名古屋市千種区京命１丁目22番28号　ハイツサンシャインⅡ　２Ｂ
破産者　ＪＩＮ　ＪＩＰＵＮＧ　陳　　知豊
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６６９号
愛知県東海市養父町３丁目114番地　ボナール東海103号
破産者　神谷よしえ
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６８７号
愛知県小牧市小牧原２丁目183番地　ウィステリアⅦ202号
破産者　中野加奈子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６９０号
名古屋市瑞穂区洲山町１丁目２番地の10
破産者　安田　圭一
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７２０号
名古屋市北区平安１丁目３番25号　アスペン上田601号
破産者　冨田　夢子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７２２号
愛知県知多市巽が丘１―286番地　ピッコラカーザＢ棟２号、住民票上の住所愛知県東海市加木屋町大清水205番地
破産者　薫田さとみ
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７３３号
名古屋市緑区曽根２丁目93番地の１　レオパレス21左京山第１　103号
破産者　鈴木　るり
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７４４号
名古屋市名東区上社２丁目23番地の２　グリーンハイツ高城201号
破産者　西林　忠志
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７５４号
名古屋市緑区鳴子町１丁目55番地の１　アーバンラフレ鳴子９号棟104号室
破産者　中根　貴裕
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７５７号
名古屋市南区呼続２丁目７番33号　シティコーポ呼続303号
破産者　武富　英徳
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８１１号
名古屋市港区当知３丁目804番地　ライジングハイツⅠ　105号
破産者　神田　善通
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１２８号
名古屋市守山区森孝１丁目1619番地　酒井マンションＡ棟106号
破産者　伊藤　光弘
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６７号
三重県鈴鹿市岸岡町2988番地の３　フィーゴ南風205
破産者　小崎　蓮也
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５９２号
神戸市長田区名倉町２丁目４番11号
破産者　松本　光代
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６１６号
神戸市中央区筒井町１丁目１番１―825号
破産者　河野　貴史
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２９号
神戸市兵庫区福原町30番16―１―504号
破産者　松田　夢海
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６３８号
神戸市北区有野町唐櫃3271番地の１　106号
破産者　濵岡　　聖
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６４０号
神戸市須磨区大池町５丁目14番11号　ＬａＭａｉｓｏｎ大池町303、従前の住所神戸市西区持子３丁目122番地の８
破産者　伊藤佐智子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６５４号
神戸市兵庫区楠谷町４番11号　楠谷文化２階北
破産者　渡邊　和也こと　福下　和也
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６６０号
神戸市垂水区潮見が丘２丁目１番10号、従前の住所神戸市西区天が岡26番地の18
破産者　笹井多鶴子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６８５号
神戸市東灘区本庄町１丁目11番22号、従前の住所岡山県倉敷市茶屋町672番地15　エクセルメゾンＶ　Ｂ―102
破産者　植田　晟矢
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６９０号
神戸市北区大脇台８番１―103号
破産者　能美　大補
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７０３号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番２―709号
破産者　野元　広樹
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７１７号
神戸市中央区筒井町２丁目３―18　広島屋第１ハイツ501、住民票上の住所兵庫県加古川市別府町朝日町27番地　サンロイヤル新居壱番館405号
破産者　前原　知果
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７１９号
神戸市垂水区青山台５丁目５番８―201号、従前の住所神戸市西区美賀多台１丁目９番地の２　２―902号
破産者　石原　知樹
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７４２号
兵庫県三田市狭間が丘２丁目16番地23、従前の住所兵庫県三田市三輪４丁目12番16号
破産者　Ａｍｅｒｉｃａｎ　ｆｒｅｅ　ｃａｆｅ　８　ｍｉｌｅ　こと　床並　桂輔
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７４４号
神戸市東灘区住吉山手４丁目14番12―105号
破産者　大坪　弘子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７５３号
神戸市灘区篠原北町３丁目６番20号、従前の住所東京都大田区西糀谷１丁目９番14―507号
破産者　亀田　桃花
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７６３号
神戸市垂水区青山台６丁目１番６―273号
破産者　池田彌和子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７７８号
神戸市長田区上池田１丁目11番10号
破産者　城本亜李紗
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７８７号
神戸市東灘区森北町３丁目４番11号　中谷マンション402号
破産者　川岡　邦子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４１４号
兵庫県西宮市鳴尾町１丁目13番16―206号
破産者　春山　和輝
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４２８号
兵庫県芦屋市陽光町５番６―305号
破産者　寺前益千子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４４４号
兵庫県尼崎市武庫町３丁目11番30―317号、前住所兵庫県尼崎市大島１丁目21番９―302号
破産者　三谷　辰男
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４５５号
兵庫県西宮市神原10番12―203号、前住所東京都大田区新蒲田二丁目22番20号　エイコーンハウス203
破産者　片岡　康平
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４７５号
兵庫県西宮市甲子園口１丁目２番11―202号
破産者　篠田　京子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４８８号
兵庫県西宮市津田町５番10―1024号
破産者　寺崎　聖子
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２７号
大分県杵築市大字南杵築1887番地１　コーポラス元島２　404号室
破産者　廣澤　篤志
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和８年（フ）第２９号
大分県速見郡日出町大字豊岡6060番地29　町営住宅Ｂ－１―302
破産者　佐藤　菜津（旧姓吉永・山口）
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和８年（フ）第１２４号
青森市松森３丁目17番35号　ＦＥＥＬ　ＭＡＴＳＵＭＯＲＩ　205号
破産者　浅利　　了
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９６号
青森市大字新城字山田109番地３　グループホーム惣等本館
破産者　浦須内　厚
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０４号
青森市大字浪館字志田13番地21　グリーンコーポ志田３号
破産者　佐藤レチ子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０８号
青森市大字三内字稲元109番地26
破産者　後藤さくら
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５３号
青森県つがる市木造若宮３番地14　上原　京子方
破産者　齋藤　亜紀
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第５８号
青森県五所川原市大字長橋字広野291番地１
破産者　舘山　雅子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第６３号
青森県五所川原市大字稲実字開野177番地24
破産者　横嶋　範子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第７４号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津234番地99　みどり団地８号
破産者　坂本　良樹
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第１２１号
青森県八戸市小中野五丁目１番32号　エステート月舘202号室
破産者　佐々木沙緒里
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第６４号
岩手県大船渡市猪川町字中井沢78番地２　県営住宅５号棟103号
破産者　熊谷　恵実
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第６５号
岩手県陸前高田市高田町字栃ヶ沢210番地１　県営住宅１号棟801号室、前住所岩手県陸前高田市高田町字中田62番地２　ビレッジハウス陸前高田１号棟102号
破産者　熊谷与志昭
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第６８号
岩手県一関市地主町７番４号
破産者　田村　和之
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第４０号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根上平沢57番地120
破産者　澤田佳代子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第６１号
宮城県角田市角田字中島下266番地１
破産者　菊池　隼人
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第６３号
宮城県角田市梶賀字高畑南262番地１
破産者　佐藤　丈太
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第２０５号
福島県郡山市安積町荒井字大池56番地の１　シニアパンション郡山・安積
破産者　高橋　純一（法定代理人保佐人高野正幸）
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第３８６号
東京都昭島市大神町１丁目２番３―203号
破産者　新居　孝夫
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９７２号
東京都小平市小川西町２丁目３番408号
破産者　橋本　哲子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２１４号
東京都町田市玉川学園５丁目24番22号パインヒル101
破産者　山本　天華
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２１５号
東京都町田市玉川学園５丁目24番22号パインヒル101
破産者　山本　麗斗
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２６５号
東京都府中市八幡町２丁目４番地の４田中荘101
破産者　坂入　洋子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２７０号
東京都三鷹市下連雀６丁目６番17号シャトーアゼリア202
破産者　荒深　琴奈
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２８６号
東京都町田市玉川学園５丁目24番24号シティハイムアルファ102
破産者　鈴木　雅樹
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２９１号
東京都日野市日野台２丁目15番地の21丘ノ上ハイム203
破産者　山形　正彦（旧姓藤原）
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３２６号
東京都調布市上石原３丁目38番地28リラハイツ201
破産者　佐々木　亮
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２３１号
神奈川県厚木市松枝１丁目３番10号　ローゼンハイム松枝201
破産者　杉崎真由美
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４３３号
相模原市中央区淵野辺２丁目23番６号　シャインコート203、開始決定時の住所相模原市中央区横山台１丁目41番17号　ニューライフ横山台寮１－６
破産者　海老原　忠
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４４８号
相模原市緑区大島11番地　県営大島団地９－504
破産者　佐々木進也
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第７４号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保247－８　キャッスルメジェール第２三芳　402号室（住民票上の住所　新潟県三条市上須頃391番地２）
破産者　角田里英子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第２８号
福井県大飯郡おおい町本郷51号５番地１　エル・セレーノ本郷　401、前住所福井県小浜市青井第22号37番地　リライアンス・アオイ202
破産者　石井　亜紀（旧姓小林）
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第４１号
福井県敦賀市中央町１丁目10番17―102号　マリー中央、前住所福井県小浜市後瀬町５番29号　芝浦社宅103Ａ
破産者　木村　浩之
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第１６０号
長野市三輪９丁目８番25号　ハイカムール加藤203
破産者　福島　美代
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６４号
長野県須坂市大字塩川658番地６　グリーンコート長者Ａ102
破産者　小山　　諒
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３７号
滋賀県東近江市小脇町2416番地10　パストラール小脇　104号室、前住所滋賀県東近江市平松町31番地１　メゾン・ド木村Ｂ　106号室
破産者　小林　喜司
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１５９号
滋賀県彦根市平田町748番地３（208号）、前住所滋賀県彦根市西今町868番地12（201号）
破産者　上田　　健
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和７年（フ）第８３号
兵庫県姫路市実法寺793番地１　レオパレスＨＡＰＰＹ205、前住所地兵庫県宍粟市山崎町千本屋455番地６
破産者　有元　英樹
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第１９号
和歌山県御坊市島338番地12　市営
破産者　尾崎都志也
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

令和８年（フ）第１９号
鳥取県倉吉市福守町528番地１　アンジュ・ドゥ・ボヌールＡ202
破産者　三谷　和代
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（フ）第１２５号
鳥取県米子市富士見町２丁目139番地　アーバンスペース３－Ｄ号
破産者　仲島　浩之
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第８９号
岡山県倉敷市水江1029番地６　福祉ホームなごみ倉敷中央102号室
破産者　中村　妙子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１７９号
岡山県倉敷市中庄団地27番１―210号　市営中庄団地
破産者　藤原　百加
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２３３号
岡山県笠岡市小平井1251番地
破産者　井上　美優
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第５９号
広島県呉市広吉松１－１―13
破産者　松﨑　真子
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第２３８号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓242番地５　ソラシアⅡ　106号室、住民票上の住所徳島県板野郡松茂町笹木野字灘８番地１　カーサ・ソラーナ　101号室
破産者　平井　弥枝
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７９号
香川県高松市岡本町1556番地
破産者　河津　恵美
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２１６号
香川県高松市国分寺町柏原41番地　県住17―103
破産者　堤　　絵菜
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２２１号
香川県さぬき市造田是弘836番地４
破産者　川西　香里
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１７８号
高知市一宮南町１丁目１番６―507号
破産者　増井　優美
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９２号
高知市愛宕町２丁目16番３号　新和荘１Ｆ中
破産者　田中　育男
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２０４号
高知市農人町２番５号　クレスト20―204
破産者　後藤　英太
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５号
大分県佐伯市大字長谷10326番地45
破産者　狩生　正和
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和８年（フ）第２６号
大分県佐伯市女島３丁目10386番地７
破産者　塩月多壽代
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和８年（フ）第３３１号
宮崎市学園木花台北３丁目２番地　市営住宅256棟６号
破産者　岩元　夏帆（旧姓平田）
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第５号
山梨県富士吉田市上吉田4267番地の１　パルム中原203号室
再生債務者　宮下　哲皓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月21日
甲府地方裁判所都留支部再生係

令和８年（再イ）第１８号
北海道釧路郡釧路町緑４丁目７番地
再生債務者　木田　幸弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月21日　釧路地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２号
北海道留萌市五十嵐町２丁目９番５号
再生債務者　堀　政志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月21日　旭川地方裁判所留萌支部

令和８年（再イ）第２４３号
東京都台東区松が谷３―22―７　鶴サンハイツⅡ601
再生債務者　武井　青葉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月21日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３号
静岡県菊川市三沢778番地の３
再生債務者　伊村　祐介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日　静岡地方裁判所掛川支部

令和８年（再イ）第６号
福岡県田川市大字伊田757番地１　オアシス上伊田105号
再生債務者　田丸　義雅
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日　福岡地方裁判所田川支部

令和８年（再イ）第４号
釧路市愛国西３丁目10番５号、住民票上の住所茨城県土浦市木田余東台三丁目２番23号　ガーデンコートａ102
再生債務者　松館　隆史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月21日　釧路地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第５７号
埼玉県川越市大字久下戸3414番地２
再生債務者　川島　健一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月21日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第２２号
千葉県佐倉市臼井684番地１　ヒューマンスクエア臼井409号
再生債務者　小川　陽子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月16日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（再イ）第１０号
鳥取県倉吉市馬場町102番地４　県営住宅和田団地３棟405号
再生債務者　岡田　一成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日　鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（再イ）第２号
岡山県真庭市蒜山下福田591番地１　市営八日市住宅　２―２号
再生債務者　樋口　正憲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月21日　岡山地方裁判所津山支部

令和８年（再イ）第２９号
栃木県鹿沼市樅山町275番地30
再生債務者　鈴木　孝平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月19日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（再イ）第５４号
埼玉県東松山市六軒町21番地25
再生債務者　名倉博太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（再イ）第２１号
千葉県袖ケ浦市長浦580番地128　新生企業
再生債務者　元木　弘師
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（再イ）第４９号
神奈川県秦野市羽根131番地の１　パラシオンＭ　203号
再生債務者　岩崎　秀史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第６号
新潟市秋葉区あおば通２丁目14番14号
再生債務者　齋藤陽一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日　　新潟地方裁判所民事部
令和７年（再イ）第４９０号
大阪府豊中市千里園３丁目２番13号（営業所の住所　大阪府松原市阿保３－５－23　梅の家ビル１階）
再生債務者　個別指導Ａｘｉｓ河内松原校こと
村上　　明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月21日
大阪地方裁判所第６民事部
令和８年（再イ）第１１０号
神戸市兵庫区下祇園町32番18号　四国ビル302号室
再生債務者　板倉　剛志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月21日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係
令和８年（再イ）第１２号
栃木県那須塩原市末広町77番地117
再生債務者　岡崎　康太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月21日
宇都宮地方裁判所大田原支部
令和８年（再イ）第２０号
愛知県安城市桜井町塔元68番地５　ティアレ201
再生債務者　上村　俊明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月21日
名古屋地方裁判所岡崎支部
令和８年（再イ）第４３号
鹿児島市下荒田４丁目１番21号　コンフォーザ下荒田302号
再生債務者　網代ますみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係
令和８年（再イ）第６号
山形県飽海郡遊佐町白井新田字二本松流24番地の１
再生債務者　冨樫　　忍
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日　山形地方裁判所酒田支部
令和８年（再イ）第１７号
栃木県那須塩原市太夫塚３丁目205番地103
再生債務者　後藤　千恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月21日
宇都宮地方裁判所大田原支部
令和８年（再イ）第６３号
神奈川県厚木市上依知170番地１
再生債務者　横田　智也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
令和８年（再イ）第２５号
神奈川県座間市新田宿121番地の３
再生債務者　福田　正義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
横浜地方裁判所相模原支部
令和８年（再イ）第３１号
相模原市緑区橋本１丁目20番７号　グリーンリーブス203
再生債務者　矢部加奈絵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
横浜地方裁判所相模原支部
令和８年（再イ）第１０号
長野県千曲市大字新田877番地５
再生債務者　宮城　拓也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日　長野地方裁判所上田支部
令和８年（再イ）第３６号
岡山県瀬戸内市長船町飯井884番地
再生債務者　赤木　宏成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月21日
岡山地方裁判所第３民事部
令和８年（再イ）第２６号
長崎県長崎市京泊１丁目10番20号
再生債務者　中野　好輝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
長崎地方裁判所民事部個人再生係
令和８年（再イ）第３４号
鹿児島市星ヶ峯４丁目38番16－２号
再生債務者　宮下　孝男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係
令和７年（再イ）第９号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪1935番地154
再生債務者　永井　利明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日　長野地方裁判所伊那支部
令和８年（再イ）第３６号
三重県桑名市赤尾台九丁目81番地
再生債務者　瀬木　瑠史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日　津地方裁判所四日市支部
令和８年（再イ）第１５号
滋賀県彦根市南川瀬町1488番地10
再生債務者　水本　剛史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月22日　大津地方裁判所彦根支部

公文書等の管理に関する独立行政法人農林水産消費安全技術センター公示第４号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を変更したので、次のとおり公示する。

令和８年11月５日　　独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長　木内　岳志

変更前　愛知県名古屋市中区三の丸一丁目２番２号　名古屋農林総合庁舎２号館
独立行政法人農林水産消費安全技術センター名古屋センター業務管理課内

変更後　愛知県名古屋市千種区四谷通三丁目６番２号
独立行政法人農林水産消費安全技術センター名古屋センター業務管理課内

高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

令和８年11月５日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　吉岡　幹夫

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事完了の日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	千葉県成田市吉岡から 千葉県香取郡多古町喜多まで	新設工事	令和８年11月６日
東関東自動車道水戸線 大栄ジャンクション	千葉県成田市吉岡	改築工事	令和８年11月６日

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

令和８年11月５日　　岡山県教育委員会

１　失効した免許状
氏名　片岡竜太郎、本籍地　岡山県
免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者
小学校教諭一種免許状、平24小一第96号、
平成25年３月16日、岡山県教育委員会

２　失効年月日　令和８年９月29日

３　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号イ）該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳の身長169㎝、中肉、50～60歳代の男性

上記の者は、令和８年８月14日午後０時27分頃神戸市中央区神戸空港３番北東角から東方へ沖合1050m、神戸市中央区神戸空港１番神戸空港東側Ｅ２誘導灯から北方へ沖合650ｍの海上で発見されました。死亡日時は令和８年８月10日頃と推定。

身元不明のため、当区役所で火葬に付し、遺骨を保管しています。お心当たりのある方は当区役所保健福祉課まで申し出てください。

令和８年11月５日

兵庫県　　神戸市中央区長　小林令伊子

特定空家等の除去命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により公告する。

令和８年11月５日

五所川原市長　佐々木孝昌

１　対象となる特定空家等の概要
所在地　　五所川原市大字飯詰字白旗133
家屋番号　133番
用途　　居宅
構造　　木造
延床面積　69.30平米

２　所有者等に命じる必要な措置の内容
１の特定空家等を除却するとともに、建築物の内部及びその敷地内に残置されている動産等について、これを搬出し適切に処理すること。

３　所有者等に命じる理由
１の特定空家等は、柱の傾斜や構造上主要な部分（土台、柱、はり等）の著しい腐朽・破損・変形、外壁仕上げ材の剥落・腐朽・破損等が確認され、今後さらなる倒壊や破損部材の飛散等により、周囲に人的被害等が危惧されるなど、著しく保安上危険となるおそれのある状態であるため。

４　措置の期限
令和８年12月４日

５　五所川原市長による措置
五所川原市長又はその命じた者若しくは委任した者が、法第22条第10項の規定により当該措置を行う。なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

６　動産の取扱い
五所川原市長又はその命じた者若しくは委任した者が、２の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に存ずる動産等を撤去・処分する。
動産等について権利等を主張しようとする者は、４の措置の期限の前日までに運び出すこと。

７　五所川原市役所の掲示場への掲示
本公告の内容については、青森県五所川原市字布屋町41番地１の五所川原市役所の掲示場および五所川原市ホームページにおいて掲示する。

農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第 208条の２で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和８年11月５日

福岡県知事　服部誠太郎

記

農事組合法人上吉田共同畜産組合
福岡県田川市大字夏吉1468番地
農事組合法人椎田干拓組合
福岡県築上郡築上町大字湊1355番地
農事組合法人芥屋花き組合
福岡県糸島市志摩芥屋１番地の１
農事組合法人前田牧場
福岡県北九州市小倉南区大字新道寺3090番地
農事組合法人山田有機農業センター
福岡県嘉麻市熊ヶ畑1947番地の２
農事組合法人竹原営農
福岡県宮若市竹原506番地１
農事組合法人赤村花卉生産営農組合
福岡県田川郡赤村大字赤909番地１
農事組合法人ＫＭＤ山川
福岡県みやま市山川町尾野1439番地２
農事組合法人うえき
福岡県直方市大字植木2425番地１
農事組合法人下岩丸
福岡県築上郡築上町大字岩丸2190番地１
農事組合法人長峰
福岡県八女市宅間田571番地１
農事組合法人大富の里
福岡県豊前市大字鳥越208番地
農事組合法人アグリ宮若
福岡県宮若市小伏1397
農事組合法人ネクストファーマーズ
福岡県朝倉郡筑前町三並1472番地１
農事組合法人はやぶさ小牧
福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧1139番地１
農事組合法人九州グリーンファーム
福岡県糸島市飯原1000番地
農事組合法人横山酪農組合
福岡県宗像市山田1802番地２

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

茨城県土浦警察署長
司法警察員警視　石津　秀典
平成31年第73号詐欺被疑事件（押収番号19005３号第13号、第14号）１．現金16,506円。２．現金460,000円

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

青森県八戸市内丸二丁目一番四号
有限会社鞍馬
清算人　田中　實

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

仙台市青葉区小松島四丁目一六番一五号ドエル・コンフォート二〇三
船木株式会社
代表清算人　船木　健光

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一七番二一号高砂武蔵ビルディング二階
株式会社櫻清舎
代表清算人　小柳　壮輔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

埼玉県川口市川口五丁目一六番一二号ヴィラアンフォラ二〇一号室
未来合同会社
清算人　劉　明艶

解散公告

当社は、令和八年十月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

千葉県市川市市川二丁目一五番一号
有限会社アマックス
清算人　秋元　幸男

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

千葉県柏市柏三丁目七番二一椎名ビル一〇一号
株式会社ＳＩＸ　ＥＮＴＥＲＴＡＩＮＭＥＮＴ
代表清算人　仲川　弘基
債権申出先メール　nakagawa@6sense.co

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

千葉県鎌ケ谷市南初富四丁目一五番五四号
有限会社ナオテック
清算人　遠藤　尚子

解散公告

当社は、令和八年九月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

千葉県木更津市東中央一丁目三番六号ゆみーる東中央四番館二階
株式会社ドロップ
代表清算人　鈴木　蘭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

千葉県八街市沖一一三七番地
合同会社イージーレンタル
清算人　張　鍼堅

解散公告

当法人は、令和八年十月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二階
ＮＰＯ法人ツナグ―Ｆｏｏｔｂａｌｌｅｒ
清算人　田口　潤人

解散公告

当社は、令和八年十月五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都港区白金三丁目二三番二号白金高輪レジデンス五〇七
合同会社ルナリュクス
清算人　古屋　七重

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年十一月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号
一般社団法人Ｔｒｉｌｏｇｙ
代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
トーメイ・ホールディング合同会社
清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都板橋区前野町一丁目一二番四号
株式会社前田総研
代表清算人　小嶋　明美

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ
株式会社ｄｏｒｏｉｃｈｉ
代表清算人　石川　剛史

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都東村山市久米川町二丁目八番地二六

株式会社豊田商会

代表清算人　豊田美楠子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都中央区東日本橋三丁目八番一号建石ビル三階

株式会社かえで

代表清算人　大田　健介

解散公告

当社は、令和八年十月十九日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号

ＶＯＲＴ秋葉原Ⅳ二Ｆ

ＭＯＴＴＩ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　蘇　子　瑄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都豊島区東池袋一丁目三〇番一四号ラ

イオンズマンション東池袋一〇〇二

東籬貿易合同会社

清算人　張　宇　辰

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都小金井市緑町五丁目三番二五―二〇一号

Ｋｙｌｉｎ Ｓｗａｌｌｏｗ株式会社

代表清算人　戴　夏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都千代田区神田和泉町一番地六―一六ヤマトビル四〇五

ＣｈｅｆＳｅｃｒｅｔ株式会社

代表清算人　後藤　隆治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

株式会社牟礼プロパティ

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都新宿区富久町一六番一〇号

株式会社プラテック

代表清算人　池田　正美

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都板橋区仲宿六三番七号ＯＥＯｆｆｉｃｅＢｌｄｇ．二〇二号

ＡＡ株式会社

代表清算人　董　建偉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号トラストタワー本館二〇階

Ｉｎｓｐｉｒｅ　Ｃｏｎｎｅｃｔ合同会社

清算人　川島　僚介

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

一般社団法人ＳＨ０５３

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

オーキッドインフラファンド合同会社

清算人　粟国　正樹

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

オーキッドインフラファンドホールディングス一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二Ｆ

株式会社Ｓ＆Ｇ

代表清算人　加藤　剛史

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都江戸川区西小岩五丁目一三番一三小出マンション一〇六号室

寅木株式会社

代表清算人　董　建偉

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｈｉｊｅｔマスターリース合同会社

清算人　遠山　壮一

解散公告

当社は、令和八年十月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都千代田区二番町一番地ハイム七一七

オウルソウルズ有限会社

清算人　髙橋　典子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都江東区新大橋二丁目一五番地二号一〇二　パイク・プランニング株式会社

代表清算人　梶野竜太郎

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都目黒区緑が丘二丁目一七番一七号

有限会社坂井屋京城園

清算人　平原亜也子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

一般社団法人ＲＦホールディング

代表清算人　石本　忠次

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

Ｍａｓｕｏｋａ　Ｇｕｍｉ　Ｉｎｄｉａ

合同会社

清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都港区西新橋一丁目七番二号

合同会社ＨｉＪｏＪｏ　Ｆｕｎｄ４６

清算人　ＨｉＪｏＪｏ一般社団法人

職務執行者　加藤　光生

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都世田谷区尾山台二丁目二九番二〇号

株式会社ゴブリン

代表清算人　傅　超　閣

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都昭島市大神町一丁目一二番七号

有限会社根本製作所

清算人　根本　宣廣

解散公告

当社は、令和八年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都武蔵野市御殿山二丁目二番一六号

ハレクリエイション株式会社

代表清算人　山浦　仁

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都町田市相原町一七〇七番地

株式会社マイネ

代表清算人　峯　雅通

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都品川区西品川二丁目二番二一号

株式会社豊岡製作所

代表清算人　豊岡美奈子

解散公告

当社は、令和八年十月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都目黒区中根二丁目一七番二四号

有限会社三光山

清算人　矢澤亜矢子

解散公告

当社は、令和八年十月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

神奈川県横浜市西区浜松町一一―二八―五〇九

東瑜株式会社

代表清算人　楊　璧瑜

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

川崎市幸区鹿島田二丁目三番一五号

有限会社平間鈑金工業

清算人　鈴木　悦雄

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

神奈川県横浜市保土ケ谷区上菅田町九七番地四

株式会社エデュケーショナルプランニング

代表清算人　坂谷　孝志

解散公告

当社は、令和八年九月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

神奈川県中郡二宮町山西二八七番地の八

シーサイドハイムカトウⅡ一〇一

株式会社ＡＩＯＯＮ

代表清算人　岡　春翔

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

横浜市神奈川区松ケ丘八四番地

有限会社イトーインターナショナル

清算人　伊東　洋

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

横浜市戸塚区平戸町一〇九七番地一二一

大冷工業株式会社

代表清算人　二宮　義昭

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

神奈川県藤沢市善行四丁目三七八一番地の四

株式会社ワイエムエイチ

代表清算人　加藤　麻由

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

神奈川県川崎市川崎区渡田一丁目二番二〇―四〇六　ＴＥＴＲａＢＡＳＥ合同会社

清算人　日野　哲則

解散公告

当法人は、令和八年九月十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

神奈川県鎌倉市小町二丁目一八番二〇号

特定非営利活動法人Ｔａｋａｒａ鎌倉

清算人　島津克代子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

横浜市神奈川区台町八番地一四―三〇三号

合同会社協和リアルエステート

清算人　大場　健司

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

富山県小矢部市畠中町五番一二号

有限会社宮本刷毛製作所

清算人　宮本　勲

解散公告

当社は、令和八年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

富山市中冨居新町五番一〇号

ガラステック有限会社

清算人　松本　隆

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

長野県小諸市大字西原四八八番地一

合同会社マコット

清算人　宮澤　誠

解散公告

当社は、令和八年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

静岡県静岡市清水区大平七一五番地の一四

アルプス工業株式会社

代表清算人　石川　和俊

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

静岡県駿河区西脇二六三番地の一

株式会社塩川光明堂

代表清算人　奥山　喜茂

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

名古屋市天白区梅が丘四丁目一七〇一番地

株式会社ベルテクノス

代表清算人　古橋　澄雄

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年十月一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

愛知県田原市田原町大谷下一三番地三

株式会社ＪＪ

代表清算人　眞木　一也

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

愛知県小牧市小木四丁目二五三番地

株式会社ＡＲＣＲＩＳＥ

代表清算人　鈴木　高行

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

愛知県豊田市東山町二丁目一〇七二番地四

〇セジュール東山二〇二　合同会社こむぎ

清算人　樽水　基子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

名古屋市港区大手町五丁目三四番地の二

ＲＡＪＡ　ＴＲＡＤＩＮＧ合同会社

代表清算人　カーン・ハフィス・ファイサル

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

名古屋市中村区名駅南四丁目一番七号ＣＡＳＡ＋α名駅南二〇一号室　華成株式会社

代表清算人　李　彤

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

滋賀県長浜市勝町一一五番地松風ビル一Ｆ・一〇一号

朝日株式会社

代表清算人　中尾松大郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

滋賀県長浜市勝町一一五番地松風ビル一Ｆ・一〇二号

中偉株式会社

代表清算人　中尾松大郎

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

京都市中京区三条通高倉西入ル菱屋町四四

三条高倉アーバンライフ四〇四号

有限会社山総アートプランニング

清算人　大野治右衛門

解散公告

当会社は、令和八年十月十五日付け株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

京都府向日市鶏冠井町小深田四〇番地

株式会社ヤマトクリエーション・メディア

代表清算人　古屋健太郎

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

大阪市大正区三軒家西一丁目三番一二号

ホクトＭ＆Ｔ株式会社

代表清算人　上村　竹嘉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

大阪府大阪市浪速区元町一丁目九番一七号

有限会社アークデザイン

清算人　鉈橋　淳也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

大阪市北区天満二丁目一―一二天満橋ＳＥビル四階

誠明株式会社

代表清算人　倪　涛

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

大阪府堺市堺区香ヶ丘町二丁七番二二号

有限会社ツトム経営研究所

清算人　森下　京子

解散公告

当社は令和八年十月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

大阪市西区立売堀五丁目一番一一―一三一〇室

ＭＡＴＳＵ株式会社

代表清算人　潘　松媚

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目六番八号

エナジーメイト株式会社

代表清算人　小田　浩平

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

大阪市天王寺区東高津町五番一七号新開印刷本社ビル四階

一般社団法人認知症予防活動コンソーシアム

代表清算人　歌丸　和美

解散公告

当社は、令和八年十月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

大阪府大阪市東淀川区菅原四丁目一一―二

一ビスタ新庄ハイツⅢ七〇七室

金鑼株式会社

代表清算人　西貝　武

解散公告

当社は、令和八年十月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

大阪府大阪市東淀川区菅原四丁目一一―二

一ビスタ新庄ハイツⅢ八〇六室

新程株式会社

代表清算人　西貝　武

解散公告

当社は、令和八年十月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

大阪府大阪市東淀川区菅原四丁目一一―二

一ビスタ新庄ハイツⅢ八〇七室

山松株式会社

代表清算人　西貝　武

解散公告

当法人は、令和八年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

大阪府貝塚市水間二六一番地三

一般社団法人黒龍大神吉倉講

代表清算人　大橋　洋

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

大阪府大阪市中央区瓦屋町一丁目九―一八

アメニティ心斎橋ＥＡＳＴ―八〇一

株式会社ＣＯＭＡ

代表清算人　王　人馨

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

大阪市中央区南船場一丁目三―五リプロ南船場Ｂ二

伊橋ＹＳＬ株式会社

代表清算人　孫　月如

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

兵庫県芦屋市呉川町五番五―二〇二号

株式会社イーストウィンド

代表清算人　野村　峰子

解散公告

当法人は、令和八年六月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

神戸市長田区寺池町一丁目六番七号

特定非営利活動法人輝みやがわ

清算人　藤本　照代

解散公告

当社は、令和八年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

兵庫県三田市狭間が丘三丁目六番地の六

有限会社エムケイビジネスサポート

清算人　松嶋　康介

解散公告

当社は、令和八年十月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

兵庫県尼崎市浜田町一丁目四二番地

合同会社尼崎メーター工業所

代表清算人　杉本佳世子

解散公告

当法人は、令和八年九月二十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

奈良県橿原市四条町七七四番地の五

特定非営利活動法人木の家　和（ＮＡＧＯＭＩ）

清算人　堀内　伸幸

解散公告

当社は、令和八年十月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

兵庫県芦屋市前田町二番二三号

有限会社ケイメディカルサプライ

清算人　垣田　照雄

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

兵庫県尼崎市浜田町一丁目四二番地

合同会社尼崎メーター工業所

代表清算人　杉本佳世子

解散公告

当社は、令和八年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

兵庫県三田市狭間が丘三丁目六番地の六

有限会社エムケイビジネスサポート

清算人　松嶋　康介

解散公告

当社は、令和八年十月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

兵庫県芦屋市前田町二番二三号

有限会社ケイメディカルサプライ

清算人　垣田　照雄

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

岡山県倉敷市茶屋町一二二七番地三

一般社団法人Ｃｒｅａｔｅ　Ｓｕｐｐｏｒｔ

代表清算人　和久野一貴

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

岡山市中区海吉二一一〇番地の一〇

有限会社ニッタデザイン

清算人　新田　吉秀

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

岡山県備前市西片上一二一八番地の二

株式会社ＮＳ

代表清算人　丹生　実

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

広島県広島市南区段原日出二丁目一〇番二二号

株式会社ＬＡＮＫＡ

代表清算人　山本　竜太

解散公告

当社は、令和八年十月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

広島市中区幟町二―一〇グラディス幟町レジデンス二〇二

合同会社コンシェルジュＴ

清算人　西山　珠実

解散公告

当社は、令和八年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

山口県宇部市東新川町一番三三号

株式会社ＳＥＳ

代表清算人　和田　浩義

解散公告

当社は、令和八年九月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

高知県安芸郡芸西村西分甲二六五四番地一

株式会社おるき

代表清算人　山本　隆司

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

大分県中津市大字今津六六番地六

株式会社Ｂｅｒｒｙ

代表清算人　横尾　千里

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

鹿児島県鹿屋市下祓川町一二八二番地一

小原良建設有限会社

清算人　小原　良徳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

鹿児島市草牟田二―二二―五

株式会社ポッシブル

代表清算人　片平　市蔵

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年九月七日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

札幌市豊平区美園九条七丁目四番二一号

日本基督教団十二使徒教会

清算人　杉本　和道

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月一日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により令和八年九月一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

札幌市北区新琴似九条一丁目一番一号

医療法人社団北札幌病院

清算人　小川　秀彰

第７期決算公告

2026年11月5日

千葉市美浜区ひび野一丁目４番３

ＭＩＣＥ　ＩＲ千葉株式会社

代表取締役　金綱　一男

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	36,860
	資産合計	36,860
負債及び純資産の部	流動負債	－
	株主資本	36,860
	資本金	37,000
	利益剰余金	△139
	その他利益剰余金	△139
	（うち当期純利益）	(62)
	負債・純資産合計	36,860

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年六月一日開催の社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により令和八年十月六日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

埼玉県所沢市南住吉二一番三一号

医療法人番場会

清算人　番場　圭介

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月二十四日をもって、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都府中市白糸台三丁目二番地一―一〇七号

医療法人明豊会

清算人　河西　徹

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年九月十三日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

富山県高岡市荒見崎一一〇番地

宗教法人龍吟寺

清算人　宮村　朋希

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年十月八日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

長野県北佐久郡立科町大字芦田一六五番地

医療法人清蓼会

清算人　岩下　日和

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー一五階

医療法人社団相生会

清算人　中西比呂子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月二十七日開催の社員総会の決議及び東京都知事の認可により、令和八年九月七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月五日

東京都葛飾区堀切三丁目五番二号一階

医療法人社団敬芳会

清算人　山崎　眞澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県二戸郡一戸町高善寺字野田一一〇番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　平野　祐二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

岩手県二戸市福岡字上町一一番地福新ストア一階　橋本剛法律事務所

相続財産清算人　弁護士　橋本　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県取手市井野団地四番、最後の住所茨城県取手市井野団地四番九―一〇六号

被相続人　亡　片山　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

茨城県つくば市梅園二丁目一番地一一梅園山之内ビル四〇一　億田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　億田　諭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市宮町二丁目二〇六番地、最後の住所茨城県水戸市宮町三丁目一番一四号

被相続人　亡　後藤　鈴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

茨城県水戸市五軒町一丁目五番四八中村ビル三階　木名瀬法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小松原裕介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市東木代町三二七番地、最後の住所栃木県宇都宮市東木代町一四五一番地一

被相続人　亡　鈴木　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

栃木県宇都宮市東宿郷六丁目四番一二号

相続財産清算人　弁護士　近藤　峰明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県富士見市関沢二丁目一七番、最後の住所埼玉県比企郡小川町東小川三丁目一八番地六

被相続人　亡　歌川　敬司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

埼玉県熊谷市宮町二丁目一三八番地宮町市役所前ビル四階栗木法律事務所

相続財産清算人　弁護士　栗木　祥子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区南大塚三丁目一二番、最後の住所東京都豊島区雑司が谷三丁目一九番二三号メゾンマスミ一〇一号

被相続人　亡　鈴木ミツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

事務所東京都目黒区自由が丘二丁目一七番一号ラピスA．S．四〇二自由が丘菊地法律事務所

相続財産清算人　弁護士　菊地　美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市南区六ツ川二丁目一四番地二、最後の住所横浜市港南区上永谷二丁目二番二〇号

被相続人　亡　吉野　靖史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

横浜市中区山下町二二三―一ＮＵ関内ビル四階　シーサイド横浜法律事務所

相続財産清算人　弁護士　織田　慎二

第11期決算公告

令和８年９月30日

東京都台東区台東４―33―１クロスポイント御徒町８Ｆ

株式会社貴瞬

代表取締役　辻　　瞬

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,856	流動負債	4,272
固定資産	1,228	固定負債	1,785
		株主資本	2,025
		資本金	10
		利益剰余金	2,015
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	2,012
		（うち当期純利益）	(884)
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
		新株予約権	0
資産合計	8,084	負債・純資産合計	8,084

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市若葉区桜木二丁目一二番地一二、最後の住所横浜市保土ケ谷区仏向西五番一三号　被相続人　亡　桑嶋　英明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

横浜市中区住吉町一―二スカーフ会館五階

相続財産清算人　弁護士　桑原　康孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市山田二丁目九四番地、最後の住所新潟県長岡市寿二丁目二番三四号　被相続人　亡　清水　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

事務所新潟県長岡市幸町一丁目三番一〇号　ほしの法律事務所

相続財産清算人　弁護士　星野　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市大瀬木四三八七番地五、最後の住所長野県飯田市大瀬木四三八七番地五　被相続人　亡　小川ほなみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

長野県飯田市鼎一色三八〇番地よだビル　相続財産清算人　弁護士　村松　将太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県江南市松竹町西松竹三二七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　泉　イク子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

愛知県稲沢市正明寺一丁目九番五号　紅さざんか法律事務所

相続財産清算人　弁護士　丹羽加奈絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県犬山市大字善師野字東上屋敷三四番地、最後の住所愛知県犬山市大字善師野字東上屋敷三四番地一の一　被相続人　亡　奥村　浩之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

愛知県一宮市本町四丁目一番三号　ＩＴＫビル六〇二　平尾法律事務所

相続財産清算人　弁護士　平尾　憲一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市飯村町字高山一一七番地、最後の住所愛知県豊橋市飯村南三丁目一八番地五　被相続人　亡　中村　典司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

愛知県豊橋市中世古町四六番地　豊橋みらい法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大串　啓太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県近江八幡市若宮町三九三番地、最後の住所滋賀県近江八幡市若宮町三九三番地　被相続人　亡　村上　和範

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月八日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

滋賀県彦根市船町二番一三号　大沢船町ビル二階　たちばな法律事務所

相続財産清算人　弁護士　見當　正晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府宇治市宇治蔭山七〇番地一一、最後の住所京都市伏見区竹田北三ツ杭町六三番地　被相続人　亡　塚野　富彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

京都市中京区烏丸通蛸薬師下ル手洗水町六五一―一　第一四長谷ビル八階　益川総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　益川　教親

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区日本橋二丁目二〇番地、最後の住所大阪府大阪市城東区今福東三丁目七番二―四〇一号　被相続人　亡　藤川　昇一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

大阪市中央区今橋一丁目七番一九号　北浜ビルディング九階　今橋綜合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　深田　愛子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東成区東中本二丁目二四四番地、最後の住所大阪府大阪市東成区東中本二丁目二番二三号　被相続人　亡　外山　惠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

大阪府堺市北区長曽根町四六アクシスクリエイティブセンター二〇一号室

相続財産清算人　弁護士　野口　直人

第７期決算公告

令和８年11月５日

東京都港区南青山四丁目２番12―511号

株式会社３Ｄサイエンスゴルフ

代表取締役　松本　協

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	100,117
	固定資産	18,815
	合計	118,932
負債及び純資産の部	流動負債	69,024
	固定負債	18,765
	株主資本	31,141
	資本金	1,000
	利益剰余金	30,141
	その他利益剰余金	30,141
	（うち当期純利益）	(3,146)
	合計	118,932

第12期決算公告

令和８年10月27日

東京都千代田区九段南三丁目７番14号

株式会社リライフ

代表取締役　鈴木　卓人

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	426,698
	固定資産	221,158
	資産合計	647,856
負債及び純資産の部	流動負債	349,727
	固定負債	127,169
	負債合計	476,896
	株主資本	170,959
	資本金	10,000
	利益剰余金	160,959
	その他利益剰余金	160,959
	（うち当期純利益）	(1,785)
	純資産合計	170,959
	負債・純資産合計	647,856

第12期決算公告

令和８年11月５日

東京都千代田区神田神保町三丁目４番地29九段下ＳＳＴビル401

株式会社ヒューマン・コネクト

代表取締役　大西　俊彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	102,382
	固定資産	241,430
	資産合計	343,812
負債及び純資産の部	流動負債	46,423
	固定負債	5,590
	株主資本	291,799
	資本金	10,000
	利益剰余金	281,799
	利益準備金	437
	その他利益剰余金	281,361
	（うち当期純利益）	(40,678)
	負債・純資産合計	343,812

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市生野区中川三丁目五三番地、最後の住所大阪府岸和田市加守町一丁目五番二―三〇四号　被相続人　亡　藤本　安宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

堺市堺区戎島町四丁四五番地の一ポルタス・センタービル七階

相続財産清算人　弁護士　土生　康晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市郷東町七八四番地二七、最後の住所香川県高松市郷東町七八四番地二七

被相続人　亡　鈴木　直佳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

香川県高松市西内町三―一五　佐々木ビル三階東号室

相続財産清算人　弁護士　近石　誠弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市中央区渡辺通五丁目八番、最後の住所福岡県福岡市南区柳瀬二丁目一六番五号　被相続人　亡　伊東久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十五日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

大濠公園ビル五階

相続財産清算人　弁護士　古賀　純子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市南区野多目五丁目二一番、最後の住所福岡県福岡市南区野多目五丁目二一番一〇号　被相続人　亡　川原　大作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

福岡県福岡市中央区荒戸二丁目一―五

ベイサージュ大手門七〇一号

相続財産清算人　弁護士　黒木　聖士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市南区和田二丁目一七番、最後の住所福岡県福岡市城南区南片江三丁目一三番一六―一〇二号

被相続人　亡　松本　美幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月二十日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

福岡県福岡市中央区大手門一丁目八番八号

ベイサージュ大手門七〇一号

相続財産清算人　弁護士　黒木　聖士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市南区和田二丁目一七番、最後の住所福岡県福岡市城南区南片江三丁目一三番一六―一〇二号

被相続人　亡　松本　美幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月二十日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

福岡県福岡市南区大橋一―八―一九プロベニオ大橋六階

相続財産清算人　弁護士　後藤　富和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市若草町四番地一一、最後の住所熊本県八代市黄金町一五番地二

被相続人　亡　藤井　清文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

熊本市中央区新屋敷一丁目一四番二六号

相続財産清算人　弁護士　森　徳和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿屋市寿一丁目一八番、最後の住所鹿児島県鹿屋市寿一丁目一八番一二号

被相続人　亡　新　健一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月五日

鹿児島県鹿屋市大手町九番一号マルイビル一〇二号弁護士法人笹川法律事務所鹿屋支所　相続財産清算人　弁護士　笹川　竜伴

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　千葉県木更津市桜井字南町五九五番一

二　供託所　千葉地方法務局木更津支局

三　供託番号　令和八年度金第四四六号

四　供託金額　八〇、五〇〇円

五　裁判所　千葉地方裁判所木更津支部

六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第六号

令和八年十一月五日

千葉市中央区本千葉町一―一日土地千葉中央ビル五階　コンパサーレ法律事務所

所有者不明土地管理人　弁護士　濟木　昭宏

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　安齋　慶雄

従来の住所　アメリカ合衆国ハワイ州以下不詳

生年月日　大正六年一月十六日

二　供託所　福島地方法務局

三　供託番号　令和八年度金第四〇二号

四　供託金額　一、八〇五、六二五円

五　裁判所　福島家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第七〇七三号

令和八年十一月五日

福島県福島市山下町二番三九号

不在者財産管理人　弁護士法人雪うさぎ法律事務所　同代表者社員　倉持　惠

同代表者社員　西沢　桂子

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和８年11月５日

東京都千代田区紀尾井町３番30号

公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額	
令８不保867	株式会社ケーズコンサルタント	北海道知事石狩(3)7874	代表取締役　小倉啓悦	北海道札幌市北区北７条西２―６	1000万円
令８不保868	株式会社カムズ・コンストラクション	北海道知事石狩(2)8426	代表取締役　加茂章	北海道札幌市東区北18条東16―２―７	1000万円

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　奥間ミエ子アン

住所　不詳

生年月日　昭和三十五年七月二十四日

二　供託所　那覇地方法務局沖縄支局

三　供託番号　令和八年度金第二九〇〇号

四　供託金額　七、三五一、七三二円

五　裁判所　那覇家庭裁判所沖縄支部

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第八〇八五号

令和八年十一月五日

沖縄県沖縄市松本五丁目一九番二号島袋ビル二〇二号　不在者財産管理人　郷原　隆

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　野見山年子

最後の住所　東京都世田谷区船橋二丁目一五番三八号　第２有隣ホーム

生年月日　昭和六年二月十四日

死亡年月日　令和七年六月八日

二　供託所　東京法務局

三　供託番号　令和八年度金第二八七三号

四　供託金額　一一、二三七、五五二円

五　裁判所　東京家庭裁判所

六　事件名　相続財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和八年（家）第一四八九号

令和八年十一月五日

東京都港区元赤坂一丁目六番二号安全ビル二一階二〇三号　三ヶ尻法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三ヶ尻一郎

令８不保869	株式会社キョウドウ	青森県知事(2)3539	代表取締役 澁谷久人	青森県弘前市大字一町田字村元524―４	1000万円
令８不保870	株式会社ワンズホーム	宮城県知事(4)5819	代表取締役 岩淵千夏	宮城県仙台市青葉区川平５―４―30	1000万円
令８不保871	アートハウス株式会社	宮城県知事(3)6174	代表取締役 髙橋正宏	宮城県仙台市太白区長町南３―２―７	1000万円
令８不保872	エムケイ開発有限会社	山形県知事(5)2230	取締役 三浦要子	山形県南陽市赤湯2856―１	1000万円
令８不保873	株式会社アーベルワン	茨城県知事(3)6857	代表取締役 室井武志	茨城県水戸市見川２―198―18	1000万円
令８不保874	住まいる工房	茨城県知事(1)7706	鈴木拓也	茨城県土浦市下高津３―４―８	1000万円
令８不保875	合同会社ダイサワ	群馬県知事(2)7667	代表社員 大澤能人	群馬県高崎市足門町1725―３	1000万円
令８不保876	株式会社リステート	埼玉県知事(1)25829	代表取締役 小林陽子	埼玉県さいたま市桜区栄和３―11―13	1000万円
令８不保877	有限会社リニューアルハウス	千葉県知事(9)9211	取締役 平山輝己	千葉県八千代市勝田台３―15―19	1000万円
令８不保878	株式会社創建マンションセンター	東京都知事(13)29537	代表取締役 足立好康	東京都新宿区新宿１―12―15	1000万円
令８不保879	有限会社トマトホーム	東京都知事(9)51892	取締役 小林篤	東京都大田区南蒲田３―５―９	1000万円
令８不保880	松本建設株式会社	東京都知事(5)83085	代表取締役 松本良哲	東京都青梅市新町７―16―10	1000万円
令８不保881	株式会社デュアルタップ	東京都知事(4)86482	代表取締役 臼井貴弘	東京都中央区日本橋久松町４―７	1000万円
令８不保882	株式会社ＫＧキャピタル	東京都知事(3)97047	代表取締役 陣内[藤原]加奈子	東京都港区虎ノ門４―３―１	1000万円
令８不保883	株式会社都市リアルエステート	東京都知事(3)98179	代表取締役 **橋**本幸裕	東京都中央区日本橋３―15―５	1000万円
令８不保884	戸田建商株式会社	東京都知事(9)51565	代表取締役 矢島久尚	東京都世田谷区宇奈根１―18―22	1000万円
令８不保885	株式会社ライクホーム	東京都知事(2)105786	代表取締役 星野美穂	東京都千代田区内神田２―10―２	1000万円
令８不保886	株式会社光和	東京都知事(1)107470	代表取締役 桑島瑞二	東京都小平市学園西町３―１―４	1000万円
令８不保887	株式会社ＨＭＳＰｒｏｐｅｒｔｙＣｏ.	東京都知事(1)110891	代表取締役 末長和樹	東京都世田谷区大原１―32―18	1000万円
令８不保888	ａ２４．株式会社	東京都知事(1)111347	代表取締役 松井寛之	東京都練馬区豊玉北１―６―２	1000万円
令８不保889	ＣｏｚｙＦｉｅｌｄＣｏｎｓｕｌｔａｎｔ	東京都知事(1)111481	三上達之	東京都千代田区東神田２―９―６	1000万円
令８不保890	ＲＥＤ合同会社	東京都知事(1)114049	代表社員 赤﨑等	東京都江戸川区平井５―38―３	1000万円
令８不保891	株式会社イーホーム	神奈川県知事(3)27811	代表取締役 飯田孝太郎	神奈川県川崎市川崎区追分町１―12	1000万円
令８不保892	有限会社ホームクリエート	新潟県知事(5)4751	代表取締役 石田益男	新潟県新潟市西区寺尾東２―14―10	1000万円
令８不保893	ＭＯＩＳ株式会社	岐阜県知事(2)5037	代表取締役 森雅彦	岐阜県岐阜市須賀４―10―20	1000万円
令８不保894	名豊観光株式会社	愛知県知事(1)24879	代表取締役 藤野智洋	愛知県豊橋市築地町17	1000万円
令８不保895	株式会社グランドワークス	愛知県知事(1)24884	代表取締役 平松利之	愛知県清須市一場761―２	1000万円
令８不保896	株式会社コロナ	滋賀県知事(2)3580	代表取締役 藤田由美子	滋賀県野洲市北野１―４―11	1000万円
令８不保897	株式会社たぬきホーム	滋賀県知事(1)3873	代表取締役 長尾一志	滋賀県近江八幡市中小森町327―７	1000万円
令８不保898	株式会社ｔｓｕｎａｇｕ	滋賀県知事(1)4051	代表取締役 向井淳悟	滋賀県栗東市辻405―１	1000万円
令８不保899	京都不動産	京都府知事(4)12790	大森健次	京都府京都市右京区西院西田町48	1000万円
令８不保900	ハグ・トラスト株式会社	京都府知事(1)14362	代表取締役 浅居裕稀	京都府京都市山科区東野中井ノ上町７―73	1000万円
令８不保901	株式会社ライブホーム	大阪府知事(6)45124	代表取締役 速見晃	大阪府大阪市住之江区浜口東１―１―104	1000万円
令８不保902	理財サポートオフィス	大阪府知事(6)44479	嶋野美知子	大阪府大阪市北区西天満３―５―２	1000万円
令８不保903	フルハウスコーポレーション株式会社	大阪府知事(8)34883	代表取締役 丹羽眞澄	大阪府大阪市北区浪花町２―７	1000万円
令８不保904	マックスコーポレーション株式会社	大阪府知事(3)55941	代表取締役 木村実	大阪府大阪市東淀川区東淡路４―17―２	1000万円
令８不保905	株式会社ジミーズ	大阪府知事(2)59015	代表取締役 伊吹慶太	大阪府大阪市生野区林寺３―４―９	1000万円
令８不保906	ＬＩＥＮ株式会社	大阪府知事(1)62989	代表取締役 小川正司	大阪府大阪市淀川区塚本３―４―10	1000万円
令８不保907	銘安合同会社	大阪府知事(1)67309	代表社員 吴鑫	大阪府大阪市中央区平野町１―８―13	1000万円
令８不保908	有限会社デザイン工房	奈良県知事(2)4312	代表取締役 吉田隆吾	奈良県橿原市土橋町381―１	1000万円
令８不保909	株式会社Ｓ．Ｙ．Ｕ．	岡山県知事(2)5820	代表取締役 新谷真司	岡山県岡山市北区天瀬南町８―30―１	1000万円
令８不保910	株式会社松田	岡山県知事(1)5974	代表取締役 松田次歳	岡山県岡山市北区東古松３―12―32	1000万円
令８不保911	株式会社アバンセ	広島県知事(1)11143	代表取締役 増田雅成	広島県広島市中区富士見町13―17	1000万円
令８不保912	株式会社Ｎｅｘｔｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ	広島県知事(1)11619	代表取締役 青木貴裕	広島県廿日市市四季が丘９―４―４	1000万円
令８不保913	ＪＮＴ不動産	福岡県知事(1)21199	長野純也	福岡県久留米市六ツ門町４―６	1000万円
令８不保914	盛栄不動産	鹿児島県知事(4)5424	永野盛榮	鹿児島県鹿屋市寿４―５―27	1000万円
令８不保915	株式会社ＳＬＫ	沖縄県知事(1)5771	代表取締役 仲里瞬	沖縄県那覇市宇栄原６―14―５	1000万円

決算公告　令和８年11月５日
東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
株式会社Garden
代表取締役　清塚　徳
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	200,000
	固定資産	6,675,000,000
	合計	6,675,200,000
負債及び純資産の部	流動負債	805,000
	株主資本	6,674,395,000
	資本金	100,000
	資本剰余金	6,674,900,000
	資本準備金	100,000
	その他資本剰余金	6,674,800,000
	利益剰余金	△605,000
	その他利益剰余金	△605,000
	（うち当期純損失）	(605,000)
	合計	6,675,200,000

第６期決算公告
令和８年11月５日
東京都千代田区神田須田町一丁目３番33号
イーメディカルジャパン株式会社
代表取締役　田村　考
貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	23
	合計	23
負債及び純資産の部	流動負債	167
	株主資本	△ 144
	資本金	99
	資本剰余金	400
	資本準備金	400
	利益剰余金	△ 643
	その他利益剰余金	△ 643
	（うち当期純損失）	(16)
	合計	23

第15期決算公告
令和８年11月５日
東京都港区南青山四丁目２番12―511号
株式会社
プロパティーラダーマネージメント
代表取締役　松本　協
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,128
	固定資産	1,154
	合計	5,282
負債及び純資産の部	流動負債	2,947
	固定負債	―
	株主資本	2,335
	資本金	100
	利益剰余金	2,235
	その他利益剰余金	2,235
	（うち当期純利益）	(830)
	合計	5,282

第10期決算公告
令和８年11月５日
福岡市西区拾六町三丁目13番12号
株式会社グッドライト
代表取締役　髙木　正太
貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	366,534
	固定資産	1,271,820
	合計	1,638,354
負債及び純資産の部	流動負債	268,237
	固定負債	1,112,841
	株主資本	257,275
	資本金	5,000
	利益剰余金	252,275
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	251,975
	（うち当期純利益）	(100,524)
	合計	1,638,354

第38期決算公告　令和８年11月５日
神奈川県横須賀市大滝町１丁目９番地
アルファトレンド株式会社
代表取締役　山野井輝夫
貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	78,513
	固定資産	465
	合計	78,978
負債及び純資産の部	流動負債	8,615
	固定負債	16,236
	株主資本	54,126
	資本金	20,000
	利益剰余金	34,126
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	29,126
	（うち当期純利益）	(876)
	合計	78,978

第51期決算公告
令和８年11月５日
神奈川県川崎市川崎区日進町１番地
株式会社さいか屋友の会
代表取締役　池田　浩行
貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	37,081
	固定資産	36,166
	合計	73,247
負債及び純資産の部	流動負債	43,125
	株主資本	30,122
	資本金	30,000
	利益剰余金	122
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	△127
	（うち当期純利益）	(446)
	合計	73,247

第21期決算公告
令和８年11月５日
東京都港区六本木一丁目６番１号
泉ガーデンタワー38階
ヘイズ・リソース・マネージメント・ジャパン株式会社
代表取締役　征　魏
貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	47,074,420
	資産合計	47,074,420
負債及び純資産の部	株主資本	47,074,420
	資本金	2,500,000
	利益剰余金	44,574,420
	その他利益剰余金	44,574,420
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	47,074,420

決算公告
令和８年11月５日
東京都品川区南大井六丁目12番３号
アサヒバルブ製造株式会社
代表取締役　浅野　良隆
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,325
	固定資産	65,364
	資産合計	66,690
負債及び純資産の部	流動負債	8,602
	固定負債	91,331
	株主資本	△33,243
	資本金	15,000
	利益剰余金	△48,243
	利益準備金	2,812
	その他利益剰余金	△51,055
	（うち当期純損失）	(3,795)
	負債・純資産合計	66,690

第13期決算公告
2026年７月30日
大阪市淀川区十三本町二丁目17番85号
一般財団法人武田薬品共済会
代表理事　篠原　正人
貸借対照表の要旨
（2026年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	611,348
	固定資産	641,216
	資産合計	1,252,564
負味債財及産びの正部	流動負債	13,293
	負債合計	13,293
	一般正味財産	1,239,271
	正味財産合計	1,239,271
	負債正味財産合計	1,252,564

第21期決算公告
令和８年11月５日
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
KoigakuboSC特定目的会社
取締役　町屋　義和
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産の部	4,316	流動負債	156
固定資産	4,316	固定負債	45
有形固定資産	4,315	負債合計	202
投資その他の資産	0	社員資本	4,610
その他の資産の部	497	特定資本金	26
流動資産	497	優先資本金	4,430
		A号優先資本金	3,210
		B号優先資本金	1,219
		剰余金	153
		当期未処分利益	153
		純資産合計	4,610
資産合計	4,813	負債・純資産合計	4,813

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	273
営業費用	128
営業利益	145
営業外収益	0
経常利益	145
税引前当期純利益	145
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	144

第23期決算公告
令和８年９月29日
東京都千代田区神田神保町一丁目44番２号
グリッドマーク株式会社
代表取締役　下山　二郎
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	233,542
	固定資産	34,443
	資産合計	267,985
負債及び純資産の部	流動負債	189,506
	固定負債	319,041
	株主資本	△240,562
	資本金	65,006
	資本剰余金	65,006
	資本準備金	65,006
	利益剰余金	△370,574
	その他利益剰余金	△370,574
	（うち当期純損失）	(201,101)
	負債・純資産合計	267,985

第８期決算公告

令和８年11月５日
東京都千代田区九段南４－８－30
株式会社ｆｉｎｅｃｔ
代表取締役　岩下　英明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	34,602,167
	固定資産	18,069,333
	資産合計	**52,671,500**
負債及び純資産の部	流動負債	11,846,867
	株主資本	40,824,633
	資本金	30,000,000
	資本剰余金	5,483,713
	資本準備金	4,500,000
	その他資本剰余金	983,713
	利益剰余金	5,340,920
	利益準備金	1,500,000
	（うち当期純損失）	(3,634,014)
	負債・純資産合計	**52,671,500**

第８期決算公告

令和８年11月５日
東京都江戸川区北葛西四丁目14番１号
株式会社アセット・プロパティマネジメント
代表取締役　平田　一馬

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	727	流動負債	23,187
固定資産	31,436	固定負債	1,295
		負債合計	**24,483**
		株主資本	7,681
		資本金	100
		資本剰余金	5,000
		その他資本剰余金	5,000
		利益剰余金	2,581
		利益準備金	23
		その他利益剰余金	2,557
		純資産合計	**7,681**
資産合計	**32,164**	**負債・純資産合計**	**32,164**

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	3,926
売上原価	932
売上総利益	2,994
販売費及び一般管理費	1,500
営業利益	1,493
営業外収益	3
営業外費用	195
経常利益	1,301
特別利益	—
特別損失	33
税引前当期純利益	1,268
法人税、住民税及び事業税	431
法人税等調整額	7
当期純利益	828

第１期決算公告

令和８年11月５日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社マイクロニティ
代表取締役　山﨑祐一郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	619
	固定資産	581
	資産合計	**1,200**
負債及び純資産の部	流動負債	410
	株主資本	790
	資本金	10
	資本剰余金	790
	その他資本剰余金	790
	利益剰余金	△9
	その他利益剰余金	△9
	（うち当期純損失）	(9)
	負債・純資産合計	**1,200**

第31期決算公告

令和８年11月５日
宮城県仙台市青葉区花京院一丁目２番３号
アイティーアール株式会社
代表取締役　設樂　幹子

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	—
	固定資産	85,613
	合計	**85,613**
負債及び純資産の部	流動負債	163
	固定負債	79,232
	株主資本	6,218
	資本金	15,000
	利益剰余金	△8,781
	利益準備金	4,050
	その他利益剰余金	△12,831
	（うち当期純利益）	(6,295)
	合計	**85,613**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月七日であり、株主総会の決議は、令和八年十月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月五日
宮城県仙台市青葉区花京院一丁目二番三号
アイティーアール株式会社
代表取締役　設樂　幹子

第１期決算公告

令和８年11月５日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社Ｍｉｃｒｏｎｉｔｙ１
代表取締役　山﨑祐一郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	15,674
	資産合計	**15,674**
負債及び純資産の部	流動負債	14,948
	株主資本	725
	資本金	1,000
	利益剰余金	△274
	その他利益剰余金	△274
	（うち当期純損失）	(274)
	負債・純資産合計	**15,674**

第８期決算公告

令和８年11月５日
東京都港区東麻布一丁目28番12号
株式会社Goodai Global Japan
代表取締役　呉　東勲

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,163,206
	固定資産	1,176,485
	資産合計	**4,339,692**
負債及び純資産の部	流動負債	2,379,918
	その他引当金	192,627
	固定負債	83,840
	株主資本	1,875,933
	資本金	9,900
	利益剰余金	1,866,033
	利益準備金	△50,951
	その他利益剰余金	1,916,985
	（うち当期純損失）	(410,746)
	負債・純資産合計	**4,339,692**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三一億三四四九万六千円減少し九七九五万三千円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十二月八日であり、株主総会の決議は、令和八年十月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月五日
東京都港区東麻布一丁目二八番一二号
株式会社Ｇｏｏｄａｉ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｊａｐａｎ
代表取締役　呉　東勲

第４期決算公告

令和８年11月５日
東京都調布市仙川町一丁目４番地38
株式会社ハヤシーズ
代表取締役　林　仁治

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	103,960
	固定資産	206,927
	資産合計	**310,887**
負債及び純資産の部	流動負債	117,783
	固定負債	150,380
	負債合計	**268,163**
	株主資本	42,724
	資本金	10,000
	利益剰余金	32,724
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	32,674
	（うち当期純利益）	(22,857)
	純資産合計	**42,724**
	負債・純資産合計	**310,887**

第３期決算公告

2026年11月５日
東京都千代田区大手町二丁目２番１号
新大手町ビル３階
Ｂｅｆｆ株式会社

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	229,492,702
	固定資産	58,846,480
	資産合計	**288,339,182**
負債及び純資産の部	流動負債	30,091,281
	固定負債	7,980,000
	株主資本	250,267,901
	資本金	40,000,000
	資本剰余金	360,000,200
	資本準備金	199,000,100
	その他資本剰余金	161,000,100
	利益剰余金	△149,732,299
	その他利益剰余金	△149,732,299
	（うち当期純損失）	(94,167,544)
	負債・純資産合計	**288,339,182**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億千四百九十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりですが、期中に資本金の額が増加し、資本金の額は三億千四百九十五万円となっております。

令和八年十一月五日
東京都千代田区大手町二丁目二番一号
新大手町ビル三階　Ｂｅｆｆ株式会社
代表取締役　長野　幸大

第 36 期 決 算 公 告

令和８年 11 月５日
長野県下伊那郡阿南町東条1093番地
南宮砂利株式会社
代表取締役　御子柴美樹夫

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	49,265
	固定資産	18,142
	合計	67,407
負債及び純資産の部	流動負債	16,139
	固定負債	39,928
	株主資本	11,340
	資本金	41,600
	利益剰余金	△26,960
	その他利益剰余金	△26,960
	（うち当期純利益）	(28,761)
	自己株式	△3,300
	合計	67,407

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金百六十万円減少し金四千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月五日
長野県下伊那郡阿南町東条一〇九三番地
南宮砂利株式会社
代表取締役　御子柴美樹夫

第１期決算公告

令和８年11月５日
東京都千代田区大手町二丁目３番２号
エスシー・ミネラルズ・ジャパン株式会社
代表取締役　渡辺　耕司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	12,747
	合計	12,747
負債及び純資産の部	流動負債	3,833
	株主資本	8,914
	資本金	6,500
	資本剰余金	6,500
	資本準備金	6,500
	利益剰余金	△4,085
	その他利益剰余金	△4,085
	（うち当期純損失）	(4,085)
	合計	12,747

第 98 期 決 算 公 告

令和８年 11 月５日
静岡県富士市今泉三条315番地
株式会社マイプロテック
代表取締役　久保田勝則

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	146,806
	固定資産	360,423
	資産合計	507,230
負債及び純資産の部	流動負債	169,506
	固定負債	306,701
	株主資本	31,022
	資本金	50,000
	利益剰余金	△15,227
	その他利益剰余金	△15,227
	（うち当期純利益）	(9,942)
	自己株式	△3,750
	負債・純資産合計	507,230

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月五日
静岡県富士市今泉三条三一五番地
株式会社マイプロテック
代表取締役　久保田勝則

第２期決算公告

令和８年11月５日
東京都千代田区大手町二丁目３番２号
エスシー・ミネラルズ・ジャパン株式会社
代表取締役　渡辺　耕司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	33,393
	固定資産	126,866
	合計	160,259
負債及び純資産の部	流動負債	22,149
	株主資本	138,110
	資本金	77,502
	資本剰余金	77,502
	資本準備金	77,502
	利益剰余金	△16,893
	その他利益剰余金	△16,893
	（うち当期純損失）	(12,807)
	合計	160,259

第 19 期 決 算 公 告

令和８年 11 月５日
神戸市中央区港島中町四丁目１番地１
株式会社連コム
代表取締役　臼井　俊之

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	610
	固定資産	1,248
	資産合計	1,859
負債及び純資産の部	流動負債	18,883
	株主資本	△17,024
	資本金	22,000
	利益剰余金	△39,024
	その他利益剰余金	△39,024
	（うち当期純利益）	(5,620)
	負債・純資産合計	1,859

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月五日
神戸市中央区港島中町四丁目一番地一
株式会社連コム
代表取締役　臼井　俊之

第 20 期決算公告

令和８年11月５日
東京都港区六本木三丁目２番１号
Queen Bee Capital株式会社
代表取締役　黄　　申波

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,195
	固定資産	691
	資産合計	2,886
負債及び純資産の部	流動負債	1,572
	固定負債	918
	株主資本	200
	資本金	303
	資本剰余金	273
	資本準備金	273
	利益剰余金	△376
	その他利益剰余金	△376
	（うち当期純損失）	(358)
	新株予約権	194
	負債・純資産合計	2,886

第 3 期 決 算 公 告

令和８年 11 月５日
東京都千代田区麹町五丁目１番地９階成倫税理士法人内
シルバー３特定目的会社
取締役　岡本　哲治

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	4,331,099	流動負債	128,396
流動資産	273,435	固定負債	2,600,000
その他の資産	340,539	負債合計	2,728,396
		社員資本	1,943,242
		特定資本金	100
		優先資本金	1,990,000
		剰余金	△46,857
		当期未処理損失	46,857
		純資産合計	1,943,242
資産合計	4,671,639	負債・純資産合計	4,671,639

損益計算書の要旨
（自　令和７年12月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	76,926
営業費用	112,844
営業損失	35,917
営業外収益	1,064
経常損失	34,853
税引前当期純損失	34,853
法人税、住民税及び事業税	693
当期純損失	35,547

第 26 期決算公告

2026年11月５日
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦一丁目13番20号明神ハイツ102号
株式会社不二越総合保険事務所
代表取締役　唐津　敏徳

貸借対照表の要旨（2026年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	188,727
	固定資産	9,103
	資産合計	197,831
負債及び純資産の部	流動負債	21,432
	固定負債	3,124
	株主資本	173,274
	資本金	3,000
	資本剰余金	3,699
	その他資本剰余金	3,699
	利益剰余金	166,575
	その他利益剰余金	166,575
	（うち当期純利益）	(20,810)
	負債・純資産合計	197,831

第27期決算公告

令和８年11月５日
札幌市豊平区福住３条２丁目４番５号
矢崎総業北海道販売株式会社
代表取締役　荒井　康樹

貸借対照表の要旨（令和８年６月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,655,315
	固定資産	1,031,701
	合計	2,687,017
負債及び純資産の部	流動負債	494,709
	固定負債	230,321
	株主資本	1,961,986
	資本金	15,000
	利益剰余金	1,946,986
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	1,943,236
	(うち当期純利益)	(501,599)
	合計	2,687,017

第５期決算公告

令和８年11月５日
東京都港区元赤坂一丁目１番７－1209号
厚木特定目的会社
取締役　山本　顕三

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産の部	6,049,028	流動負債	102,578
建物	2,872,171	固定負債	3,684,836
建物附属設備	320,200	負債合計	3,787,414
構築物	50,600	社員資本	2,587,807
機械装置	81,853	特定資本金	100
工具器具備品	6,101	優先資本金	2,939,000
減価償却累計額	△104,978	剰余金	△351,293
土地	2,823,082	当期未処理損失	351,293
その他の資産の部	326,193		
流動資産	317,509		
固定資産	671		
繰延資産	8,013	純資産合計	2,587,807
資産合計	6,375,221	負債・純資産合計	6,375,221

損益計算書の要旨
（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,919
営業費用	255,926
営業損失金額	254,007
営業外収益	817
営業外費用	—
経常損失金額	253,191
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純損失金額	253,191
法人税、住民税及び事業税	1,041
当期純損失金額	254,232
前期繰越損失	97,061
当期未処理損失	351,293

第53期決算公告

令和８年11月５日
東京都板橋区新河岸三丁目８番４号
株式会社スタッフ・レント
代表取締役　猪森　大

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	293,943
	固定資産	85,701
	合計	379,644
負債及び純資産の部	流動負債	129,997
	固定負債	53,412
	株主資本	196,235
	資本金	20,000
	利益剰余金	176,235
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	175,485
	(うち当期純利益)	(11,342)
	合計	379,644

第14期決算公告

令和８年11月５日
東京都新宿区新宿五丁目18番20号
株式会社ＧＮコンサルティング
代表取締役　中仮屋俊輔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	3,240,492
	固定資産	6,557,084
	資産合計	9,797,576
負債及び純資産の部	流動負債	295,762
	株主資本	9,501,814
	資本金	99,500,000
	資本剰余金	99,000,000
	資本準備金	99,000,000
	利益剰余金	△188,998,186
	その他利益剰余金	△188,998,186
	(うち当期純損失)	(3,350,207)
	負債・純資産合計	9,797,576

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八、九五〇万円、資本準備金の額を九、九〇〇万円減少し、それぞれ一、〇〇〇万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年九月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月五日
東京都新宿区新宿五丁目一八番二〇号
株式会社ＧＮコンサルティング
代表取締役　中仮屋俊輔

第６期決算公告

令和８年11月５日
東京都新宿区西新宿三丁目３番13号
西新宿水間ビル２階
ペットシェルジュ株式会社
代表取締役　木村　信哉

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,782,402	流動負債	7,227,317
固定資産	22,790,716	負債合計	7,227,317
無形固定資産	22,290,716	株主資本	28,178,971
投資その他の資産	500,000	資本金	173,230,000
繰延資産	1,833,170	資本剰余金	133,230,000
		資本準備金	133,230,000
		利益剰余金	△278,281,029
		その他利益剰余金	△278,281,029
		(うち当期純損失)	(47,214,753)
		純資産合計	28,178,971
資産合計	35,406,288	負債・純資産合計	35,406,288

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四三二三万円、資本準備金の額を一億三三二三万円減少し、それぞれ三千万円、零円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年十月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年十一月五日
東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号
西新宿水間ビル二階
ペットシェルジュ株式会社
代表取締役　木村　信哉

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

資金決済に関する法律第20条第１項に基づき、未使用の前払式支払手段を保有されるお客様に次のとおり払戻しを行いますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

１．払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号　株式会社小田急リゾーツ
２．払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
　小田急ホテルズアンドリゾーツご利用券（1,000円）
　センチュリーハイアット東京ご利用券（旧券）(1,000円)
　センチュリーハイアット東京ご利用券（旧券）(500円)
３．払戻しの申出期間　2026年11月５日00時00分から2027年２月８日23時59分まで
　当該期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますのでご注意願います。
４．申出及び払戻しの方法　当社ホームページより申請書をダウンロードし必要事項※１をご記入のうえ、上記２のご利用券を添えて下記までご郵送ください（2027年２月８日消印有効）。確認後、ご指定の銀行口座に払戻金を振り込みます（郵送料及び振込手数料は当社負担）。
　※１必要事項：申込日、氏名、住所、電話番号、払戻情報（券種・枚数・金額）、振込口座情報（金融機関名、口座種別、口座番号、口座名義）
５．お問い合わせ先　〒250－0011 神奈川県小田原市栄町二丁目７番25号２階　電話番号：0465－24－1230
　株式会社小田急リゾーツ　経営管理本部総務担当　https://www.odakyu-hotel.co.jp/

2026年11月５日　株式会社小田急リゾーツ

官報

「官報」は、国の法令や公示事項を掲載し、国民に周知するための国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前８時30分に官報発行サイトにおいて発行され、直近90日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。

https://www.kanpo.go.jp

内閣府

第 40 期 決 算 公 告

令和８年11月５日
横浜市都筑区高山１番37―602号
株式会社オーエイ
代表取締役　大久保さつき

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	265,307
	固定資産	310,006
	資産合計	575,314
負純資産及び部	流動負債	1,340
	固定負債	1,978
	株主資本	571,995
	資本金	88,000
	資本剰余金	91,665
	資本準備金	91,665
	利益剰余金	392,330
	その他利益剰余金	392,330
	（うち当期純利益）	(4,560)
	負債・純資産合計	575,314

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月五日
横浜市都筑区高山一番三七―六〇二号
株式会社オーエイ
代表取締役　大久保さつき

第 22 期決算公告

令和８年11月５日
東京都新宿区西新宿六丁目24番１号
西新宿三井ビルディング５階
ウォッチニアン株式会社
代表取締役　髙妻　寛樹

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	22,649
	固定資産	1,943
	合計	24,592
負純資産及び部	流動負債	19,164
	（うち賞与引当金）	(92)
	固定負債	757
	株主資本	4,671
	資本金	80
	利益剰余金	4,591
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	4,589
	（うち当期純損失）	(724)
	合計	24,592

第 6 期 決 算 公 告

令和８年 11 月５日
東京都新宿区西新宿六丁目24番１号
西新宿三井ビルディング５階
ウォッチニアングループ株式会社
代表取締役　髙妻　寛樹

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	28,363	流動負債	30,072
固定資産	28,274	（うち賞与引当金）	(71)
		固定負債	11,081
		株主資本	15,483
		資本金	80
		資本剰余金	14,471
		資本準備金	7,275
		その他資本剰余金	7,195
		利益剰余金	932
		その他利益剰余金	932
		新株予約権	0
資産合計	56,637	負債・純資産合計	56,637

損益計算書の要旨
（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上収益	2,100
売上総利益	2,100
販売費及び一般管理費	1,418
営業利益	681
営業外収益	468
営業外費用	973
経常利益	176
税引前当期純利益	176
法人税、住民税及び事業税	59
法人税等調整額	△ 18
当期純利益	135

第 25 期 決 算 公 告

令和８年 11 月５日
東京都台東区上野六丁目３番１号
株式会社クォーク
代表取締役　福原健太郎

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	13,849
	固定資産	4,219
	合計	18,068
負純資産及び部	流動負債	9,979
	（うち賞与引当金）	(76)
	固定負債	112
	株主資本	7,976
	資本金	10
	利益剰余金	7,966
	その他利益剰余金	7,966
	（うち当期純利益）	(1,385)
	合計	18,068

令和７年度決算公告

令和８年 11 月５日
横浜市神奈川区金港町７番地３
ブラウデザイン株式会社
代表取締役　拔井　淳一

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,868,789
	固定資産	1,350,000
	合計	8,218,789
負純資産及び部	流動負債	11,986,953
	固定負債	10,675,587
	株主資本	△14,443,751
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	△44,443,751
	その他利益剰余金	△44,443,751
	（うち当期純損失）	(3,169,294)
	合計	8,218,789

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月五日
横浜市神奈川区金港町七番地三
ブラウデザイン株式会社
代表取締役　拔井　淳一

第４期決算公告

令和８年11月５日
東京都千代田区大手町二丁目２番１号
株式会社ｅｓａ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	268,082,354
	固定資産	96,640,304
	資産合計	364,722,658
負純資産及び部	流動負債	41,064,384
	賞与引当金	1,579,200
	固定負債	27,710,000
	株主資本	295,948,274
	資本金	30,000,000
	資本剰余金	927,002,400
	資本準備金	463,501,200
	その他資本剰余金	463,501,200
	利益剰余金	△661,054,126
	その他利益剰余金	△661,054,126
	（うち当期純損失）	(220,278,523)
	負債・純資産合計	364,722,658

第 53 期決算公告

令和８年11月５日
岡山県岡山市中区海吉1828番地
東山陽スリーボンド株式会社
代表取締役　武田　昇三

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	200,457
	固定資産	52,479
	資産合計	252,936
負純資産及び部	流動負債	61,303
	固定負債	0
	株主資本	191,633
	資本金	20,000
	利益剰余金	171,633
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	166,633
	（うち当期純利益）	(33,832)
	負債・純資産合計	252,936

第 63 期決算公告

令和８年11月５日
兵庫県加古川市東神吉町砂部275番地の１
阪神スリーボンド株式会社
代表取締役　藤井　雄基

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	538,247
	固定資産	134,020
	資産合計	672,267
負純資産及び部	流動負債	178,097
	役員賞与引当金	9,009
	固定負債	19,903
	役員退職慰労引当金	19,903
	株主資本	474,266
	資本金	20,000
	利益剰余金	454,266
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	449,266
	（うち当期純利益）	(52,507)
	負債・純資産合計	672,267

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月五日
兵庫県加古川市東神吉町砂部二七五番地の一
（甲）阪神スリーボンド株式会社
代表取締役　藤井　雄基
岡山県岡山市中区海吉一八二八番地
（乙）東山陽スリーボンド株式会社
代表取締役　武田　昇三

第41期決算公告

令和８年11月５日

東京都千代田区有楽町二丁目７番１号

有楽町イトシア12階

マイシスインターナショナル

バンキングシステムズ株式会社

代表取締役　李　楠

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,643,480
	固定資産	10,631,417
	合計	16,274,897
負債及び純資産の部	流動負債	8,801,338
	賞与引当金	3,010
	有給休暇引当金	30
	リストラ引当金	△0
	固定負債	0
	株主資本	7,473,559
	資本金	100,000
	資本剰余金	90,000
	資本準備金	90,000
	利益剰余金	7,283,559
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	7,283,459
	（うち当期純利益）	(2,614,852)
	合計	16,274,897

第25期決算公告

令和８年11月５日

大阪府高槻市上田辺町19番８号

ガイア株式会社

代表取締役　前田　幸治

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,162
	固定資産	4,720
	合計	5,883
負純資産の債及び部	流動負債	709
	固定負債	3,034
	株主資本	2,139
	資本金	11
	利益剰余金	2,128
	その他利益剰余金	2,128
	（うち当期純利益）	(102)
	合計	5,883

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百六十八万円、資本準備金の額を一億九千七百六十八万円減少し、それぞれ一千百万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年十一月二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月五日

大阪府高槻市上田辺町一九番八号

ガイア株式会社

代表取締役　前田　幸治

第４期決算公告

令和８年11月５日

兵庫県伊丹市山田三丁目12番５号

株式会社ドリーム企画

代表取締役　吉田　良徳

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	30,713
	固定資産	56,074
	合計	86,787
負純資産債及びの部	流動負債	28,982
	固定負債	41,582
	株主資本	16,222
	資本金	86,450
	利益剰余金	△70,227
	利益準備金	29
	その他利益剰余金	△70,257
	（うち当期純利益）	(9,155)
	合計	86,787

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千四百七十三万千円減少し百七十一万九千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月五日

兵庫県伊丹市山田三丁目一二番五号

株式会社ドリーム企画

代表取締役　吉田　良徳

第５期決算公告

令和８年11月５日

東京都千代田区丸の内一丁目１番１号パレスビル５階

株式会社ＢＣＪ－69

代表取締役　杉本　勇次

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6	流動負債	251
固定資産	16,416	固定負債	9,818
		株主資本	6,326
		資本金	100
		資本剰余金	9,062
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	9,037
		利益剰余金	△2,835
		その他利益剰余金	△2,835
		（うち当期純損失）	(882)
		新株予約権	25
資産合計	16,423	負債・純資産合計	16,423

第７期決算公告

2026年11月５日　沖縄県浦添市前田三丁目15番10号

株式会社シンク・ネイチャー

代表取締役　久保田康裕

貸借対照表の要旨

（2026年７月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	604,991,462	流動負債	80,558,835
固定資産	23,560,464	固定負債	80,454,017
		株主資本	440,809,074
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	380,188,456
		資本準備金	239,944,228
		その他資本剰余金	140,244,228
		利益剰余金	△39,379,382
		その他利益剰余金	△39,379,382
		（うち当期純損失）	(66,687,737)
		新株予約権	26,730,000
資産合計	628,551,926	負債・純資産合計	628,551,926

第78期決算公告

2026年10月15日　大阪市浪速区下寺三丁目18番７号

山崎産業株式会社

代表取締役　土井　俊二

貸借対照表の要旨（2026年７月18日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,982	流動負債	3,725
固定資産	9,807	賞与引当金	109
有形固定資産	5,940	その他	3,615
無形固定資産	19	固定負債	4,976
投資その他の資産	3,847	役員退職慰労引当金	862
		環境対策引当金	9
		その他	4,105
		負債合計	8,702
		株主資本	8,717
		資本金	588
		資本剰余金	75
		資本準備金	75
		利益剰余金	9,179
		利益準備金	147
		その他利益剰余金	9,032
		自己株式	△ 1,126
		評価・換算差額等	370
		その他有価証券評価差額金	370
		純資産合計	9,087
資産合計	17,789	負債・純資産合計	17,789

損益計算書の要旨（自　2025年７月19日　至　2026年７月18日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	13,574	特別利益	902
売上原価	8,710	特別損失	902
売上総利益	4,863	税引前当期純利益	669
販売費及び一般管理費	4,373	法人税、住民税及び事業税	152
営業利益	490	法人税等調整額	63
営業外収益	324	当期純利益	453
営業外費用	145		
経常利益	669		

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月五日

沖縄県石垣市字真栄里三〇七番地一
（甲）株式会社ドリームファーム
代表取締役　大底英一郎

沖縄県石垣市字真栄里三〇七番地の一
（乙）株式会社ＭＩＲＡＩ
代表取締役　大底英一郎

第 2 期決算公告

令和８年 11 月５日

沖縄県石垣市字真栄里307番地１
株式会社ドリームファーム
代表取締役　大底英一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,868,746
	固定資産	38,634,000
	資産合計	47,502,746
負純資産の債及び部	流動負債	50,901,904
	株主資本	△3,399,158
	資本金	1,500,000
	利益剰余金	△4,899,158
	繰越利益剰余金	△4,899,158
	（うち当期純損失）	(4,635,013)
	負債・純資産合計	47,502,746

第 12 期決算公告

令和８年 11 月５日

沖縄県石垣市字真栄里307番地の１
株式会社ＭＩＲＡＩ
代表取締役　大底英一郎

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	31,993,302
	固定資産	1,855,573
	資産合計	33,848,875
負純資産の債及び部	流動負債	56,750,000
	株主資本	△22,901,125
	資本金	1,700,000
	利益剰余金	△24,601,125
	繰越利益剰余金	△24,601,125
	（うち当期純利益）	(11,216,556)
	負債・純資産合計	33,848,875

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の福祉用品・清掃用品・ベビー用品の貸与、清掃及び家事代行を含む一般消費者向けの事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十一月五日

北海道札幌市中央区南十一条西十八丁目二番一号
（甲）株式会社ＰＥＡＣＥ
代表取締役　干場　正吉

北海道岩内郡共和町梨野舞納二番地の一一九
（乙）株式会社ダスキン岩内
代表取締役　干場　正吉

第 3 期決算公告

令和８年 11 月５日

北海道札幌市中央区南十一条西十八丁目２番１号
株式会社ＰＥＡＣＥ
代表取締役　干場　正吉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,405
	固定資産	10,200
	合計	11,605
負純資産の債及び部	流動負債	1,414
	固定負債	4,920
	株主資本	5,270
	資本金	1,000
	利益剰余金	4,270
	その他利益剰余金	4,270
	（うち当期純利益）	(6,408)
	合計	11,605

第 55 期決算公告

令和８年 11 月５日

北海道岩内郡共和町梨野舞納２番地の119
株式会社ダスキン岩内
代表取締役　干場　正吉

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	47,610
	固定資産	23,442
	繰延資産	750
	合計	71,802
負純資産の債及び部	流動負債	23,479
	固定負債	7,526
	株主資本	40,797
	資本金	10,000
	利益剰余金	30,797
	その他利益剰余金	30,797
	（うち当期純利益）	(3,739)
	合計	71,802

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙及び丁は解散することにいたしました。

効力発生日は令和九年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年十月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年十一月五日

青森県弘前市大字石川字泉田三一番地一
（甲）日興運輸株式会社
代表取締役　三上　博明

青森県弘前市大字石川字泉田三一番地一
（乙）日興運輸グループ株式会社
代表取締役　三上　博明

青森県弘前市大字石川字泉田三一番地一
（丙）株式会社サポートシステム
代表取締役　三上　博明

青森県黒石市大字浅瀬石字扇田四三九番地一
（丁）興要運輸株式会社
代表取締役　三上　博明

第 51 期決算公告

令和８年 11 月５日

青森県弘前市大字石川字泉田31番地１
日興運輸株式会社
代表取締役　三上　博明

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,068,601
	固定資産	2,457,214
	合計	3,525,815
負純資産の債及び部	流動負債	1,018,520
	固定負債	2,293,986
	株主資本	213,309
	資本金	36,000
	利益剰余金	157,387
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	154,887
	（うち当期純利益）	(△52,971)
	合計	3,525,815

第 46 期決算公告

令和８年 11 月５日

青森県弘前市大字石川字泉田31番地１
株式会社サポートシステム
代表取締役　三上　博明

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	111,615
	固定資産	14,786
	合計	126,402
負純資産の債及び部	流動負債	84,725
	固定負債	9,660
	株主資本	32,017
	資本金	7,000
	利益剰余金	23,017
	その他利益剰余金	23,017
	（うち当期純利益）	(954)
	合計	126,402

第 4 期決算公告

令和８年 11 月５日

青森県弘前市大字石川字泉田31番地１
日興運輸グループ株式会社
代表取締役　三上　博明

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,046
	固定資産	469,564
	合計	472,610
負純資産の債及び部	流動負債	238,301
	株主資本	234,309
	資本金	10,000
	利益剰余金	39,164
	その他利益剰余金	39,164
	（うち当期純利益）	(△173)
	合計	472,610

第 46 期決算公告

令和８年 11 月５日

青森県黒石市大字浅瀬石字扇田439番地１
興要運輸株式会社
代表取締役　三上　博明

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	41,852
	固定資産	575
	合計	42,427
負純資産の債及び部	流動負債	30,695
	株主資本	11,731
	資本金	5,000
	利益剰余金	6,731
	その他利益剰余金	6,731
	（うち当期純利益）	(1,006)
	合計	42,427